

# 児童虐待の実態

- 輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク -

平成17年12月

東京都福祉保健局

余 白

## はじめに

平成13年10月、東京都は、全国で初めて児童相談所が取り扱った児童虐待事例の詳細な実態分析を行い「児童虐待の実態」を公表しました。

それから4年、東京都の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数はさらに増加し、平成16年度には3,026件と過去最高を記録しました。平成6年度の相談件数は、221件でしたから、この10年間で14倍近くに増加したことになります。全国でも、児童相談所が平成16年度に処理した児童虐待の相談件数は約33,000件であり、10年前の約17倍にのぼっています。

また、痛ましい児童虐待事件の発生も後を断ちません。平成17年6月に警察庁がまとめた「被害児童が死に至った児童虐待事件に関する調査結果」によると、平成16年に全国の警察が検挙した児童虐待事件のうち被害児童が死に至ったものは49件、51人となっています。

東京都は、児童福祉司の大幅な増員、法的対応能力の向上のための非常勤弁護士を設置、家族再統合事業等の家庭復帰支援の強化、虐待対策班の設置などの児童相談所改革に取り組み、児童虐待対策を専門的かつ機動的に行ってきました。

また、平成16年10月に児童虐待の防止等に関する法律の改正法が、平成17年4月には改正児童福祉法が施行され、関係機関等の役割分担と連携のもと、地域全体で子どもに係わる相談に対応していく体制とすることが明確化されました。

本書は、こうした状況に対応して、東京都の児童相談所が取り扱った児童虐待相談の内容や相談への対応がどのように変化したか、平成15年度に全11の児童相談所が受理した相談事例2,481件について分析調査を行い、前回調査と比較した結果をまとめたものです。

調査結果では、前回調査のまとめで提起した、子どもに身近な関係機関による児童虐待の早期発見への取組の強化や区市町村の子ども家庭支援センターの設置などが、着実に進んでいることが示されました。一方で、子どもの成長や生命に重大な影響を及ぼしかねない深刻な児童虐待に減少が見られない切迫した状況が続いていることも明らかになりました。

子どもが人を信頼することを最初に体得する場となるべき家庭が、安全に安心して居ることのできない場所であってはなりません。また、いかなる時代、社会状況にあっても、次代を担う子どもたちの育ちをしっかりと支えていくことは、保護者を始め私たち大人に課せられた責務であり、社会全体で取り組むべき課題です。

そのためには、東京都、区市町村を始め児童福祉に関わるすべての機関や団体等が、それぞれの役割を確実に果たし、持っている資源を最大限に活用しながら連携することで、子どもと家庭とを見守り、支える、地域における児童虐待防止のネットワークを拡げていく必要があります。

本書が、こうした取組に資するものとなることを期待しています。

平成17年12月

東京都福祉保健局長 平井健一

# 目 次

本書を読むにあたって	1
<b>第1章 東京都の児童相談所に寄せられた児童虐待相談の概況</b>	<b>5</b>
1 児童虐待相談受理件数の推移と虐待対応事例数	5
2 虐待の発見者と児童相談所への通告者	6
（1）第一発見者	6
（2）児童相談所への通告者	10
（3）第一発見者の通告先	11
（4）受理した相談における「非該当」の状況	12
3 虐待の状況	13
（1）被虐待児の性別	13
（2）虐待の種類	13
（3）被虐待児の年齢分布	14
（4）虐待の期間	15
ア 虐待の種類と虐待の期間	15
イ 被虐待児の年齢と虐待の期間	17
（5）虐待の重症度	18
ア 重症度別の状況	18
イ 重症度別の虐待の種類	19
ウ 重症度と在学等の状況	20
4 「生命の危機あり」事例の状況	21
（1）「生命の危機あり」事例の被虐待児の年齢と性別	21
（2）「生命の危機あり」事例の虐待の種類	22
（3）「生命の危機あり」事例の虐待者	23
<b>第2章 虐待が行われた家庭の状況</b>	<b>24</b>
1 虐待を受けた子どもの状況	24
（1）被虐待児がもつ特性と出生の状況	24
（2）虐待に起因すると思われる被虐待児の精神状況	25
（3）きょうだいへの虐待の有無	26
ア きょうだいへの虐待の有無、虐待の種類	26
イ 虐待者別のきょうだいへの虐待	28
（4）保護者との同居の意向	29
2 虐待を行った保護者等の状況	31
（1）虐待者の内訳	31
（2）虐待者の年齢	31
（3）虐待者の虐待についての認識	33
ア 虐待者の虐待についての認識	33
イ 虐待者の年齢と虐待についての認識	34

(4) 虐待者の生育歴	36
(5) 虐待者の就労状況	37
(6) 虐待者の心身の状況	38
ア 虐待者の心身の状況	38
イ 実父と実母の比較	39
(7) 主たる虐待者と虐待の重症度	40
(8) 主たる虐待者と虐待の頻度	41
3 虐待が行われた家庭の特徴	42
(1) 家族形態	42
(2) 家庭の状況	43
(3) 住宅の状況	45
<b>第3章 児童相談所の児童虐待相談への対応</b>	<b>46</b>
1 虐待通告受理後の初期の対応	46
2 一時保護の状況	47
3 支援の内容	48
(1) 支援内容	48
(2) 虐待の重症度別の支援内容	48
4 指導・支援に対する虐待者の対応	50
5 虐待者への指導・支援の効果	51
(1) 家庭の状況と虐待者への指導・支援効果	51
(2) 虐待者の虐待についての認識と指導・支援効果	52
6 施設入所等に対する虐待者の同意	54
<b>第4章 実態調査分析を終えて</b>	<b>55</b>
資料編	63
被虐待児調査票	65
被虐待児調査票記入要領	69
非行・虐待相談実態調査検討委員会設置要領	73
別表1 非行・虐待相談実態調査検討委員会構成員名簿	75
別表2 - 2 虐待相談実態調査作業部会構成員名簿	76

余 白

## 本書を読むにあたって

### 1 児童虐待の定義

本調査における児童虐待の定義は、平成16年10月の改正前の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条によります。

(1) 保護者が行うものであること。

「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現実に監護しているものをいいます。

(2) 児童に対するものであること。

「児童」とは満18歳に満たない者をいいます。

(3) 次に掲げる行為をすること。

ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）。

例：(ア) 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部打撲、たばこによるやけどなど外見的に明らかな傷害を生じさせる行為

- (イ) 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さづりにする、異物を飲ませる、冬の戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為

イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）。

例：(ア) 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆

- (イ) 性器や性交を見せる。  
(ウ) わいせつ物の被写体などに子どもを強要する。

ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（養育の放棄・怠慢（ネグレクト））。

例：(ア) 子ども健康・安全への配慮を怠る。

- (イ) 子どもを継続的に無視し続けるなど子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない。  
(ウ) 食事、衣服、住居などが極端に不適切で健康状態を損なうほどの無関心・怠慢

エ 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）。

例：(ア) 言葉による脅し、脅迫をする。

- (イ) 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す。  
(ウ) 子どもを傷つけることを繰り返し言う。  
(イ) 子どもの自尊心を傷つけるような言動をする。  
(オ) 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。

なお、平成16年10月に児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、次のような行為が児童虐待に含まれることになりました。

オ 保護者以外の同居人によるア、イ及びエと同様の行為を放置すること（養育の放棄・怠慢（ネグレクト））。

## カ 児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（心理的虐待）

### 2 児童虐待の重症度

本調査では、子どもへの虐待の身体的、精神的影響などにより、児童虐待の程度を次のように分類しました。

#### (1) 生命の危機あり

身体的虐待等による生命の危険に関わる受傷、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）等のため衰弱死の危険性があるもの

#### (2) 重度虐待

今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重大な影響が生じているか、生じる可能性があるもの

例：ア 継続的に医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折・裂傷・目の傷がある、など）。

イ 成長障害や発達遅滞が顕著である。

ウ 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない。

エ 明らかな性行為の事実がある。

オ 家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている。

#### (3) 中度虐待

継続的な治療を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危ぐされるもの

例：ア 今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体的・情緒的に養育の放棄・怠慢（ネグレクト）を受けていたために、子どもの人格形成に問題の残ることが危ぐされる。

イ 現在の児童虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の児童虐待の増強や子どもの人格形成に問題の残ることが危ぐされる。

ウ 保護者の慢性的な精神疾患・精神障害（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存等）の症状により良好な養育環境を確保することができず、子どもの人格形成に問題の残ることが危ぐされる。

エ 乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている。

#### (4) 軽度虐待

実際に子どもへの暴力があり、保護者や周囲のものが児童虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、家族関係には重篤な病理が見られない。

例：ア 外傷が残るほどではない暴力行為がある。

イ 子どもの健康問題を起こすほどではないが、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）の傾向がある（子どもの世話が嫌で時々ミルクをあげないことがある、など）。

#### (5) 虐待の危ぐあり

暴力や養育の放棄・怠慢（ネグレクト）の児童虐待行為はないが、「たたいてしまいそう。」「世話したくない。」などの子どもへの虐待を危ぐする訴えがある。

### 3 児童相談所が行う主な支援

児童相談所が児童福祉法等に基づいて子どもの支援を行うもののうち、主なものは次のとおりです（カッコ内は平成 17 年 4 月改正後の児童福祉法の規定。支援の内容は改正前後で変更ありません。）。

#### (1) 施設入所又は里親委託

子どもを乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設に入所させるもの又は里親に委託するもの（第 27 条第 1 項第 3 号）

原則として保護者の同意を得て行いますが、どうしても同意が得られないときは、家庭裁判所の承認を得て行います（第 28 条第 1 項及び第 2 項）。平成 15 年度は 16 件でした。

#### (2) 児童福祉司指導（第 27 条第 1 項第 2 号）

児童福祉司等が、複雑困難な家庭環境、親子環境に起因する問題を有する子どもや保護者に対して、行政処分として指導を行うもの

定期的に家庭訪問し、必要に応じて児童相談所への通所を義務付けるなどの方法で指導を行います。

#### (3) 継続指導（第 11 条及び第 12 条）

児童福祉司等が、複雑困難な問題を有する子どもや保護者に対して、専門的な技術、方法、効果予測等にもとづき、計画的に指導・支援を実施するもの

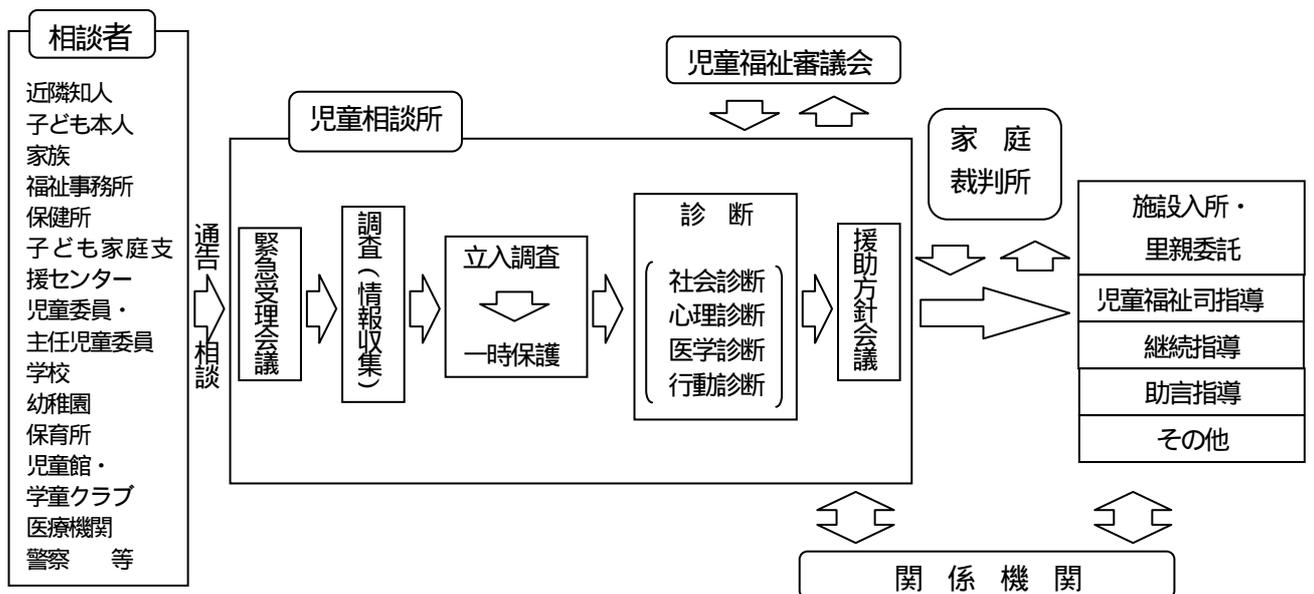
児童福祉司や児童心理司、又はボランティアであるメンタルフレンドなどが、子どもや保護者に指導・支援を行います。

#### (4) 助言指導（第 11 条及び第 12 条）

児童福祉司等が、日常生活の中で解決され则认为られる問題を有する子どもや保護者に対して、1 ないし数回の助言等を行うもの

問題が解決したり、他の機関との関係ができたりするよう、具体的な助言などを行います。

児童相談所における支援内容決定のプロセス



#### 4 調査対象及び調査手法

本調査は、平成 15 年度に東京都の 11 の児童相談所で児童虐待を主訴として受理した 2,481 件の全相談事例について調査したものです。

分析に当たっては、児童相談所に調査票を配布し、回答の単純集計及びクロス集計を行いました。その結果を、現場で実務に携わっている児童相談所長、児童福祉司、児童心理司、児童精神科医その他の職員により分析しました。

前記の 2,481 件のうち、電話相談のみで終了しているものなどを除くと 2,262 件となります。そのうち、児童相談所の調査の結果、児童虐待ではなかったものが 568 件ありました。

子どもについては、これを除いた 1,694 件について分析を行いました。

保護者については、さらに子どものきょうだいによる重複を除いた 1,447 件について分析しました。

調査時点は、原則として平成 16 年 5 月 1 日としています。ただし、それ以前に都外に転居等していた場合にはその時点での内容となっています。

#### 5 共通の分類項目

表やグラフ中「その他」「特になし」「不明」は、それぞれ次の分類を表します。

- (1) その他…… 調査事項に該当する状況がみられたが、選択肢に該当するものがない。
- (2) 特になし…… 調査事項に該当する状況が見られなかった。
- (3) 不明……… 調査時点で調査中である。調査を行っても不明であった。事例への対応が助言指導で終了した、等

なお、表及びグラフの中の合計が、4 の 1,694 件又は 1,447 件と合わないものがありますが、これは「不明」や未記入のものを除いたためです。

#### 6 数値の引用

平成 13 年 10 月発行の「児童虐待の実態」から、割合の合計が 100%となっていない統計（複数回答による調査を除く。）の数値を引用する場合、合計が 100%となるように調整したうえで引用しています。

# 第1章 東京都の児童相談所に寄せられた児童虐待相談の概況

## 1 児童虐待相談受理件数の推移と虐待対応事例数

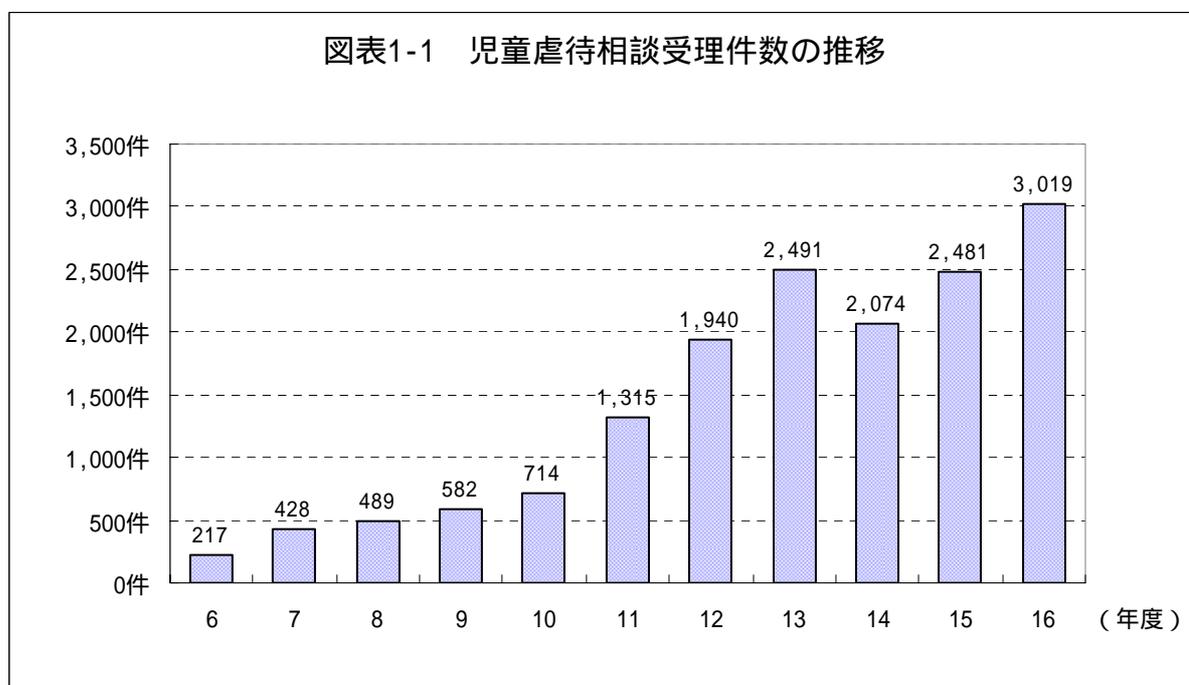
平成15年度に東京都の児童相談所が受理した児童虐待相談のうち児童虐待として対応した事例は、子ども1,000人に約1件でした。

児童相談所の受理する児童虐待相談件数が増加を続けています。平成14年度にいったん減少しましたが、平成15年度は再び増加に転じ、平成16年度には過去最高となりました。

本調査は、平成15年度に受理した児童虐待相談2,481件のうち、児童虐待(以下「虐待」という。)として対応を行った1,694件の相談事例を対象としています。この件数は、平成13年10月にまとめた「児童虐待の実態 - 東京の児童相談所の事例に見る - 」(以下「前回調査」という。)で分析の対象とした同様の事例数と比較すると452件の増加です。

東京都(以下「都」という。)の子どもの人口(18歳未満1,738,453人(「住民基本台帳」(平成15年1月)))に対する比率で見ると1,000人に0.97件となり、前回調査の0.7件よりも0.27件増加しました。これは、虐待に対する社会的認識が広がり、児童相談所に相談あるいは通告される事例の増えたことが大きな要因であると考えられます。

図表1-1 児童虐待相談受理件数の推移



## 2 虐待の発見者と児童相談所への通告者

### (1) 第一発見者

**学校が第一発見者となった事例が大幅に増加しました。**

**中学生 30.8% 43.2% 高校生 15.9% 30.8%**

第一発見者は、「近隣知人」と子どもが在園・在学している「保育所・幼稚園」及び「学校」の割合が多く、合わせて5割以上を占めています。

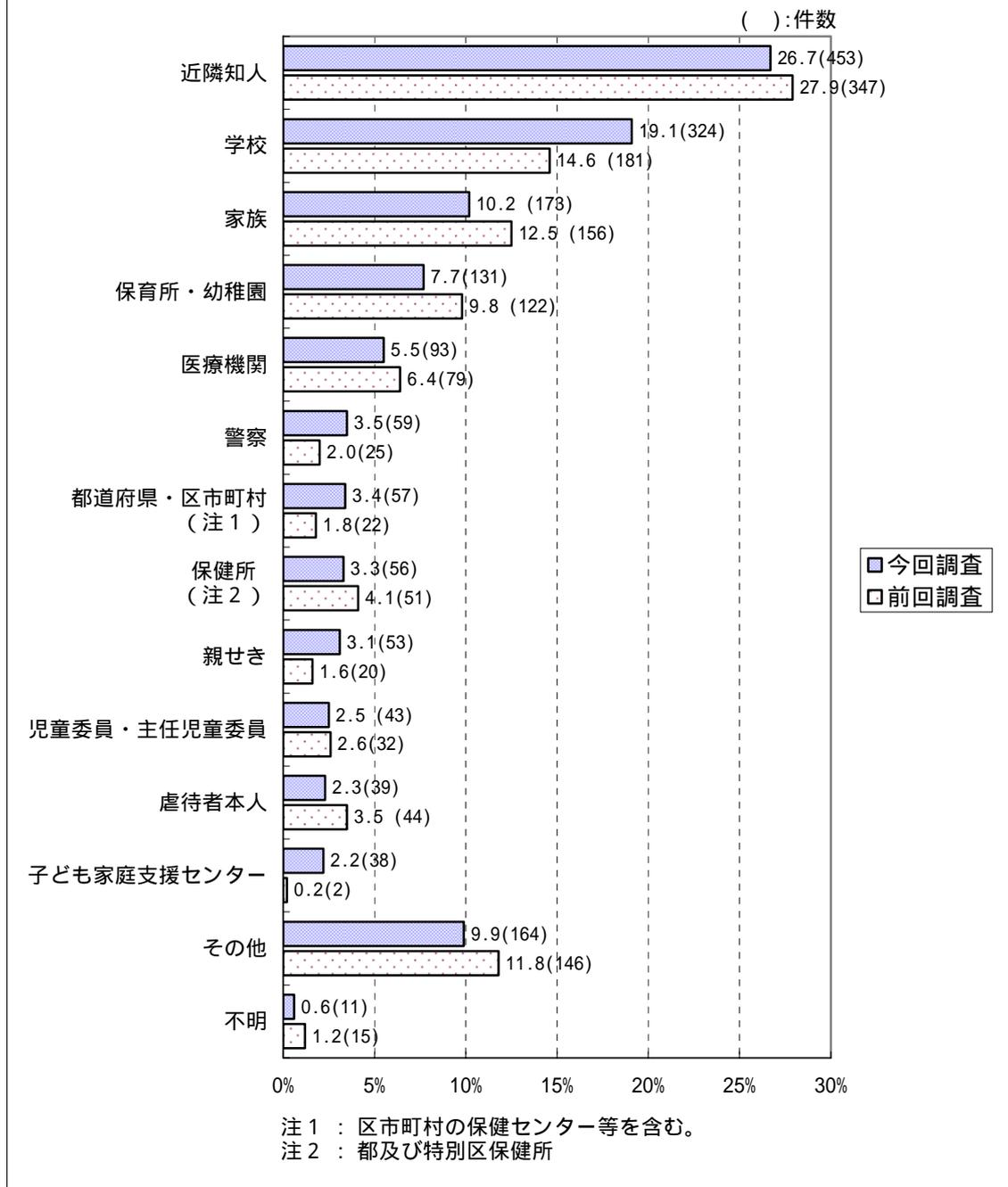
これを子どもの状況別に見ると、「家庭にいる乳幼児」では「近隣知人」が最も多く、次いで「家族」「医療機関」と続きます。「医療機関」が多い点は「家庭にいる乳幼児」だけに見られる特徴であり、前回調査と同様の傾向です。

園児、小学生では、在園・在学している「保育所・幼稚園」「学校」と「近隣知人」による発見の割合がきつ抗し、この二つで全体の5割強を占めています。

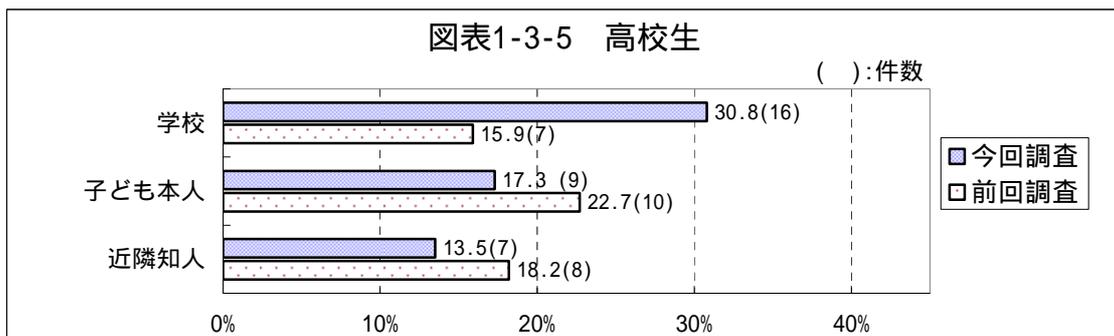
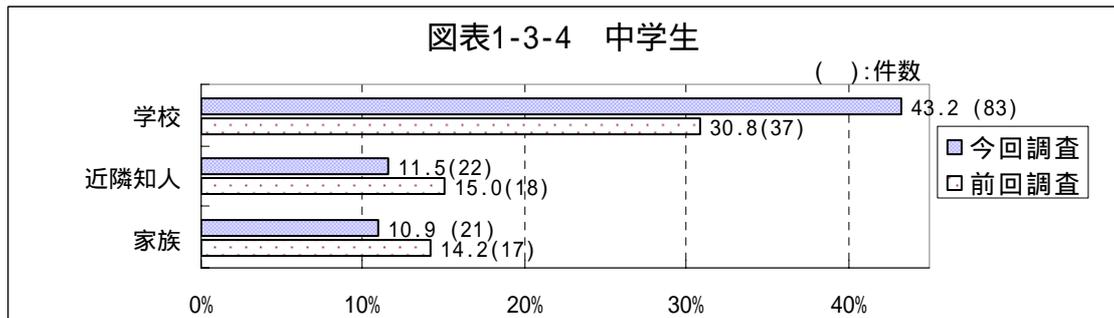
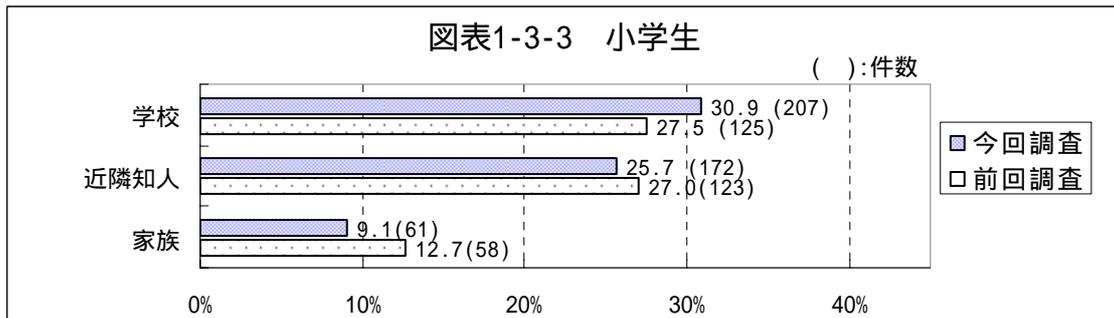
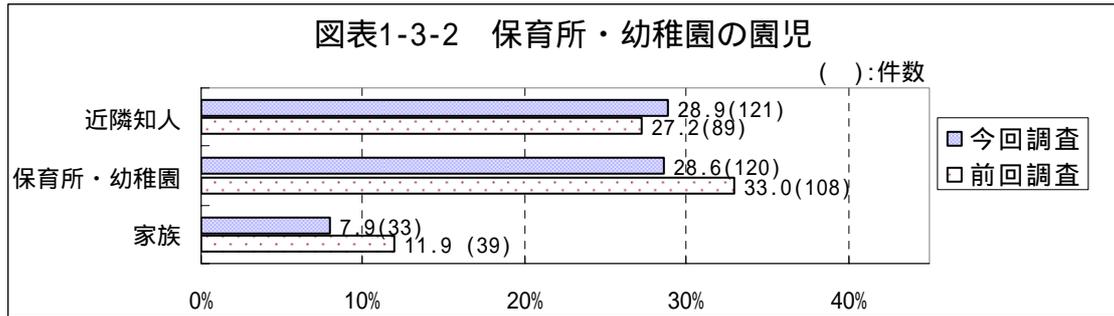
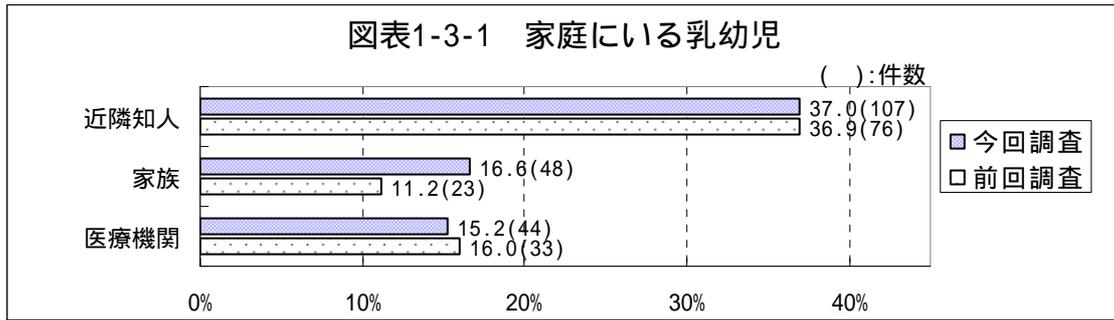
なお、学校が第一発見者となった事例の割合が、中学生で前回調査の30.8%が今回調査では43.2%に、高校生では15.9%が30.8%に、大幅に増加しました。これは、日ごろから子どもと接し、その変化にいち早く気付くことのできる学校関係者による、虐待の早期発見等への取組が強化されていることが反映しているものと考えられます。

また、第一発見者が医療機関である虐待事例の虐待の重症度を見ると、「生命の危機あり」が18.3%、「重度虐待」が17.2%であり、他の第一発見者の事例と比べると重篤な事例の割合が高くなっています。病院の中には、「虐待防止委員会」の設置や「虐待対応マニュアル」の策定等の体制整備を図っているところもあり、医療機関の意識の高まりが見られます。

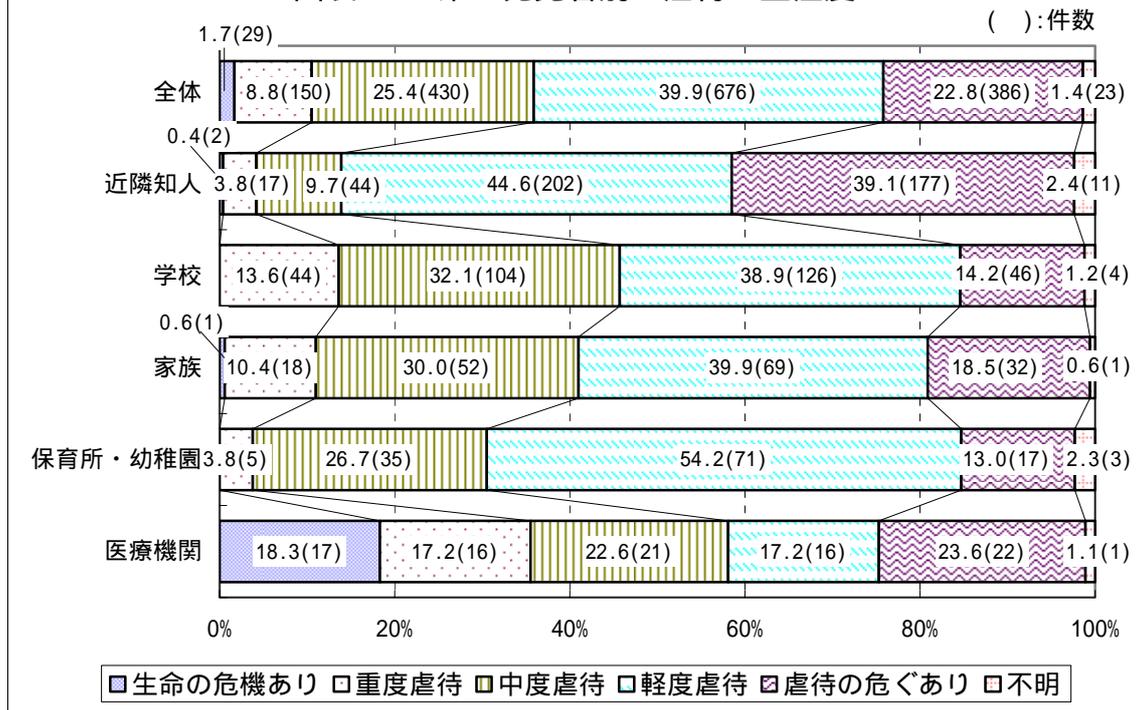
図表1-2 第一発見者（全体）



図表 1-3 子どもの在学等の状況別 第一発見者(上位3位)



図表1-4 第一発見者別 虐待の重症度

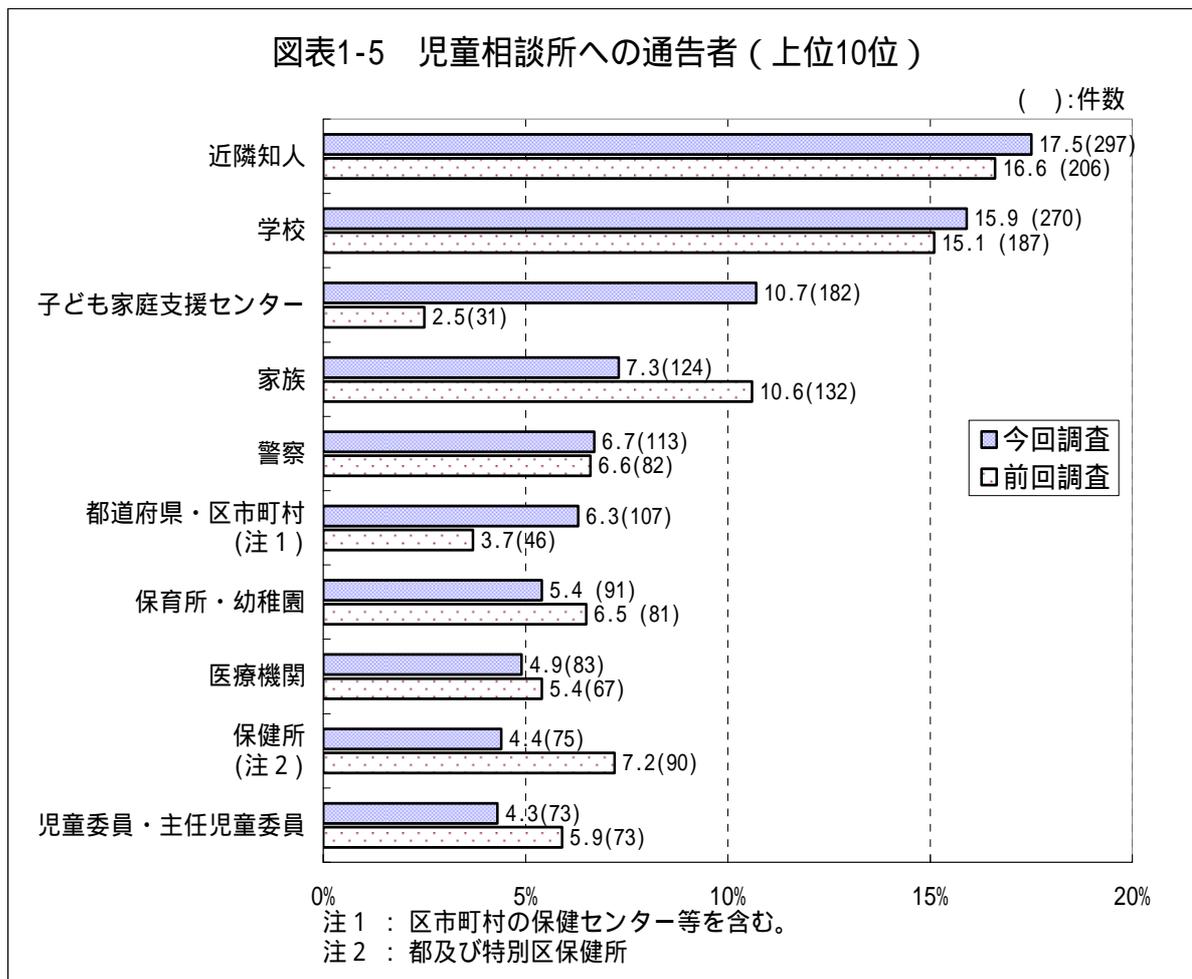


## (2) 児童相談所への通告者

子ども家庭支援センターからの通告が大幅に増加しました(2.5% 10.7%)。

前回調査の結果と比べると、区市町村の子ども家庭支援センター( 1 )からの通告が、2.5%から 10.7%へと大幅に増加しました。

平成7年度から都独自の事業として促進をしてきた子ども家庭支援センターの設置が進んで地域住民に浸透するとともに、地域の関係機関や児童相談所との連携関係が構築されてきているものと考えられます。



### 1 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供、サービス調整、地域組織化等の事業を行い、地域において子どもと家庭を支援する中核的役割を担う機関。平成17年4月の児童福祉法の改正で、区市町村は身近な相談窓口として法律上の役割が明確化されたが、それに先行して、平成7年度から都独自の補助事業として区市町村が事業を開始している。

平成15年度からは、児童相談所と連携した、虐待の予防的取組や地域の見守り機能を新たに加えた、先駆型子ども家庭支援センターの整備を進めている。

《設置数》 平成13年3月末現在 17区市、17か所  
平成16年3月末現在 40区市町、49か所(うち先駆型 2区、2か所)  
平成17年11月末現在 52区市町、59か所(うち先駆型 21区市 21か所)

### (3) 第一発見者の通告先

近隣知人、保育所、児童館・学童クラブは、身近な地域の子ども家庭支援センター、都道府県・区市町村、児童委員・主任児童委員、警察などに通告することが多くなっています。

第一発見者自身の通告先の割合をみると、「都道府県・区市町村」「福祉事務所」「警察」「保健所」などの公的機関の場合は80%以上が児童相談所に直接、通告を行っています。

一方、「近隣知人」（児童相談所への直接通告割合 65.3%）、「保育所」（同 62.2%）、「児童館・学童クラブ」（同 53.6%）の場合は、別の機関に通告している事例も多いことが分ります。

その主な通告先をみると、「子ども家庭支援センター」「都道府県・区市町村」「児童委員・主任児童委員」などとなっています。「近隣知人」は、まず地域の「警察」へ通告する事例も多くなっています。

また、虐待を受けている子ども本人が相談し、助けを求める先としては、児童相談所のほか「学校」や「子ども家庭支援センター」「警察」があげられます。

図表1-6 第一発見者別 児童相談所への通告者

区分	児童相談所への通告者別割合（％）									
	第一発見者自身	児童委員・主任児童委員	福祉事務所	子ども家庭支援センター	警察	保健所	都道府県・区市町村	保育所	学校	その他
都道府県・区市町村（注1）	96.5	-	-	3.5	-	-	/	-	-	-
福祉事務所	92.6	-	/	7.4	-	-	-	-	-	-
幼稚園	91.7	-	8.3	-	-	-	-	-	-	-
警察	91.5	-	-	3.4	/	-	-	-	-	5.1
子ども家庭支援センター	84.2	-	-	/	-	-	7.9	-	-	7.9
保健所（注2）	80.4	-	-	8.9	1.8	/	1.8	-	-	7.1
医療機関	79.5	-	2.1	5.4	3.2	5.4	1.1	-	1.1	2.2
児童委員・主任児童委員	79.1	/	-	11.6	-	-	4.7	-	2.3	2.3
学校	76.2	4.0	2.5	8.0	1.6	0.6	4.0	-	/	3.1
親せき	75.4	-	1.9	3.8	11.3	-	-	-	3.8	3.8
その他児童福祉施設	73.7	-	-	5.3	5.3	5.3	-	-	-	10.4
家族	67.0	-	5.8	6.4	1.7	5.8	2.9	0.6	2.3	7.5
近隣知人	65.3	5.1	2.2	9.3	7.5	1.8	3.1	0.7	2.0	3.0
保育所	62.2	1.7	2.5	22.7	-	0.8	7.6	/	0.8	1.7
虐待者本人	61.5	-	-	12.8	5.1	2.6	2.6	2.6	2.6	10.2
子ども本人	57.6	-	-	6.1	6.1	-	-	-	12.1	18.1
児童館・学童クラブ	53.6	3.6	-	32.1	-	-	7.1	-	-	3.6

注1：区市町村の保健センター等を含む。

注2：都及び特別区保健所

#### (4) 受理した相談における「非該当」の状況

**虐待相談として受理した相談の約4分の1が、虐待ではありませんでした。**

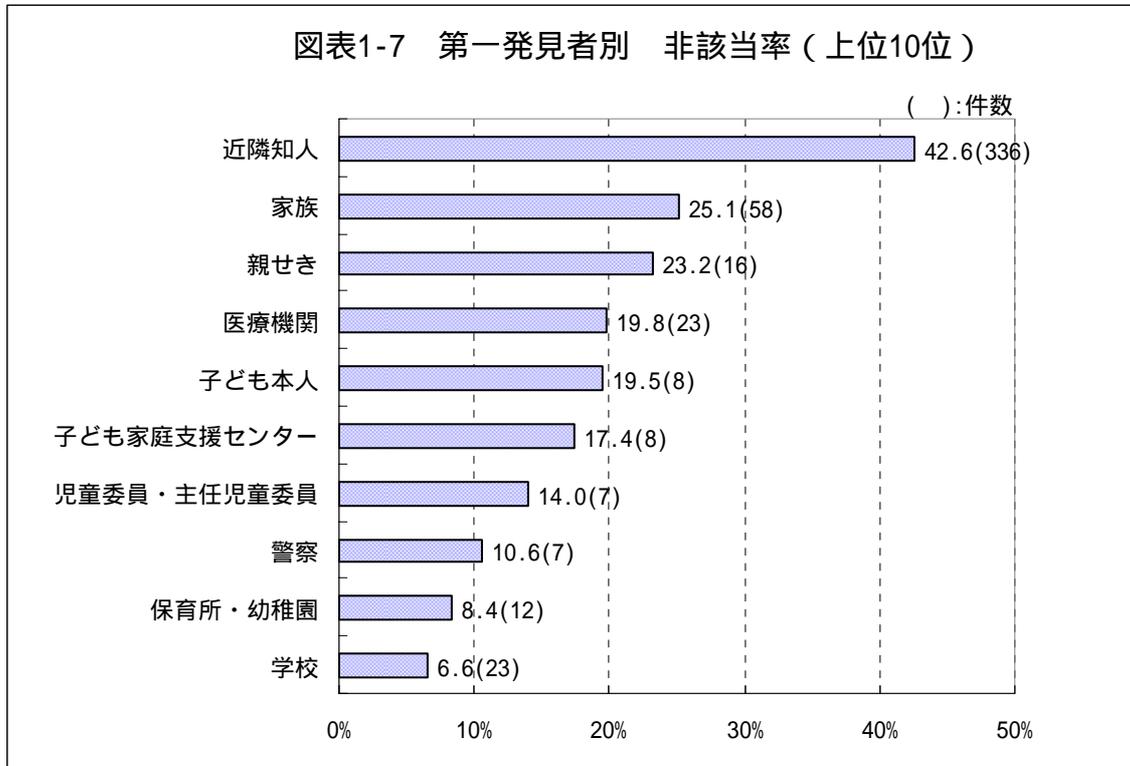
平成15年度に受理し、電話相談のみで終了したもの等を除く虐待相談2,262件のうち、調査の結果、虐待の事実が認められなかったり、通告の内容及びあいで家庭が特定できなかったりして虐待と認められなかった「非該当」の事例は、568件で、全虐待相談受理件数の25.1%に当たります。前回調査でも23.2%が「非該当」であり、通告のおおむね4分の1が虐待には該当しないという結果でした。

第一発見者別の状況を見てみると、「近隣知人」の事例では「非該当」の割合が42.6%と最も多く、前回調査でも42.2%と同じ位の割合でした。

また、「家族」「親せき」が第一発見者の場合も、件数は少ないものの「非該当」の割合が高くなっています。

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の制定により虐待の通告が国民の義務とされたことを機に、子どもや家庭に身近な関係者が通告を行った結果と思われます。

このように、通告される事例が結果として虐待ではないこともありますが、虐待の発見と対応に遅れが生じることのないようにするために、児童虐待防止法改正の趣旨を周知し、子どもや家庭の様子に気になることがあったら、すぐに通告するよう地域の住民や関係機関に引き続き促していく必要があります。

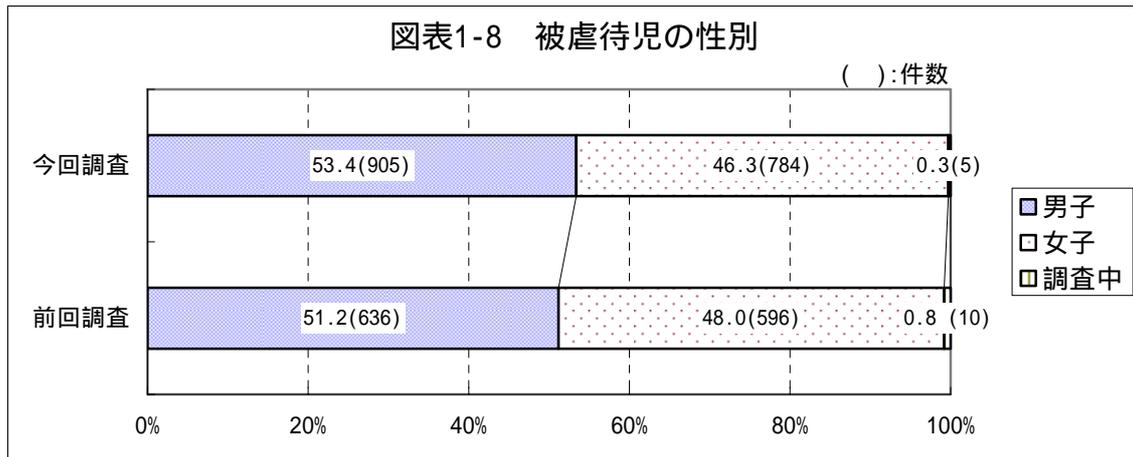


### 3 虐待の状況

#### (1) 被虐待児の性別

**男子が女子よりも、やや多くなっています。**

性別でみると、前回調査と同様に男子が女子よりもやや多くなっています。



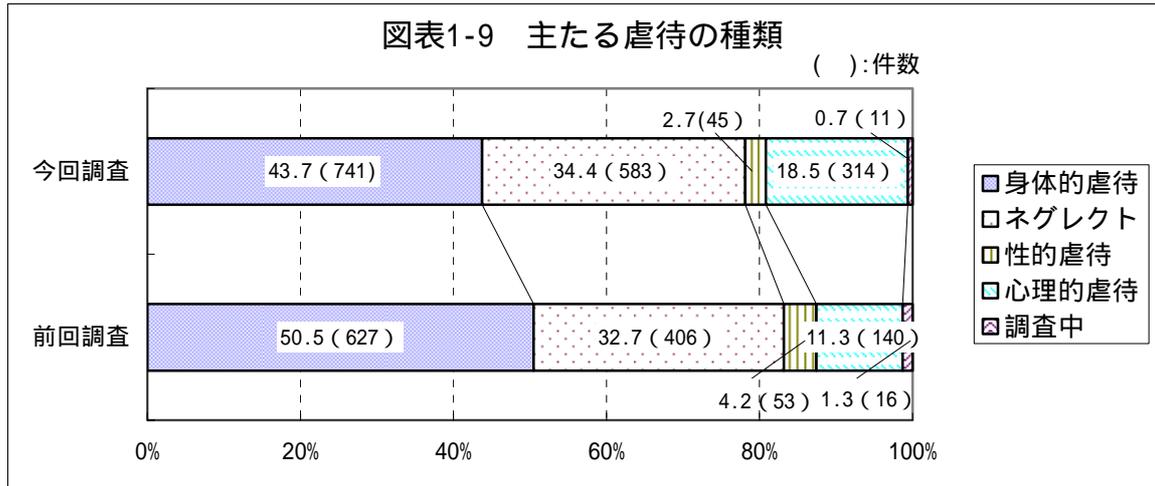
#### (2) 虐待の種類

**身体的虐待が最も多く43.7%、次いで養育の放棄・怠慢(ネグレクト)が34.4%となっています。**

虐待の種類は、「身体的虐待」が最も多く43.7%、次いで「養育の放棄・怠慢(ネグレクト) (以下「ネグレクト」という。)」が34.4%で、この二つで全体の約8割を占めています。この傾向は前回調査と大きな違いはありませんが、全体に占める割合で見ると身体的虐待の割合がやや減少し、ネグレクト、心理的虐待が若干ずつ増加しています。

身体的虐待は、他の虐待と比べて、保育所、幼稚園、学校などの場で外傷やあざなどから比較的発見が容易ですが、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待は、その事実調査や判断の難しい面があります。

こうした中でもネグレクトの相談や通告が増えていることの要因としては、不適切な養育や長期間のネグレクトによる生命の危険性や子どもの成長への重大な影響等についての社会的認識が広がっていることが考えられます。

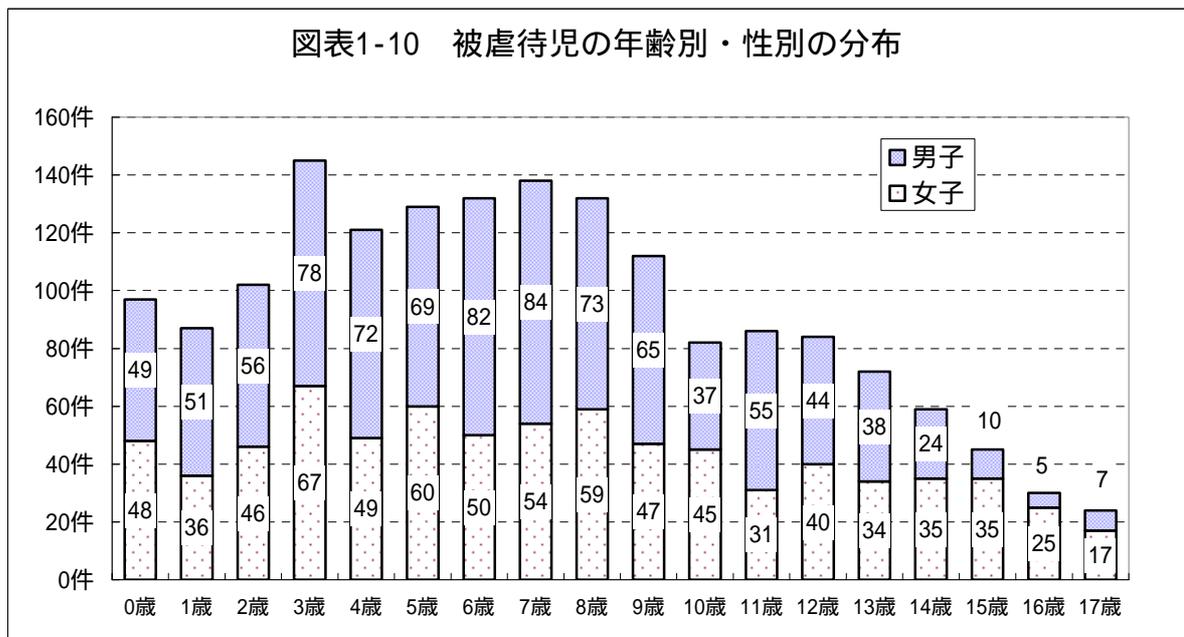


### (3) 被虐待児の年齢分布

**3歳から9歳までに全体の半数強が集中しています。未就学児では男子、14歳以上では女子の割合が高くなります。**

虐待を受けた子どもの年齢分布は、3歳児が一番多くなっています。全体では、3歳から9歳までが多く、この年代に全体の半数強の子どもが集中しています。

未就学児では男子の比率が高く、14歳以上の子どもでは女子の割合が高くなります。これは女子の場合、年齢が高くなるにつれ、性的虐待が増えることが影響しています。



#### (4) 虐待の期間

##### ア 虐待の種類と虐待の期間

**虐待の期間が6か月未満の事例が増加しました(28.9% 40.5%)。**

**一方、1年以上にわたり虐待を受けている事例が479件、28.2%ありました。**

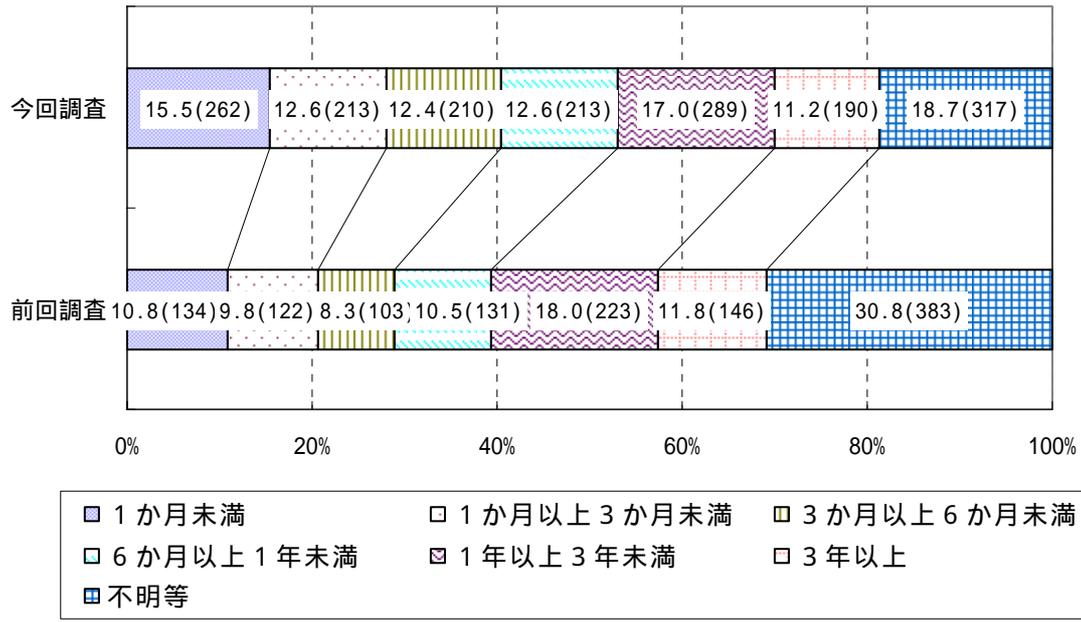
虐待を受けていた期間について前回調査と比較してみると、6か月未満の事例が28.9%から40.5%に、1年未満では39.4%から53.1%へと増加しています。より早い段階で発見され、早い時期に通告や対応を行うことができるようになったといえます。

しかし、「3年以上」の長期にわたり虐待を受けている事例も190件あります。1年以上にまで広げてみると479件、割合では28.2%の子どもが長期にわたる虐待を受けています。特に、「性的虐待」では41.7%、「ネグレクト」では30.6%の子どもが1年以上の長期間の虐待を受けており、より一層、早期の発見と迅速な対応への取組を行っていく必要のあることを示しています。

なお、不明等の割合が前回調査に比べて減少しましたが、これは児童相談所の実態調査の迅速性等が向上したためと考えられます。

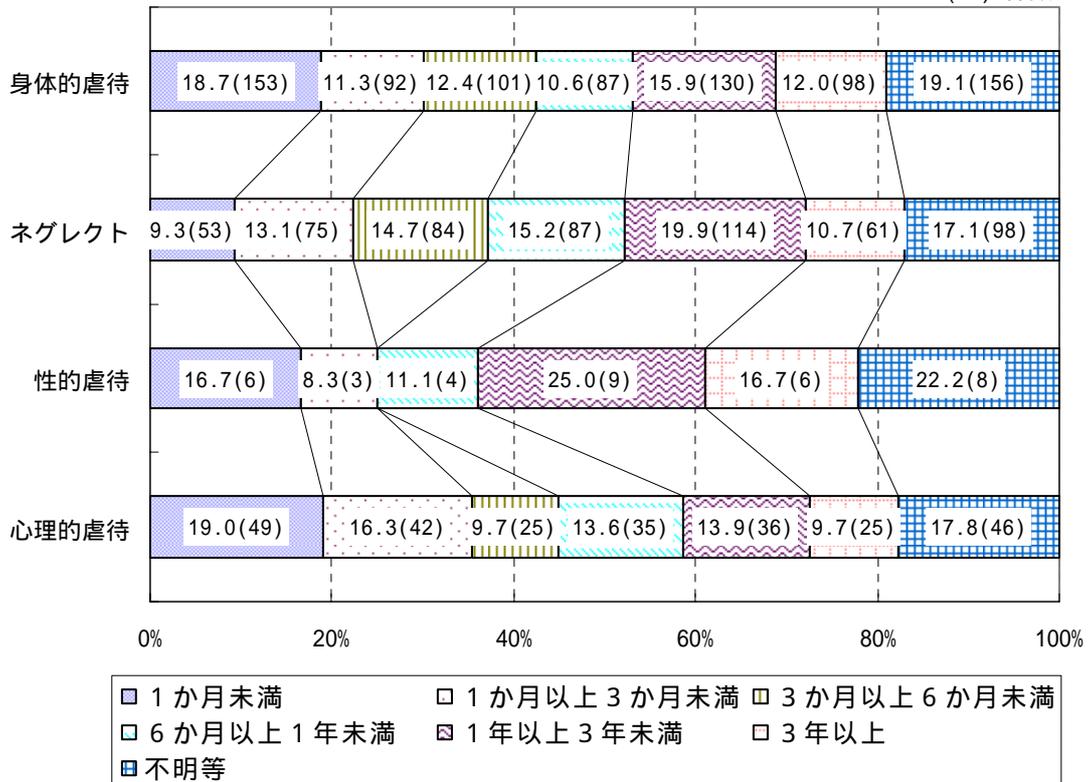
図表1-11 虐待の期間

( ):件数



図表1-12 虐待の種類別 虐待の期間

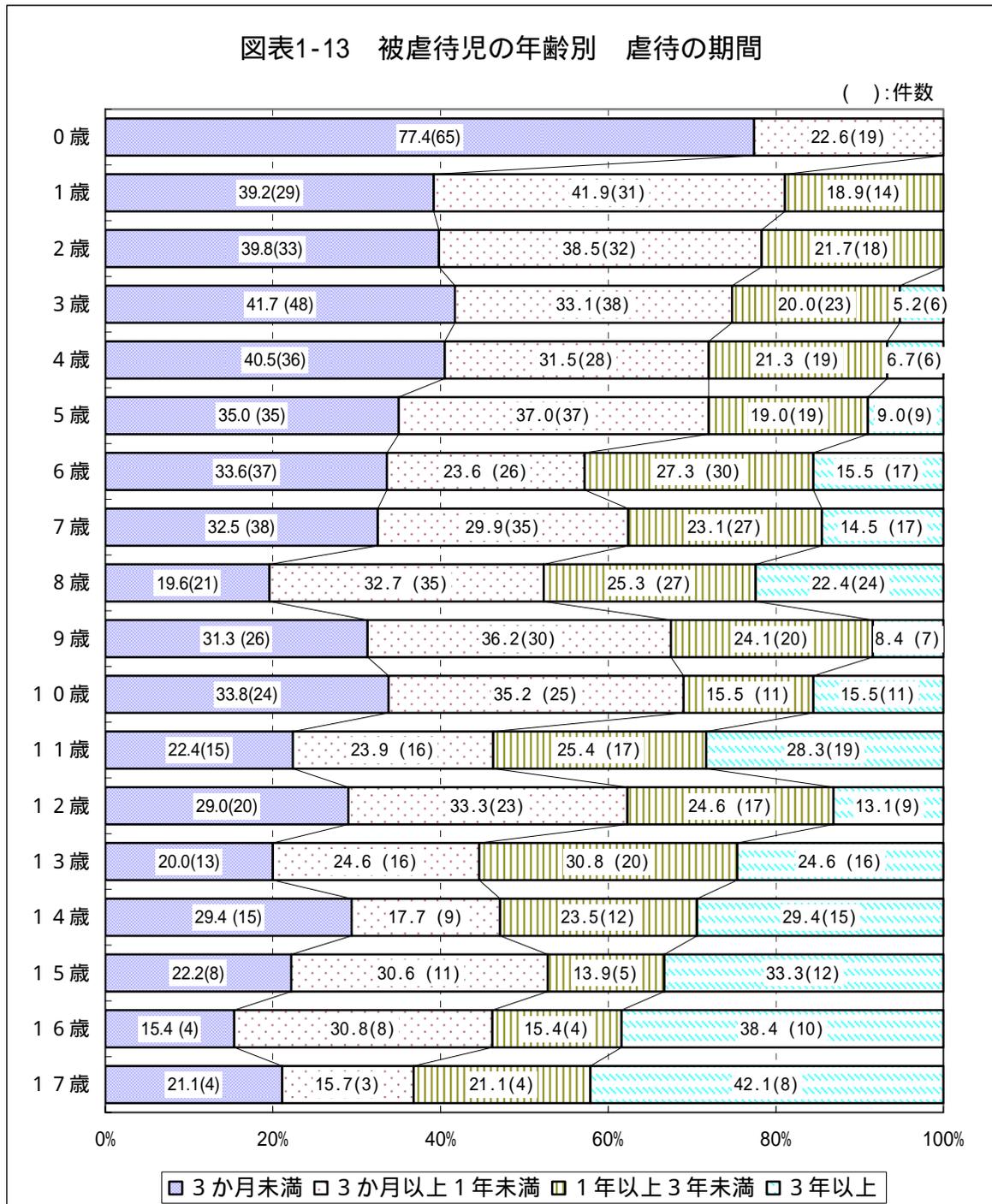
( ):件数



## イ 被虐待児の年齢と虐待の期間

3年以上虐待を受けた子どもの割合は年齢とともに徐々に増加します。

年齢と虐待期間の関係を見ると、おおむね年齢が高くなるにつれて虐待を受けた期間が長くなる傾向は、前回調査と同様の傾向です。3年以上虐待を受けた子どもの割合は年齢とともに徐々に増加しています。



## (5) 虐待の重症度

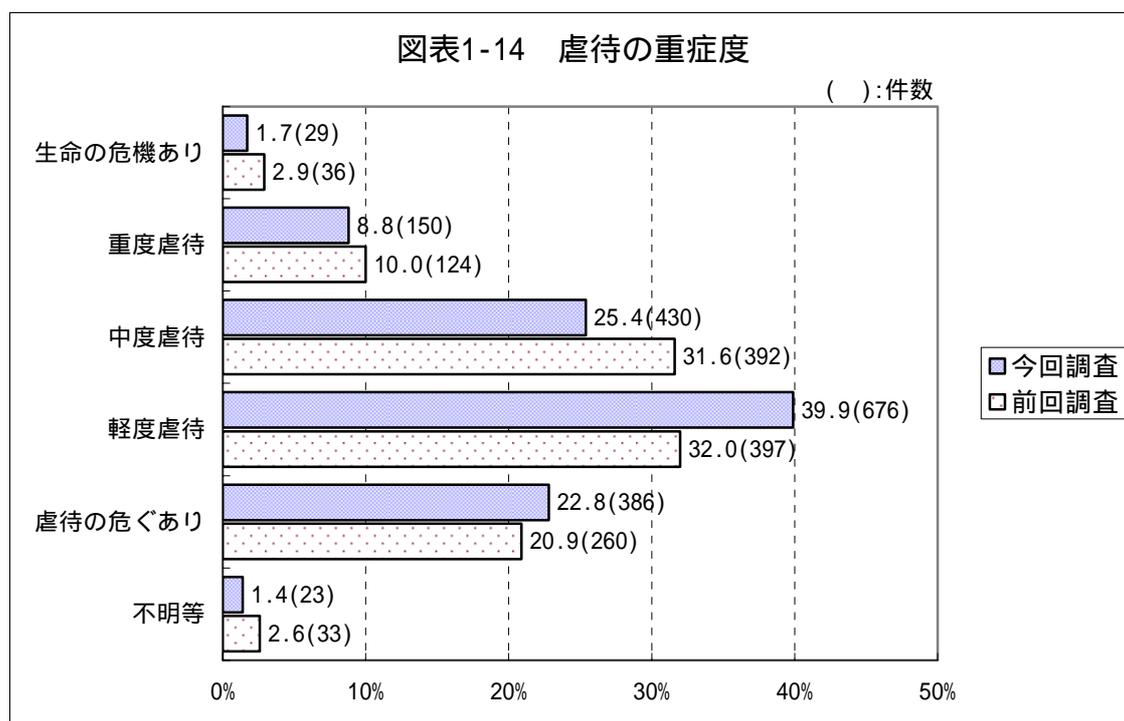
### ア 重症度別の状況

「生命の危機あり」が減少しました(36件、2.9% 29件、1.7%)。  
「中度虐待」以上では44.5%から35.9%への減少です。

虐待の重症度では、「身体的虐待」や「ネグレクト」の影響で死の危険性がある状況と考えられる「生命の危機あり」の事例は、前回調査では36件、2.9%でしたが、今回調査では29件、1.7%へと減少しました。

また、児童相談所などの介入が行われないと子どもの健康や成長、発達に大きな影響があると考えられる「中度虐待」以上の区分でも、44.5%から35.9%に減少しています。一方、それより軽い「軽度虐待」と「虐待の危ぐあり」は合わせて、52.9%から62.7%へと増加しています。

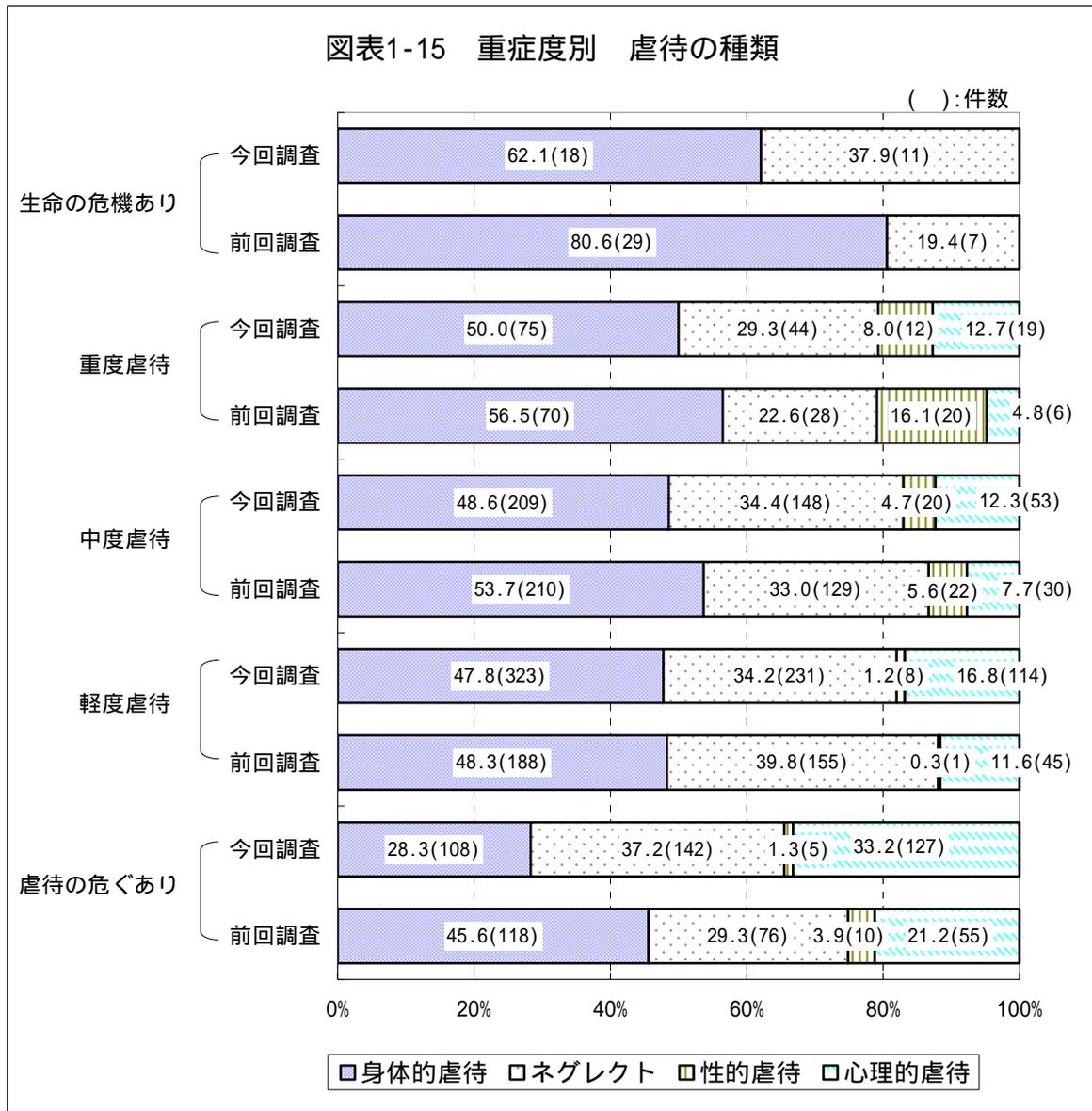
これは、虐待が早期に発見される事例が増加したことにより、子どもの心身への影響が比較的小さいうちに対応を行うことができたためと考えられます。



## イ 重症度別の虐待の種類

「生命の危機あり」の62.1%が身体的虐待によります。

重症度別に虐待の種類をみると、「軽度虐待」以上の区分では「身体的虐待」の占める割合が多くなっており、特に「生命の危機あり」では、62.1%となっています。

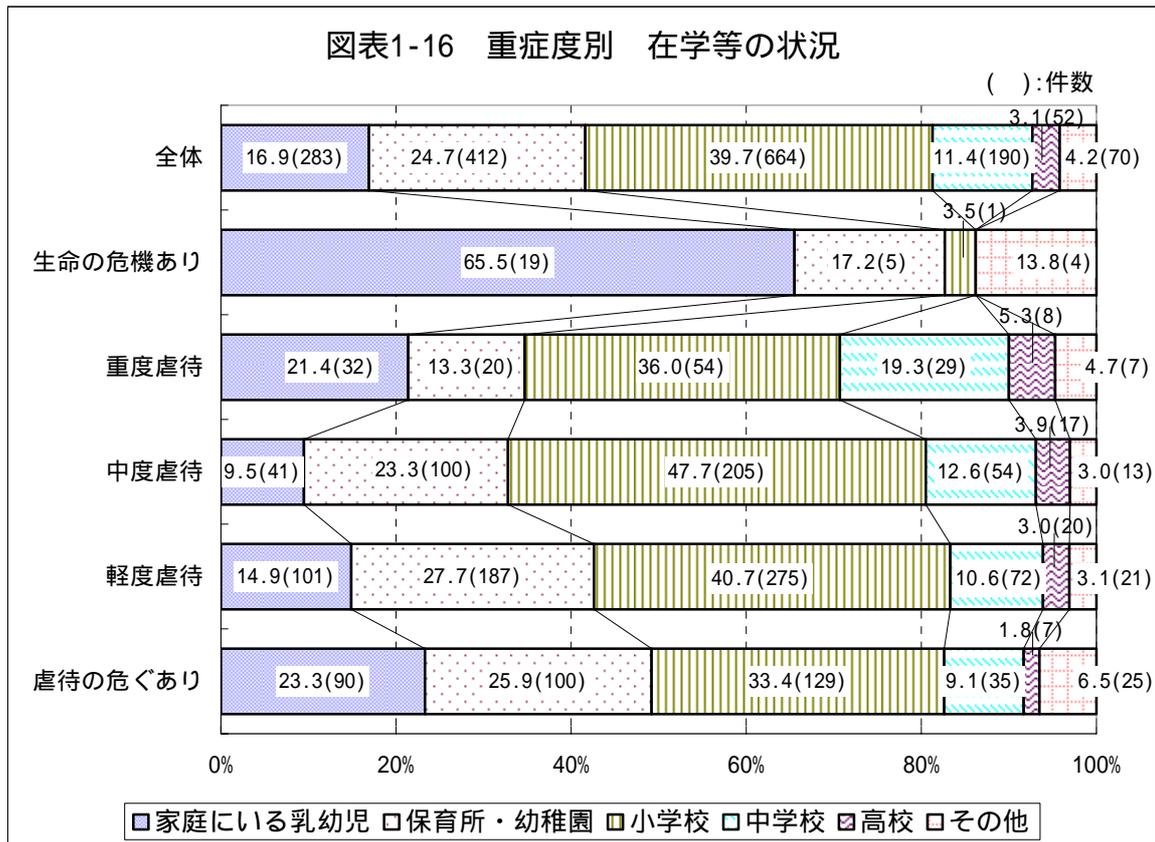


## ウ 重症度と在学等の状況

「生命の危機あり」の19件、65.5%が「家庭にいる乳幼児」です。  
また、「虐待の危くあり」の半数近くが就学前までの年齢に見られます。

「生命の危機あり」では「家庭にいる乳幼児」が29件中19件、65.5%と非常に多く、前回調査の55.6%を上回りました。心身ともに極めて未成熟な乳幼児は、ひとたび虐待が行われると、生命の危機につながりかねない重大な影響を受ける危険性が高くなります。医療、母子保健などに関わる機関における虐待の未然防止及び早期発見の仕組みづくりと、これらの機関と児童相談所との連携が重要であることを示しています。

他方、「虐待の危くあり」の半数近くが就学前までの年齢に見られ、乳幼児を育てる保護者に、子育ての悩みを相談することができずに行き詰まり、虐待を行ってしまいかねない状況にある者の多いことを伺い知ることができます。



#### 4 「生命の危機あり」事例の状況

##### (1) 「生命の危機あり」事例の被虐待児の年齢と性別

**0歳児が18件、62.1%、女子が過半数でした。**

虐待の重症度で最も危険度が高い「生命の危機あり」事例29件中、0歳児の事例は18件と、62.1%を占めています。前回調査の36件中、11件、30.6%よりも割合が大きくなっています。

性別については、全調査対象事例で見ると、男子が53.4%、女子が46.3%と、男子が少し多くなっていますが、「生命の危機あり」事例29件を見ると、男子44.8%、女子55.2%と女子の方が多い結果となっています。また、年齢別にみると0歳児で女子の方が少し多く、男子が多かった前回調査と異なる状況でした。

図表1-17 「生命の危機あり」事例の年齢と性別

(単位 上段:件数、下段:%)

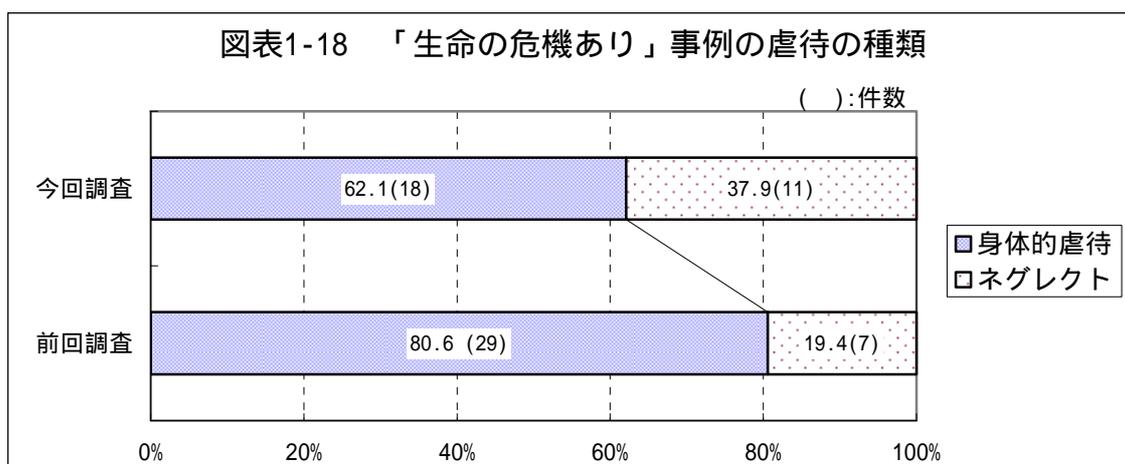
区分	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5~10歳	11歳	12歳	13歳	14~17歳
男子	13 (100.0)	7 (53.8)	2 (15.4)	0 (0.0)	1 (7.7)	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)
女子	16 (100.0)	11 (68.8)	2 (12.5)	1 (6.3)	2 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
全体	29 (100.0)	18 (62.1)	4 (13.8)	1 (3.4)	3 (10.3)	1 (3.4)	0 (0.0)	1 (3.4)	0 (0.0)	1 (3.4)	0 (0.0)

## (2) 「生命の危機あり」事例の虐待の種類

「身体的虐待」によるものが18件、62.1%となっています。

「身体的虐待」が18件、62.1%で6割強を占め、残りの11件、37.9%は「ネグレクト」でした。

なお、「ネグレクト」の事例には、0歳から1歳までの生後間もない乳児の棄児や置き去りが7件含まれています。

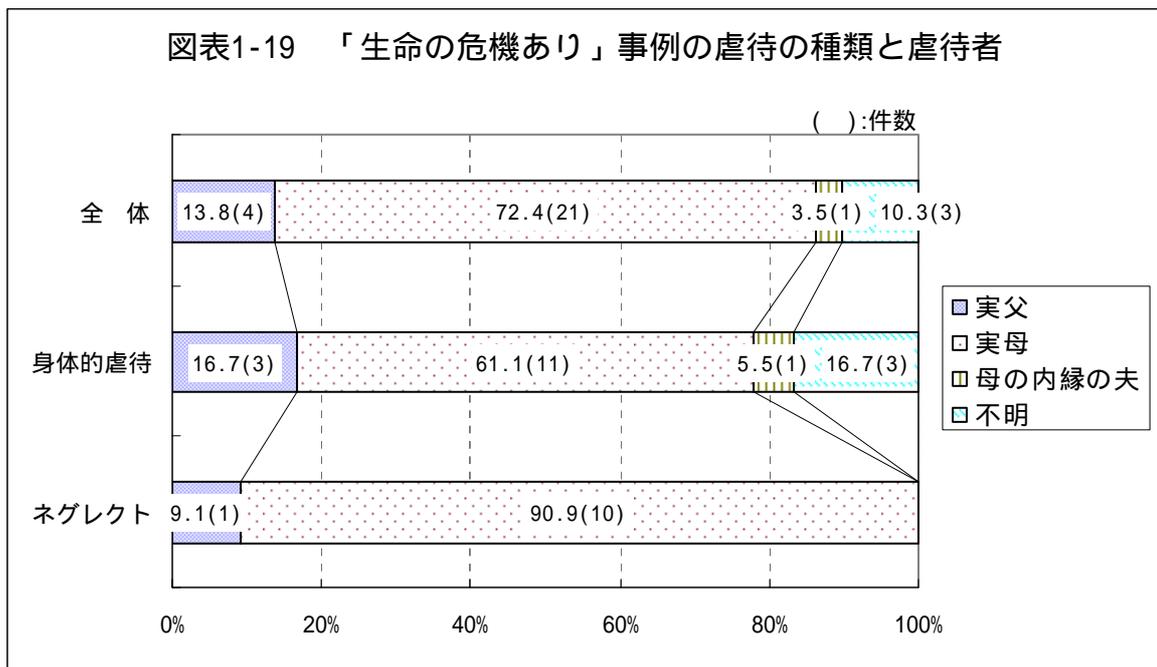


### (3) 「生命の危機あり」事例の虐待者

「生命の危機あり」事例の虐待者のほとんどが実父・母です。

虐待者は実母が21件、72.4%、実父が4件、13.8%であり、実父・母を合わせると9割弱と、ほとんどを占めています。

実父によるものは「身体的虐待」が3件、「ネグレクト」が1件でした。実母によるものは「身体的虐待」が11件、「ネグレクト」10件でした。こうした状況は、前回調査とほぼ同じ傾向でした。



## 第2章 虐待が行われた家庭の状況

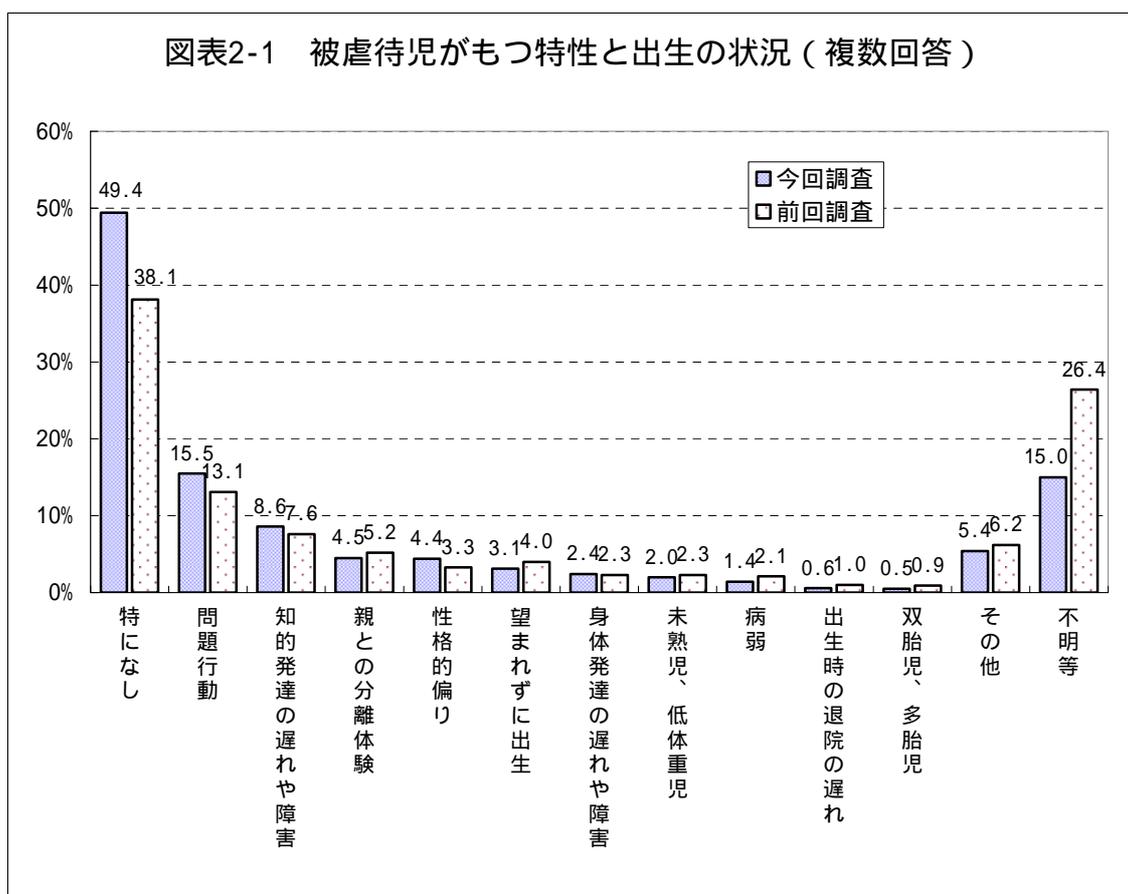
### 1 虐待を受けた子どもの状況

#### (1) 被虐待児がもつ特性と出生の状況

虐待を受けた子どもの特性や出生の状況においては、特別な事情のない子どもが増加しています(38.1% 49.4%)。

虐待を受けた子どもの特性や出生の状況を見ると、特別な事情のない子どもが、前回調査の38.1%から、今回調査では49.4%に増加しています。

何らかの特性等のある子どもの中では、「問題行動」15.5%、「知的発達の遅れや障害」8.6%、「親との分離体験」4.5%、「性格的偏り」4.4%と続いています。



(2) 虐待に起因すると思われる被虐待児の精神状況

性的虐待を受けた子どもの40.0%に情緒的・心理的問題が、31.1%に日常行動上の問題が見られました。

一方、全体の4割強の子どもには特に精神的な影響が表れていませんでした。

児童相談所において、虐待を受けた子どもの心身の状況について心理診断をした結果、虐待を受けた子どもは、不安やおびえ、うつ状態などの「情緒的・心理的問題」を示すことが多くなっていました。特に、今回調査では、性的虐待を受けた子どもの40.0%にものぼっています。食行動や日常行動に支障をきたす「日常行動上の問題」も31.1%と多くなっていました。

一方で、全体で4割強の子どもには、児童相談所による心理診断の段階では、特に精神的な影響が表れていませんでした。これは前回調査の3割強よりも増加しています。

図表2-2 虐待に起因すると思われる被虐待児の精神状況（複数回答）

（単位 上段:件数、下段:%）

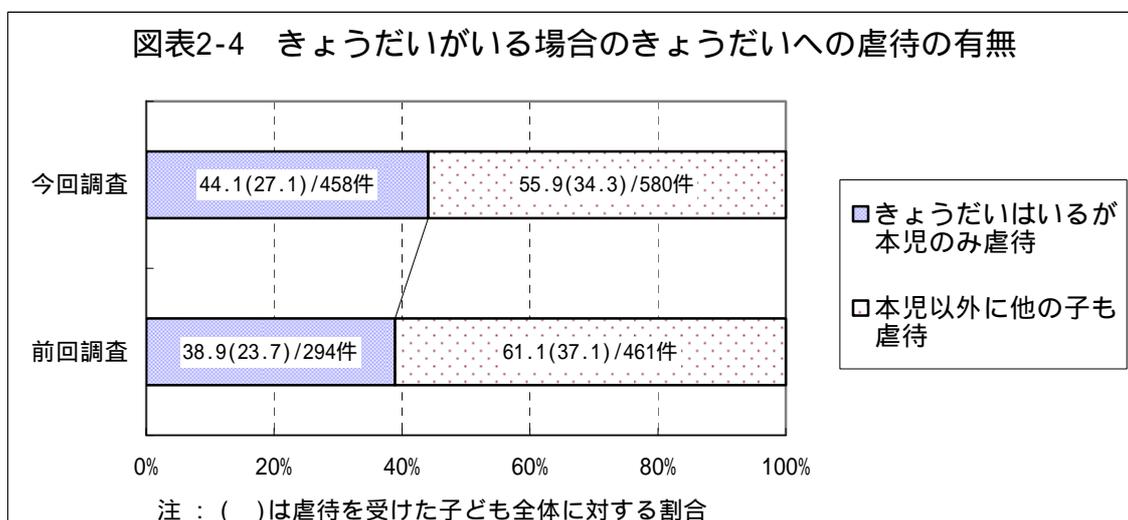
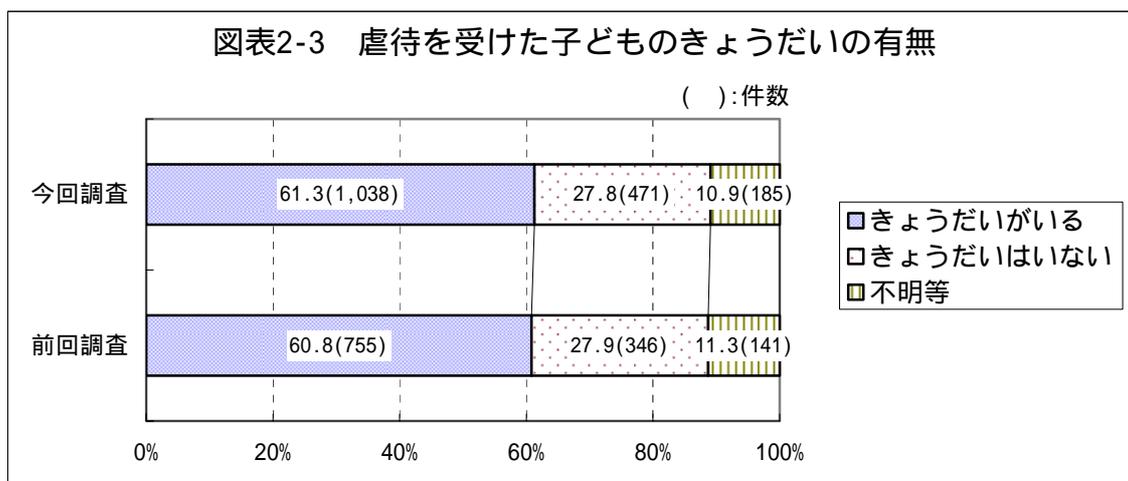
区 分		調 査 数	知的発達 の遅れ	情緒的・ 心理的 問題	強 攻 撃 性	い 日 常 行 動 上 の 問 題	社 会 的 問 題 行 動	特 に な し	不 明 等
身体的虐待	今回調査	741	44 (5.9)	167 (22.5)	46 (6.2)	116 (15.7)	76 (10.3)	319 (43.0)	121 (16.3)
	前回調査	627	27 (4.3)	163 (26.0)	52 (8.3)	87 (13.9)	68 (10.8)	208 (33.2)	140 (22.3)
ネグレクト	今回調査	583	41 (7.0)	98 (16.8)	15 (2.6)	74 (12.7)	70 (12.0)	280 (48.0)	93 (16.0)
	前回調査	406	25 (6.2)	63 (15.5)	22 (5.4)	70 (17.2)	63 (15.5)	147 (36.2)	97 (23.9)
性的虐待	今回調査	45	2 (4.4)	18 (40.0)	3 (6.7)	14 (31.1)	4 (8.9)	8 (17.8)	10 (22.2)
	前回調査	53	3 (5.7)	11 (20.8)	2 (3.8)	5 (9.4)	9 (17.0)	12 (22.6)	18 (34.0)
心理的虐待	今回調査	314	7 (2.2)	67 (21.3)	14 (4.5)	49 (15.6)	43 (13.7)	152 (48.4)	51 (16.2)
	前回調査	140	4 (2.9)	21 (15.0)	6 (4.3)	26 (18.6)	10 (7.1)	50 (35.7)	39 (27.9)
全 体	今回調査	1,683	94 (5.6)	350 (20.8)	78 (4.6)	253 (15.0)	193 (11.5)	759 (45.1)	275 (16.3)
	前回調査	1,226	59 (4.8)	258 (21.0)	82 (6.7)	188 (15.3)	150 (12.2)	417 (34.0)	294 (24.0)

### (3) きょうだいへの虐待の有無

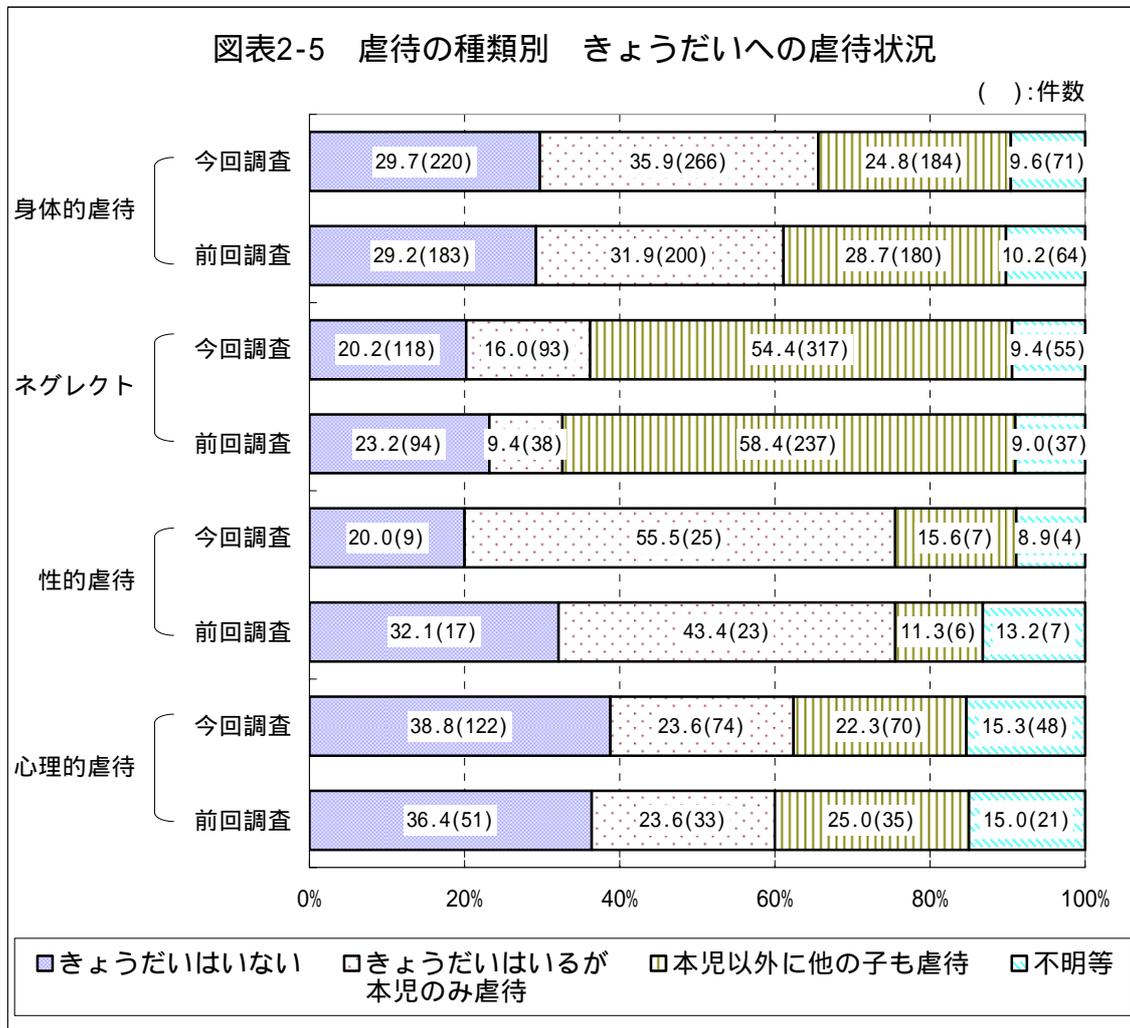
#### ア きょうだいへの虐待の有無、虐待の種類

「きょうだいはいるが本児のみ虐待」された事例が半数近くを占めています。

虐待を受けた子どもで、きょうだいがいる割合は、前回調査同様、約6割でした。そのうち、「きょうだいはいるが本児のみ虐待」を受けた事例は44.1%でした。



虐待の種類別みると、「ネグレクト」は「本児以外に他の子ども虐待」を受ける割合が5割強と非常に多くなっています。



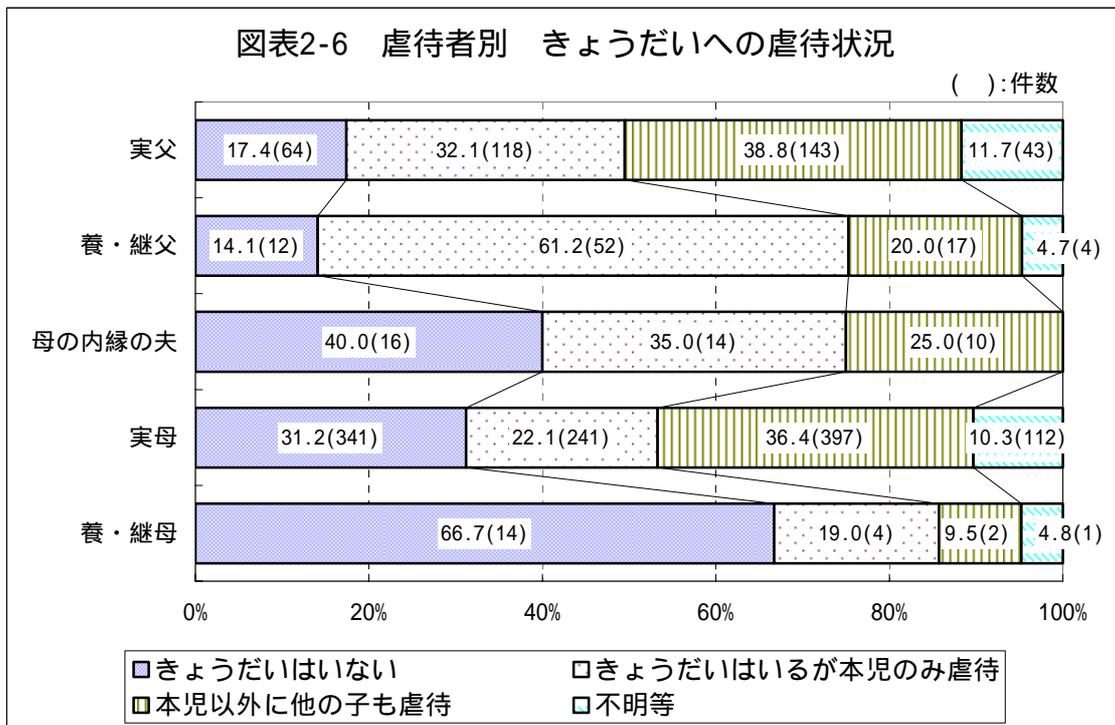
## イ 虐待者別のきょうだいへの虐待

実母は「本児以外に他の子ども虐待」する傾向があり、36.4%となっています。

養・継父は「きょうだいはいるが本児のみ虐待」する傾向が強く、61.2%となっています。

実父や実母が虐待を行った場合、他のきょうだいに対しても虐待を行うことが多くなっています。特に実母にその傾向が強く、「きょうだいはいるが本児のみ虐待」を受けた事例が22.1%に対し、「本児以外に他の子ども虐待」を受けた事例が36.4%となっています。

一方で、養・継父及び養・継母はその子ども一人だけを虐待することが多くなっています。養・継父では、「きょうだいはいるが本児のみ虐待」を受けた事例が61.2%であるのに対し、「本児以外に他の子ども虐待」を受けた事例が20.0%となっています。



#### (4) 保護者との同居の意向

**虐待を行った保護者と同居を「希望している」子どもの割合が増えました  
(22.7% 36.6%)。**

**中学生年齢(13～15歳)では同居を「希望している」割合が「拒否している」割合の約2倍になり、前回調査と逆転しました。**

虐待を受けても、虐待を行った保護者と同居を「希望している」子どもは、同居を「拒否している」子どもより多くなっています。同居を「希望している」子どもは、前回調査の22.7%から、今回調査では36.6%と、割合が高くなっています。

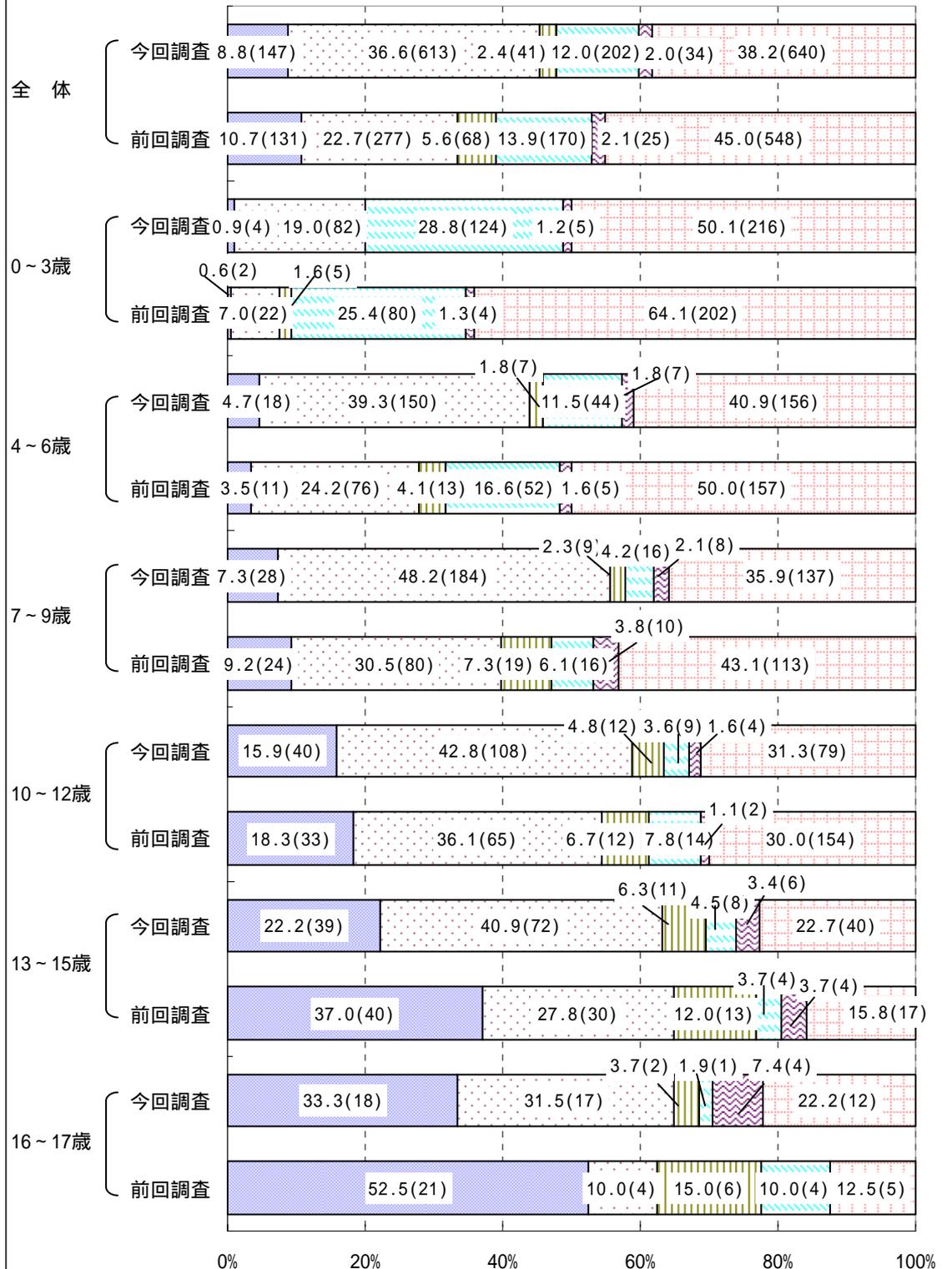
その理由のひとつとして、虐待が早い段階で発見され、家族関係が悪化する前に対応できる事例が増加していることが考えられます。

保護者との分離が必要な場合でも、このような子どもの気持ちを受け止め、家族が再び一緒に生活できるよう、支援を行っていくことが重要です。

年齢別にみると、低年齢の子どもほど、保護者との同居の意向が強くなっています。前回調査では、中学生年齢(13～15歳)で同居を「希望している」子どもよりも同居を「拒否している」子どもの割合が高くなり、高校生年齢(16～17歳)では5割以上が同居を拒否していたのに対し、今回調査では、中学生年齢でも、同居を「希望している」割合は、同居を「拒否している」割合の約2倍になっています。高校生年齢も同居希望と同居拒否がほぼ同じ割合です。

図表2-7 保護者との同居の意向

( ):件数



拒否している
  希望している
  虐待者とは別居したいが他の人と一緒に生活したい
  意思表示なし
  その他
  不明等

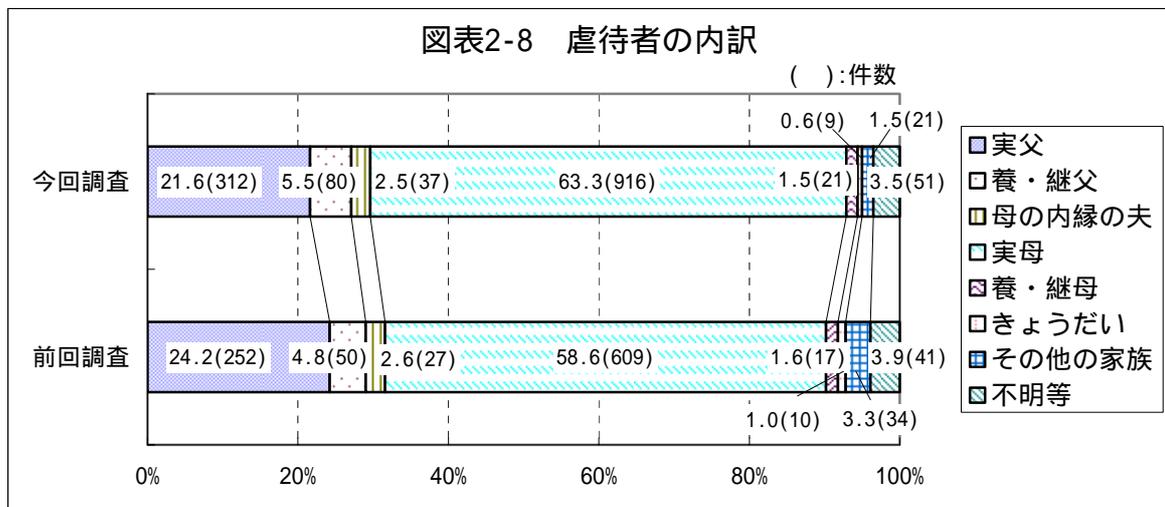
## 2 虐待を行った保護者等の状況

### (1) 虐待者の内訳

**虐待者の63.3%が実母、21.6%が実父です。**

虐待者の内訳は、実母が63.3%、実父が21.6%と、実父・母が虐待者であることが多くなっています。前回調査と、全体の傾向に変化はありません。

実父・母に次いで多いのが、実父以外の父（養・継父と母の内縁の夫）であり、あわせて8.0%となっています。



### (2) 虐待者の年齢

**30歳代と40歳代の年齢層の虐待者の割合が増加しました。**

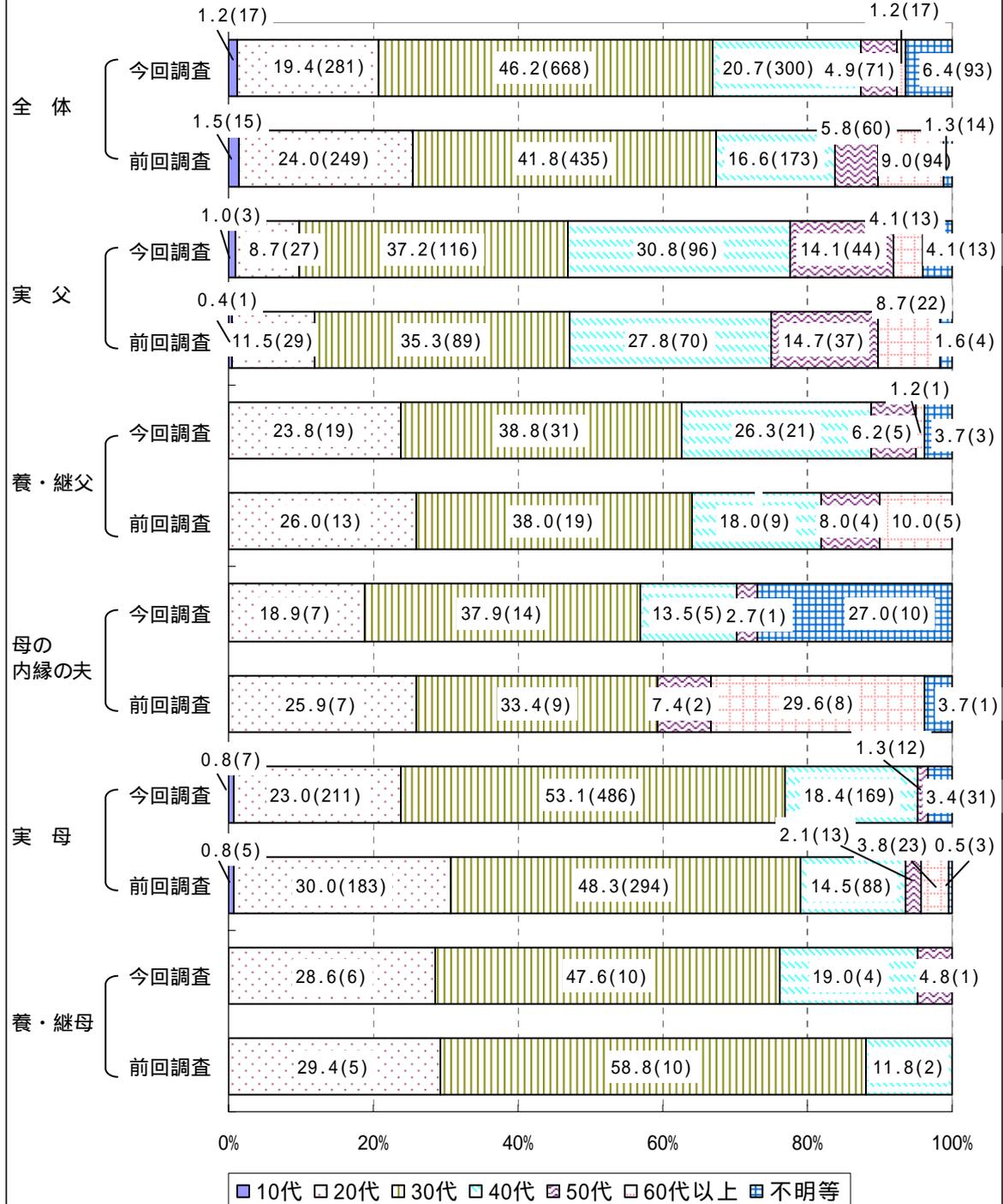
虐待者を年齢別にみると、全体では30歳代46.2%、40歳代20.7%、20歳代19.4%の順に多くなっています。前回調査と比較すると、30歳代が41.8%から46.2%に、40歳代が16.6%から20.7%に増加しています。

実父は、30歳代37.2%、40歳代30.8%の順に多く、その年代が全体の約7割を占めています。これに対し、実母は、30歳代53.1%、20歳代23.0%の順に多く、その年代が全体の約8割であり、実父に比べて年代が若くなっています。

実親ではない虐待者は、実親に比べて20歳代の割合が多いことも前回調査と同様の結果となっています。

図表2-9 虐待者の年齢

( ):件数



注：全体には、きょうだい、その他の家族等を含む。

### (3) 虐待者の虐待についての認識

#### ア 虐待者の虐待についての認識

**実父の6割近くが虐待を認めていません。  
一方、実母の4分の1近くが「虐待を認め支援を求めて」います。**

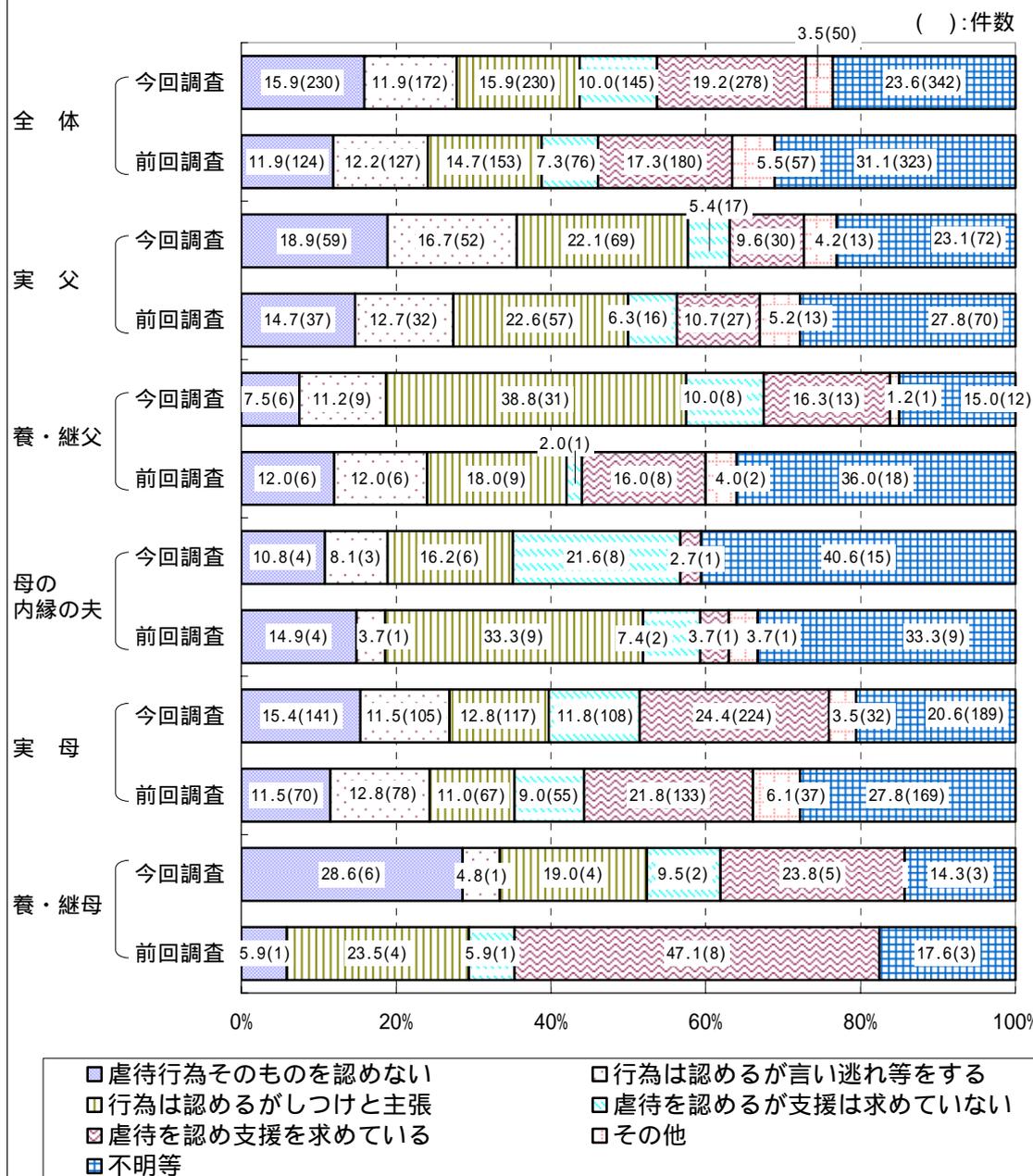
虐待についての認識をみると、男性は虐待を認めない者（「虐待行為そのものを認めない」「行為は認めるが言い逃れ等をする」「行為は認めるがしつけと主張」を合わせたもの。以下同じ。）が多く、この中でも、「行為は認めるがしつけと主張」して虐待を認めない割合が高くなっています。虐待に対する社会的意識が高まり、虐待の通告が増加している一方、虐待者が自らの行為を虐待と認められない状況に変化がなく、虐待者への対応が引き続き困難になっています。

実父は、虐待を認めない者が多く、全体の57.7%を占めています。

これに対し、実母は、虐待を認めない者が39.7%になっていますが、「虐待を認め支援を求めている」事例も多く、24.4%と全体の4分の1近くになっています。支援を求めている者に対する指導効果が高いことは前回調査と同様であり（50ページ参照）実母に対する支援の更なる充実を図る必要があります。

また、母の内縁の夫は、「虐待を認めるが支援を求めている」事例が21.6%と他に比べて多く、前回調査同様、こうした家庭への支援が困難であることを示しています。

図表2-10 虐待者の虐待についての認識



注：全体には、きょうだい、その他の家族等を含む。

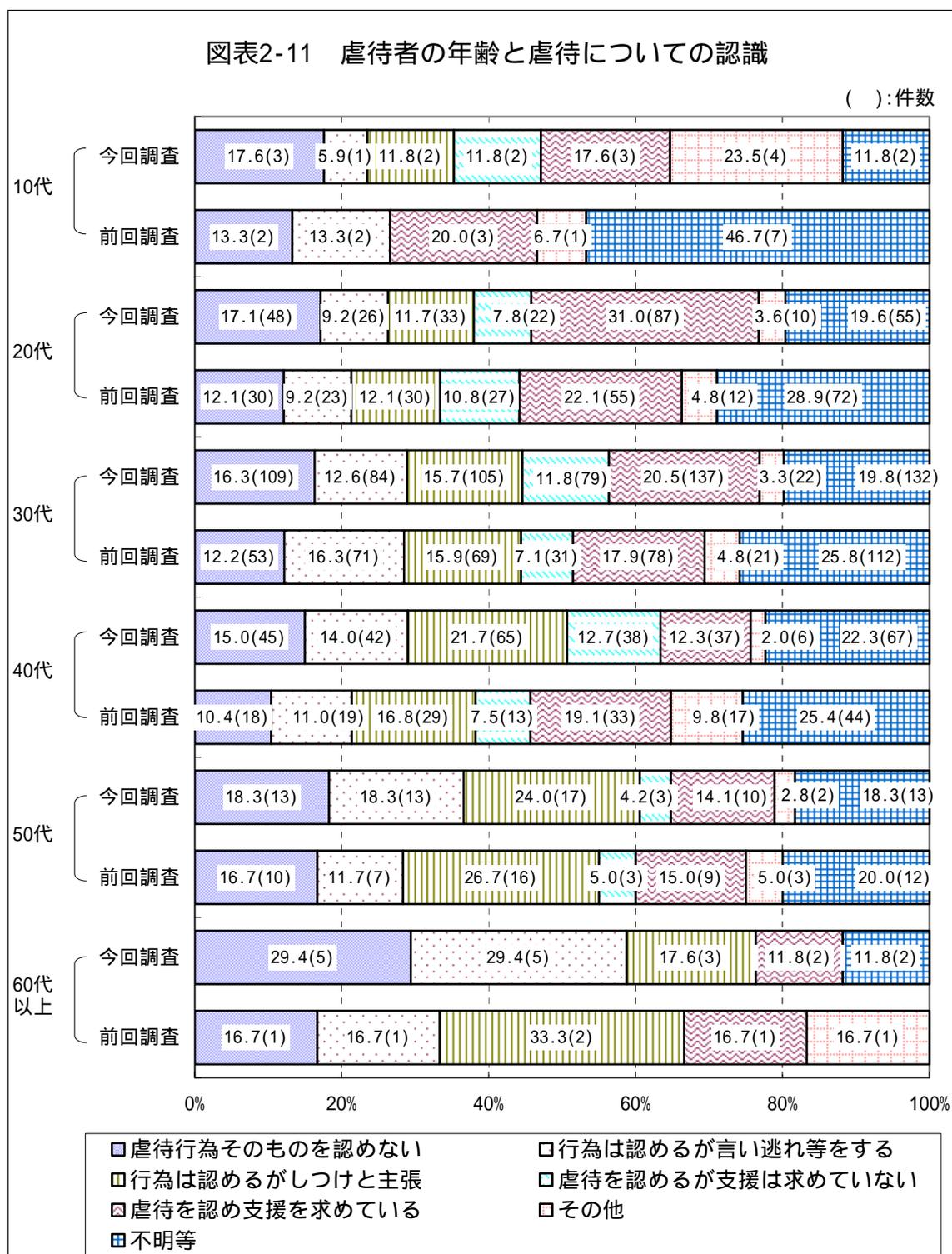
### イ 虐待者の年齢と虐待についての認識

虐待を認めない者の割合は、20歳代38.0%、40歳代50.7%、50歳代60.6%と年齢とともに高くなっています。

虐待者の年齢が高くなるにつれて、虐待を認めず、特にしつけと主張する傾向が強くなることは、前回調査と同様の結果になっています。

虐待を認めない者は、20歳代では38.0%ですが、40歳代では50.7%、50歳代では60.6%にも達しています。

虐待者の年齢が高いほど、児童相談所や関係機関における対応が困難である状況に変わりはありません。



#### (4) 虐待者の生育歴

生育歴の特別な状況についてみると、「特になし」と「不明等」の合計が4分の3あり、決定的な特徴を読み取ることはできませんでした。「被虐待経験」のある虐待者は9.5%でした。

虐待者の生育歴の中で虐待に結びつきそうな状況について、事実が明らかになったものとしては、「被虐待経験」9.5%、「ひとり親家庭」9.3%、次いで「両親不和」5.8%となっています。前回調査では「被虐待体験」9.1%、「ひとり親家庭」10.0%、「両親不和」7.6%であり、同様の傾向となっています。特別な状況が認められなかった「特になし」は14.7%でした。

一方、虐待対応の初期の段階では児童相談所が虐待者と対立的で、生育歴を調査することが難しいため、不明の割合が高くなっています。そのため、助言等により終結して生育歴等の調査に至らなかった事例等を加えた「不明等」の割合が60.7%となっています。「特になし」と「不明等」とを合わせると生育歴の特定されない事例が全体の4分の3あり、前回調査と同様、決定的な特徴を読み取ることはできませんでした。

図表2-12 虐待者の生育歴（複数回答）

（単位 上段:件数、下段:%）

区分		調査数	両親死亡	ひとり親家庭	継親関係	養子・里子体験	施設体験	両親不和	被虐待体験	その他	特になし	不明等
実父	今回調査	312	3 (1.0)	20 (6.4)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	17 (5.4)	19 (6.1)	8 (2.6)	48 (15.4)	207 (66.3)
	前回調査	252	7 (2.8)	20 (7.9)	5 (2.0)	4 (1.6)	8 (3.2)	13 (5.2)	18 (7.1)	8 (3.2)	50 (19.8)	139 (55.2)
実母	今回調査	916	7 (0.8)	107 (11.7)	15 (1.6)	15 (1.6)	14 (1.5)	64 (7.0)	102 (11.1)	38 (4.1)	132 (14.4)	519 (56.7)
	前回調査	609	7 (1.1)	71 (11.7)	19 (3.1)	13 (2.1)	19 (3.1)	63 (10.3)	69 (11.3)	21 (3.4)	93 (15.3)	314 (51.6)
全体	今回調査	1,447	11 (0.8)	134 (9.3)	20 (1.4)	19 (1.3)	15 (1.0)	84 (5.8)	138 (9.5)	50 (3.5)	212 (14.7)	879 (60.7)
	前回調査	1,040	16 (1.5)	104 (10.0)	29 (2.8)	18 (1.7)	32 (3.1)	79 (7.6)	95 (9.1)	34 (3.3)	161 (15.5)	582 (56.0)

注：全体には、実父・母以外の虐待者を含む。

## (5) 虐待者の就労状況

虐待者のうち、実父は、仕事をしている者の割合が都全体の有業率に比べて低くなっています。

実母も、家庭にいる者の割合が多くなっています。

実父では「定職」55.5%、「転職が多い」10.3%などとなっており、仕事をしている者の割合は67.7%となっています。都全体の男性の有業率81.6%と比べて、実父の有業率が低いことがわかります。

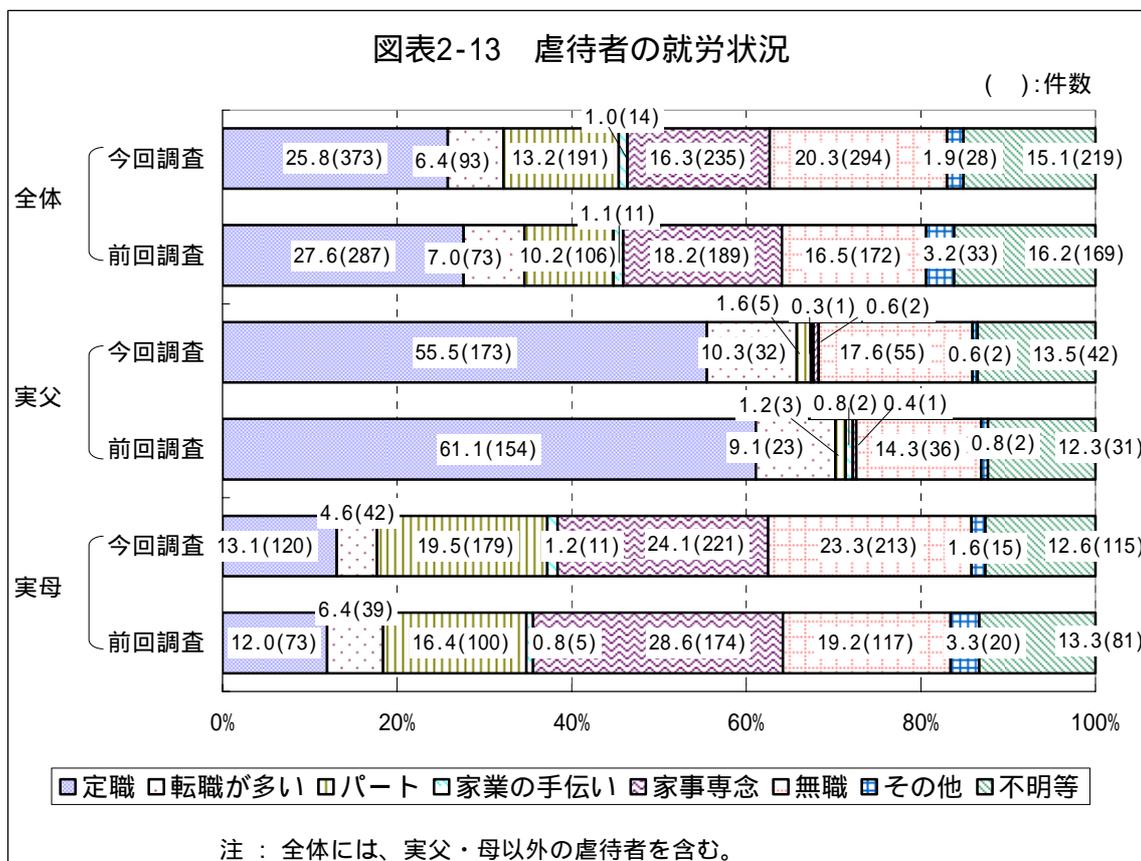
実母は「定職」「パート」などを含め仕事をしている者が38.4%に対し、「家事専念」と「無職」が合わせて47.4%であり、家庭にいる者が多くなっています。都全体の女性の有業率46.3%と比較しても実母の有業率は低く、前回調査時に引き続き、家で子どもと一緒にいる時間の長い保護者のリスクが高いことがわかります。

<参考>

都民の就業構造（就業構造基本調査報告）

都全体の単身者を除く世帯主の男性の有業率 H11：85.8% H14：81.6%

都全体の世帯主の配偶者である女性の有業率 H11：48.6% H14：46.3%



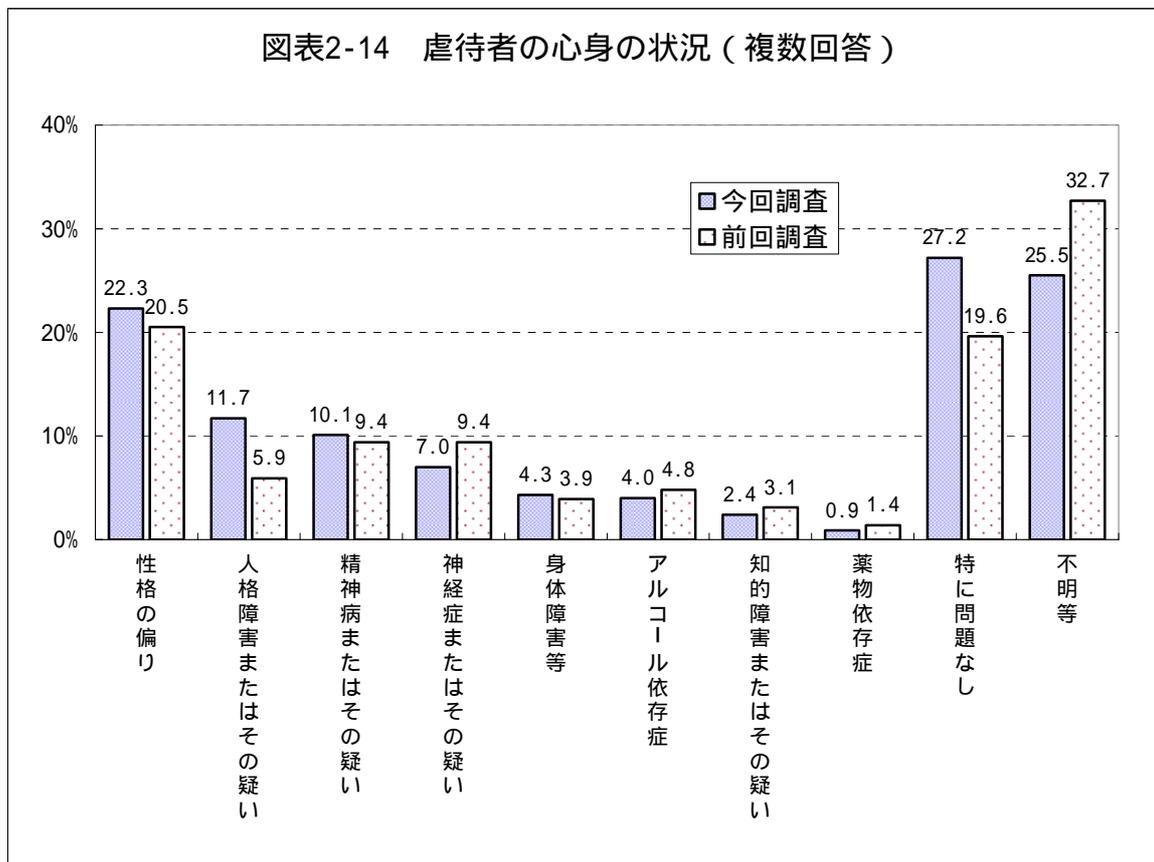
## (6) 虐待者の心身の状況

### ア 虐待者の心身の状況

人格障害等の問題を有する虐待者の割合が増加する一方、特に問題のない者の割合も19.6%から27.2%に増加しました。

虐待者の心身の状況についてみると、「人格障害（ 2）またはその疑い」が5.9%から11.7%に増加するなど、対応の難しい事例が増えています。

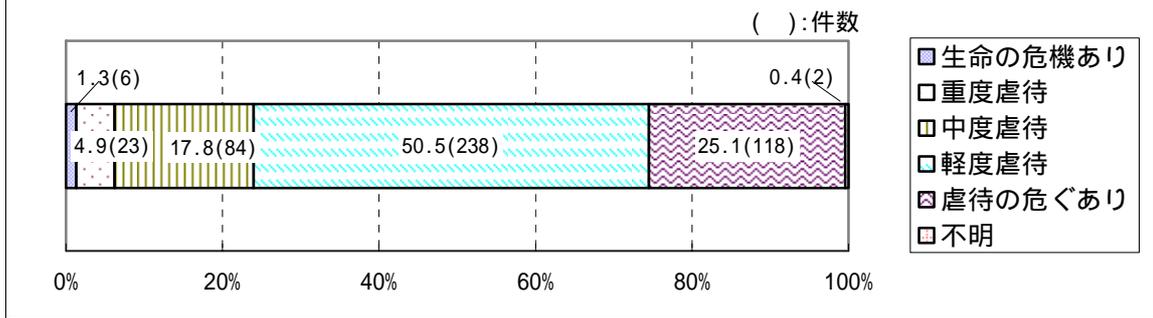
一方で、「特に問題なし」という虐待者も、前回調査で19.6%であったものが、今回調査では27.2%に増加しています。特に問題のない虐待者による「生命の危機あり」又は「重度虐待」に区分される虐待は合わせて29件ありました。



2 人格障害： 病気とまでは言えないが、その人の属している人間集団から、認知や感情性や対人関係などの重要な性格特性が著しく偏っており、そのことで本人が苦しんだり周りの人が迷惑を受けたりする状態

性格の偏り： 性格特性の偏りが人格障害の程度に達しない状態

図表2-15 心身の状況に特に問題がない虐待者による虐待の重症度



## イ 実父と実母の比較

虐待者のうち、実母は実父に比べて精神的な問題を有する者の割合が高くなっています。

実父・母の心身の状況を見ると、「人格障害またはその疑い」は実父 8.3%に対して実母 14.4%、「精神病またはその疑い」は実父 5.4%に対して実母 14.0%、「神経症またはその疑い」は実父 1.6%に対して実母 9.3%と、実母は実父に比べて精神的な問題を有する者の割合が多くなっています。

図表2-16 虐待者（実父・実母）の心身の状況（複数回答）

（単位 上段:件数、下段:%）

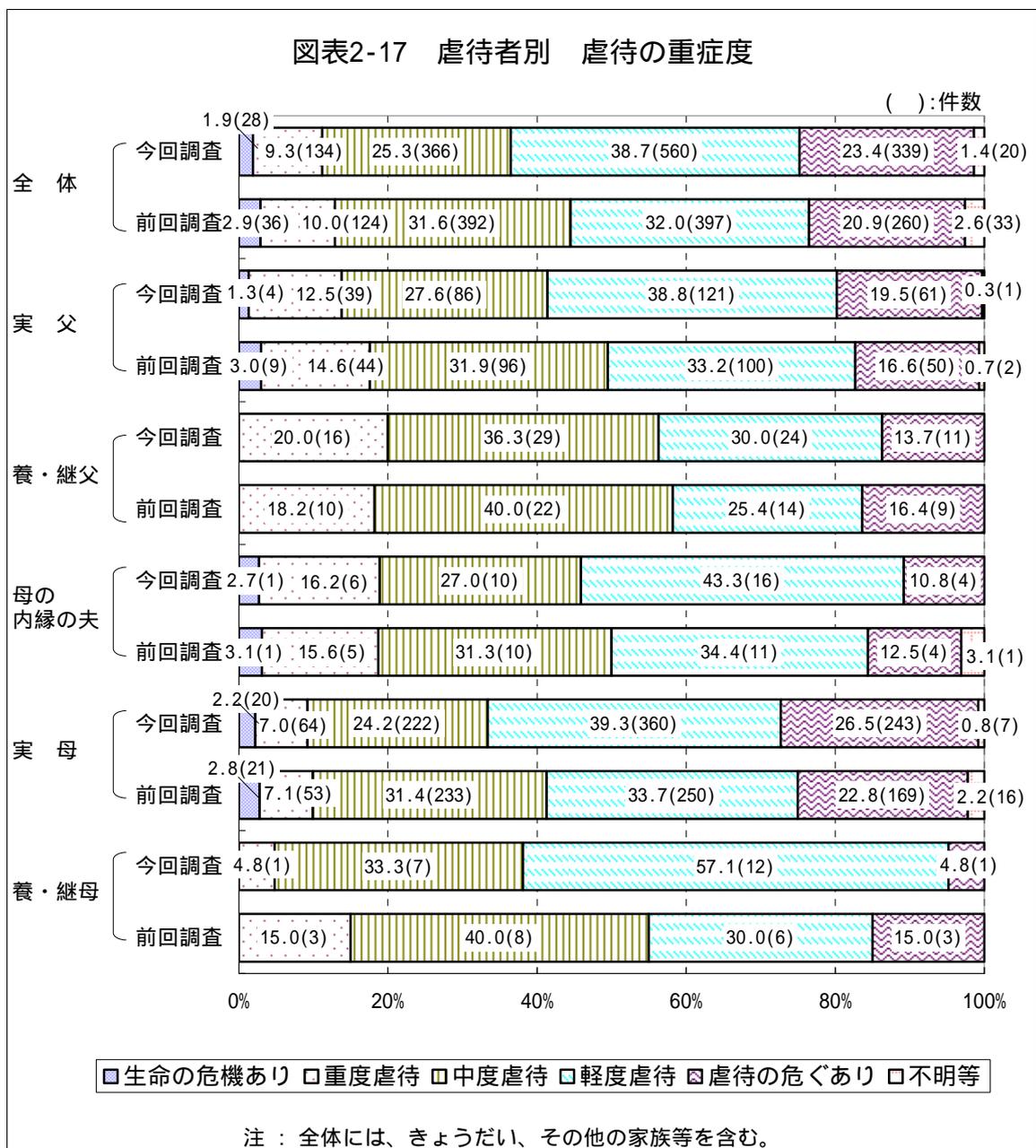
区分	調査数	性格の偏り	人格障害 または その疑い	精神病 または その疑い	神経症 または その疑い	身体障害 等	アルコール・薬物 依存症	知的障害 または その疑い	特に 問題なし	不明等	
実父	今回調査	312	71 (22.8)	26 (8.3)	17 (5.4)	5 (1.6)	10 (3.2)	31 (10.0)	6 (1.9)	100 (32.1)	89 (28.5)
	前回調査	252	67 (26.6)	6 (2.4)	5 (2.0)	8 (3.2)	9 (3.6)	26 (10.3)	2 (0.8)	70 (27.8)	81 (32.1)
実母	今回調査	916	212 (23.1)	132 (14.4)	128 (14.0)	85 (9.3)	46 (5.0)	36 (3.9)	25 (2.7)	230 (25.1)	182 (19.9)
	前回調査	609	116 (19.0)	52 (8.5)	89 (14.6)	84 (13.8)	27 (4.4)	37 (6.1)	27 (4.4)	101 (16.6)	158 (25.9)

(7) 主たる虐待者と虐待の重症度

実母による虐待は比較的軽い事例の割合が高い一方で、「生命の危機あり」が20件、2.2%あり、実父などと比べて多くなっています。

前回調査と比較すると、全体的に重症度の相対的に低いものの割合が増加していますが、虐待者別にみると、男性による虐待は女性によるものよりも重症となる傾向にあります。

実母による虐待は「軽度虐待」と「虐待の危くあり」とを合わせた比較的軽い事例の割合が65.8%と多い一方で、「生命の危機あり」が20件、2.2%あり、実父や養・継父、養・継母と比べて多くなっています。

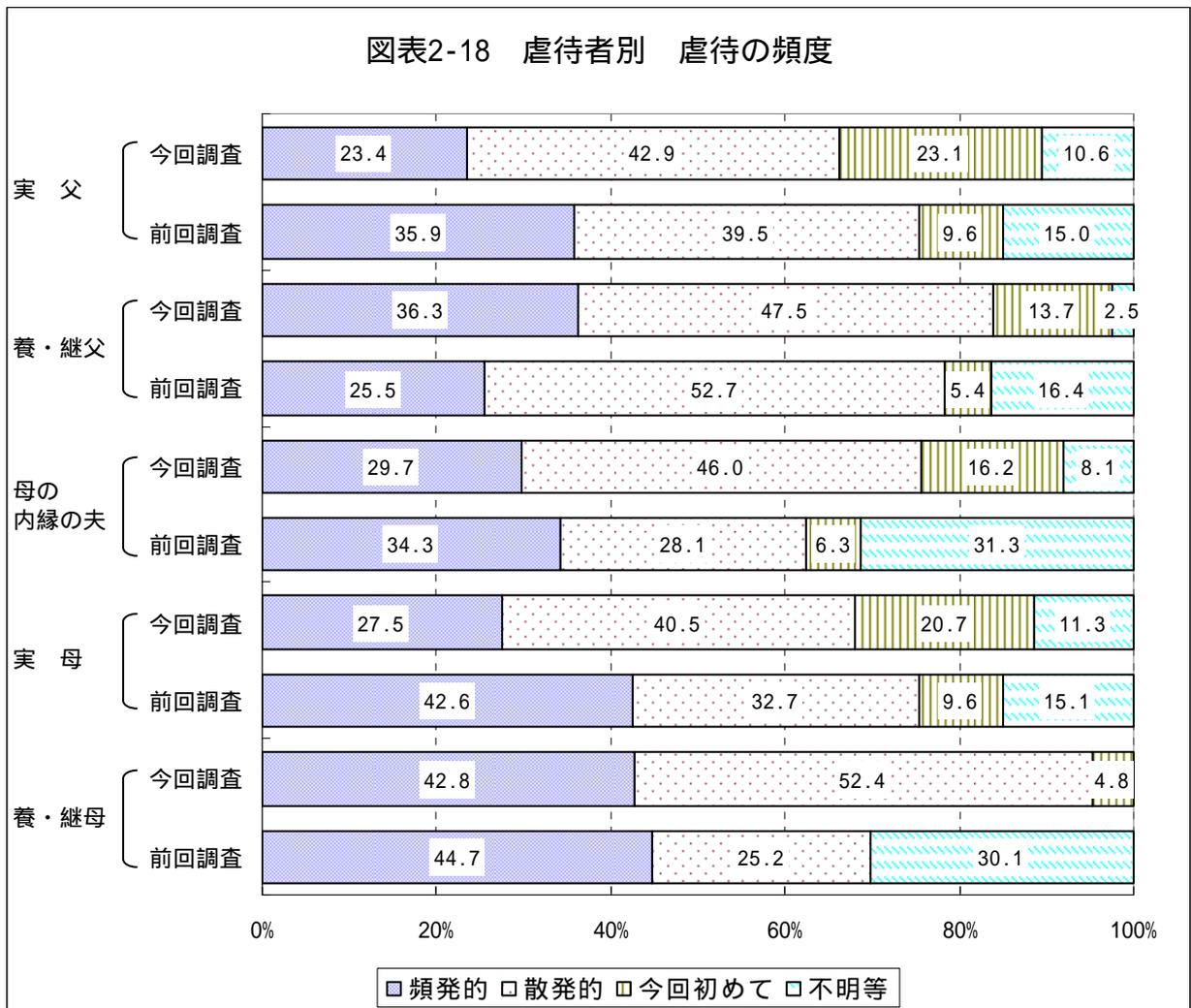


(8) 主たる虐待者と虐待の頻度

虐待を行うことが「今回初めて」の割合が増加しました。

虐待の頻度をみると、前回調査に比べて全体の傾向として「今回初めて」の割合が増加しています。関係機関や近隣住民による早期発見・早期対応の努力が表れているものと思われます。

前回調査では、女性による虐待は継続性が高く、男性によるものは散発的（3）な傾向がありましたが、今回調査では、性別により有意な差はみられませんでした。



- 3 頻発的： 4 回以上虐待が繰り返され、それぞれの間隔が 1 か月未満のもの  
 散発的： 虐待は初めてではないが、3 回以下のもの。4 回以上であっても、それぞれの間隔が 1 か月以上空いているもの

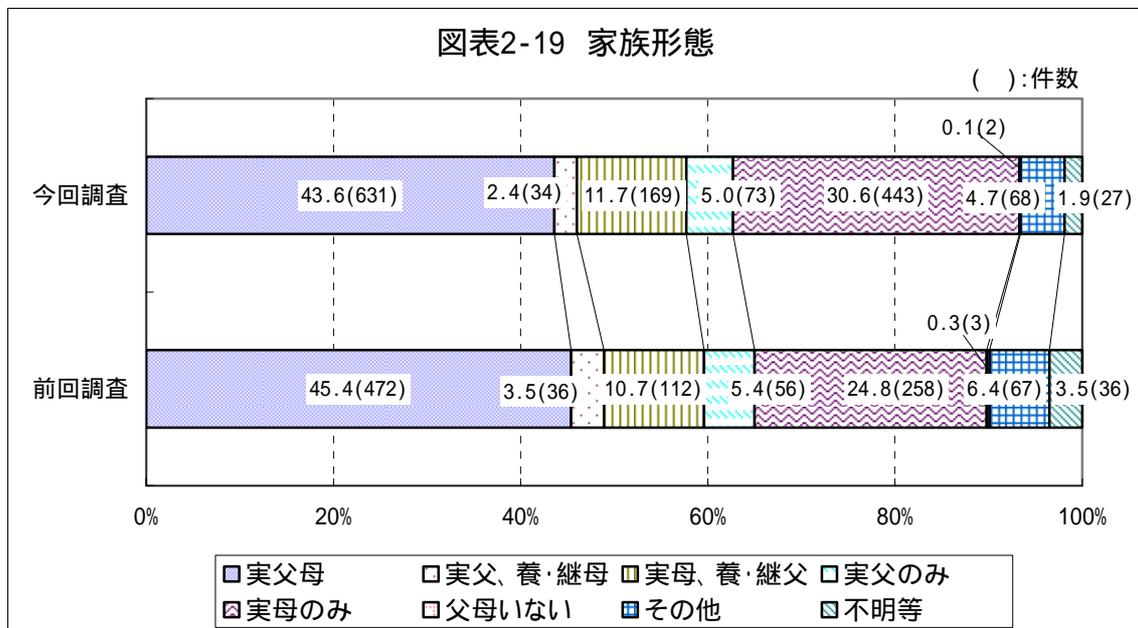
### 3 虐待が行われた家庭の特徴

#### (1) 家族形態

ひとり親家庭の割合が35.6%と、都全体の割合7.3%に比べて高くなっています。  
三世代家族の割合も7.4%と都全体の割合11.9%と比較すると低くなっています。

虐待が行われた家族の形態は、実父母と子どもの家族が43.6%と一番多く、次いで、実母と子どもの家族が30.6%、実母と養・継父と子どもの家族が11.7%となっており、全体の傾向は前回調査とほぼ同様になっています。

ひとり親家庭は35.6%あり、都全体のひとり親家庭が、全世帯の7.3%であること(「社会福祉統計年報 平成15年度」)と比較すると、ひとり親家庭の割合が非常に高いことが分かります。



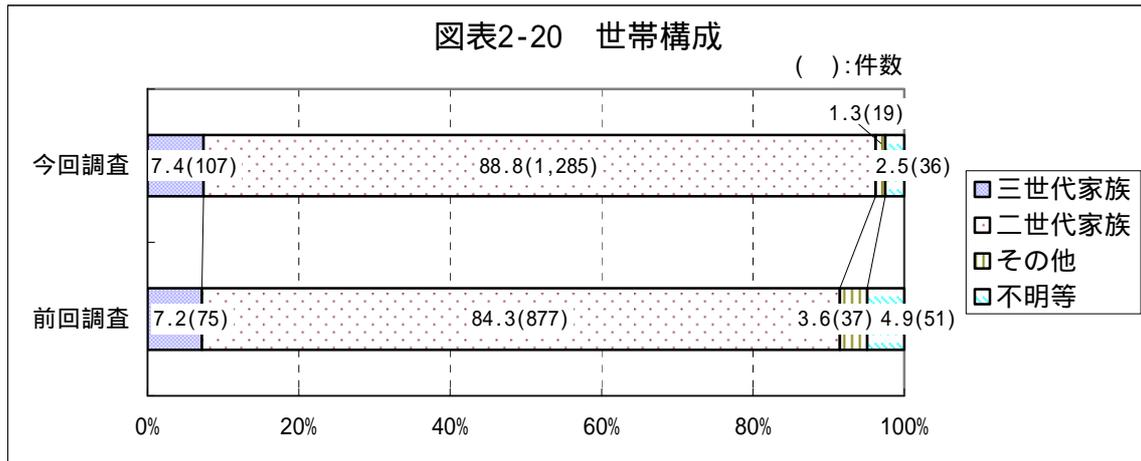
世帯構成も、前回調査とほぼ変わらず、二世世代家族88.8%、三世代家族7.4%となっています。都全体の世帯に占める三世代家族の割合が11.9%であることと比較すると、三世代家族の割合が低くなっています。

#### <参考>

小学生までの子どもを養育する世帯の家族類型(平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書「東京の子どもと家庭」)

親と子(二世世代世帯) 86.5%

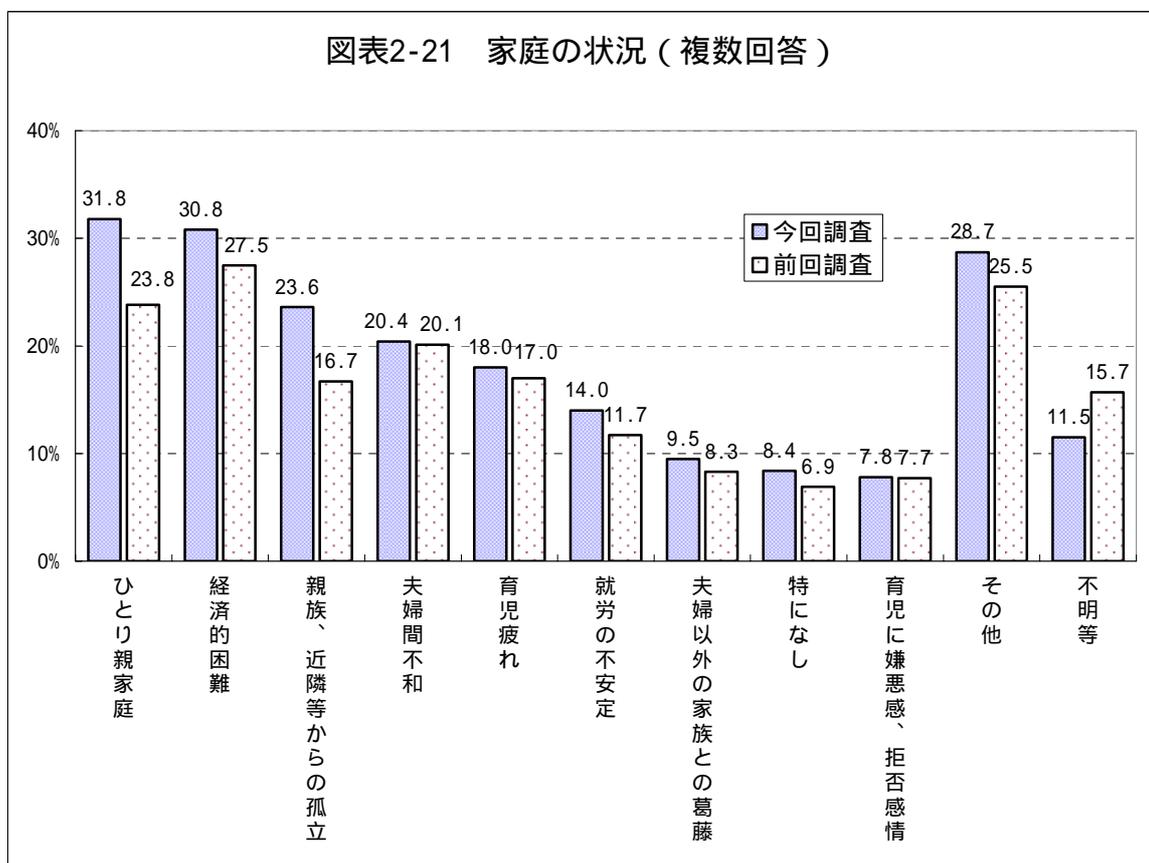
祖父母と親と子(三世代世帯) 11.9%



## (2) 家庭の状況

「ひとり親家庭」と「親族、近隣等からの孤立」の増加が目立っています。  
 家庭の状況の上位5つをみると、他の状況をそれぞれ合わせ持っていることが分かります。

虐待が行われた家庭の状況を見ると、前回調査に比べて「不明等」を除くいずれの項目も割合が増えています。特に、「ひとり親家庭」が、前回調査では23.8%であったものが、今回調査では31.8%に、「親族、近隣等からの孤立」が16.7%から23.6%に大きく増加しました。



家庭の状況の上位の5つについて、他に合わせて見受けられる状況の上位3つを示してみると、前回調査と同様、上位の項目の状況をそれぞれ合わせ持った事情にあることが伺えます。

こうした家庭が状況の深刻さに追い詰められて虐待を引き起こすことのないよう、子どもや子育て家庭の相談等に関わる関係者は適切な助言や支援を行っていく必要があります。

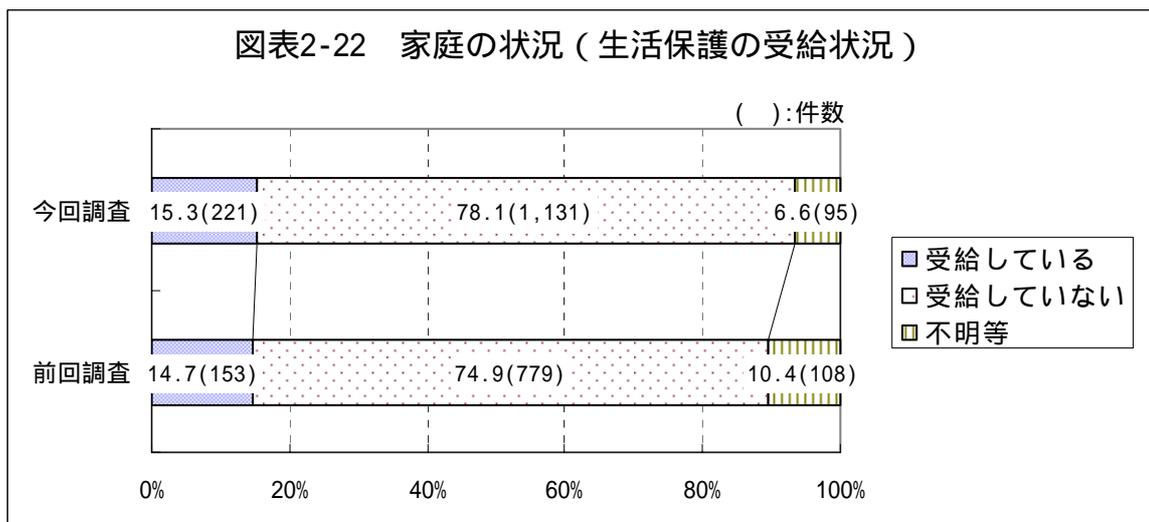
< 今回調査 >

家庭の状況			あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭	460件 (31.8%)	経済的困難	孤立	就労の不安定
2	経済的困難	446件 (30.8%)	ひとり親家庭	孤立	就労の不安定
3	孤立	341件 (23.6%)	経済的困難	ひとり親家庭	就労の不安定
4	夫婦間不和	295件 (20.4%)	経済的困難	孤立	育児疲れ
5	育児疲れ	261件 (18.0%)	経済的困難	ひとり親家庭	孤立

< 前回調査 >

家庭の状況			あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	経済的困難	286件 (27.5%)	ひとり親家庭	就労の不安定	孤立
2	ひとり親家庭	248件 (23.8%)	経済的困難	孤立	育児疲れ
3	夫婦間不和	209件 (20.1%)	経済的困難	孤立	育児疲れ
4	育児疲れ	177件 (17.0%)	経済的困難	ひとり親家庭	孤立
5	孤立	174件 (16.7%)	経済的困難	ひとり親家庭	育児疲れ

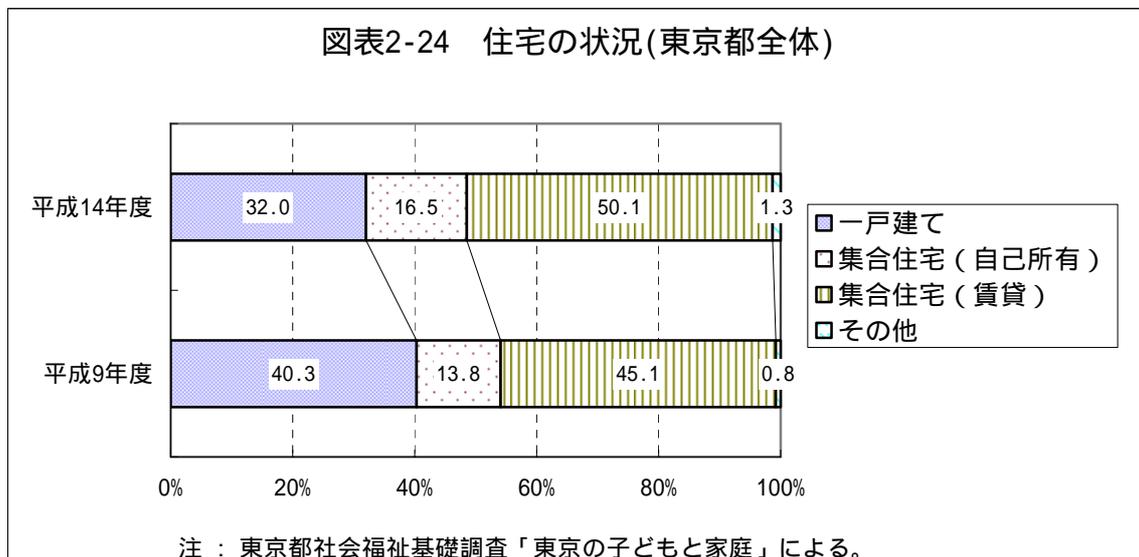
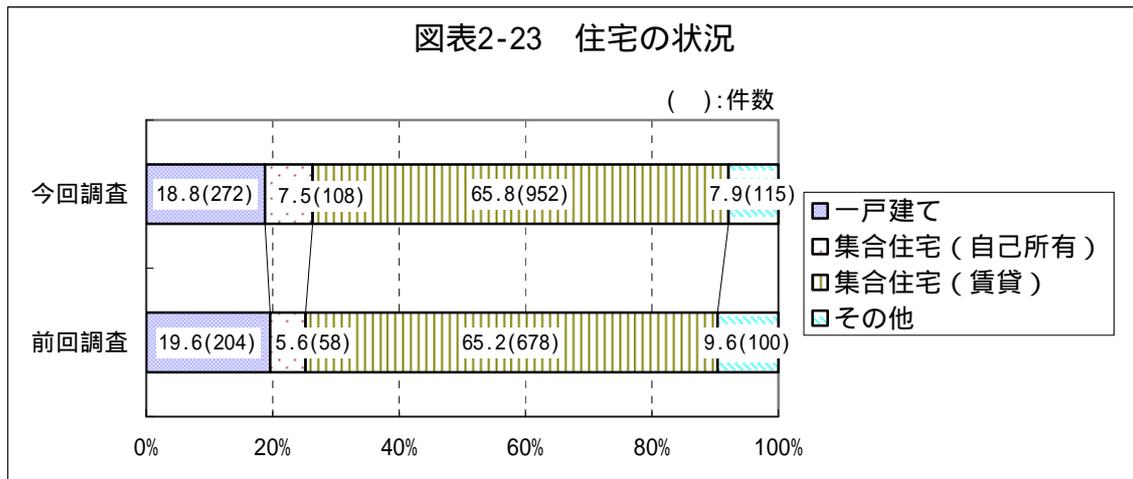
図表2-22 家庭の状況（生活保護の受給状況）



### (3) 住宅の状況

「集合住宅」が自己所有と賃貸とを合わせると73.3%となっています。

虐待が行われた家庭の住居の状況を見ると、「一戸建て」が18.8%、「集合住宅」が自己所有と賃貸とを合わせて73.3%となっています。前回調査と同様、「集合住宅」が多く、その中でも賃貸の割合が高くなっています。



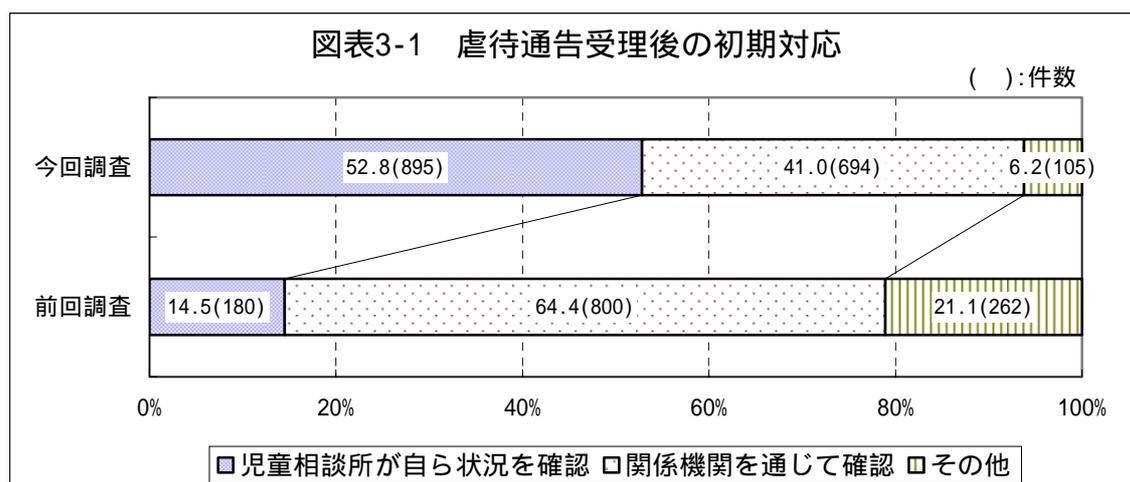
### 第3章 児童相談所の児童虐待相談への対応

#### 1 虐待通告受理後の初期の対応

子ども家庭支援センターに協力を要請する事例の割合が大幅に増加しました(0.6% 10.4%)。

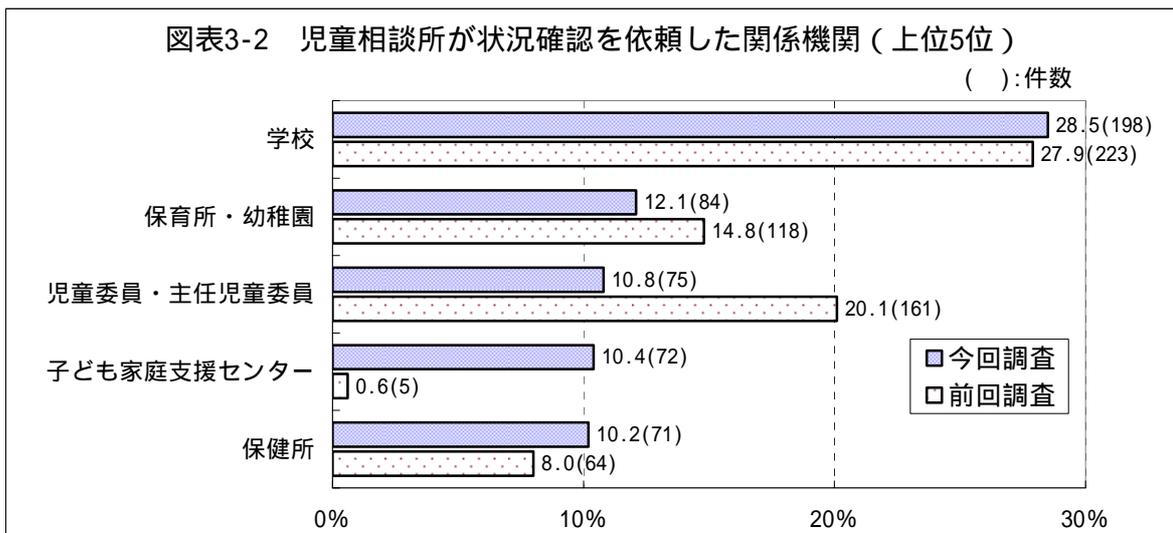
児童相談所が虐待の通告を受けた場合には、できる限り早急に状況の確認を行うなど初期対応が重要です。今回調査では、児童相談所が状況確認の協力を依頼する関係機関が多様化するとともに、児童相談所が自ら状況確認をした事例も52.8%と、前回調査の14.5%を大きく上回りました。

これは、平成15年4月に各児童相談所に「虐待対策班」を設置した結果、迅速な対応が可能となったためと考えられます。



また、児童相談所が子どもや家庭の状況を確認する場合の協力要請機関をみると、子どもが保育所や学校に通っている場合は、その学校等に依頼をする場合が多く、家庭にいる乳幼児の場合は、保護者が子どものことを相談することの多い保健所や医療機関、あるいは地域の実情に詳しい児童委員・主任児童委員に依頼するケースが多くなっています。

こうした状況は前回調査と同様ではありますが、今回調査の特徴として、子ども家庭支援センターに協力要請している事例の割合が、0.6%から10.4%へと大幅に増加していることがあげられます。



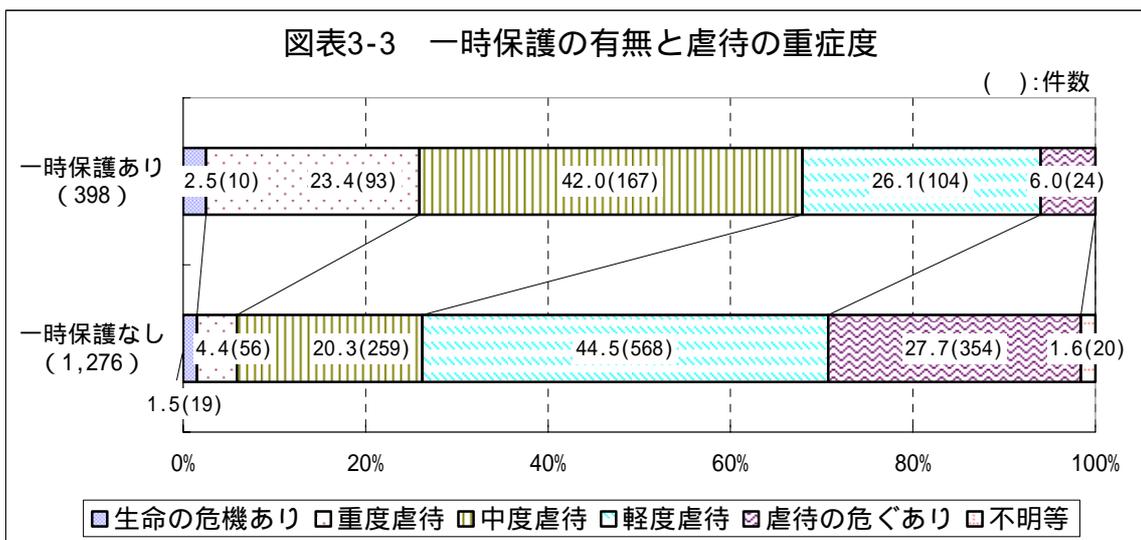
## 2 一時保護の状況

**保護者から分離して一時保護した事例は全体の4分の1になっています。**

子どもを虐待から守るために一時保護した事例は398件でした。全体の件数が1,694件ですから、23.5%、概ね4人に1人の割合で保護者から一時分離したことになります。

一時保護をした事例について虐待の重症度を見ると、「生命の危機あり」10件、2.5%、「重度虐待」93件、23.4%、「中度虐待」167件、42.0%であり、「中度虐待」以上が約7割を占めています。

「生命の危機あり」19件が「一時保護なし」となっていますが、そのほとんどが一時保護ではなく乳児院に直接措置をしたものです。



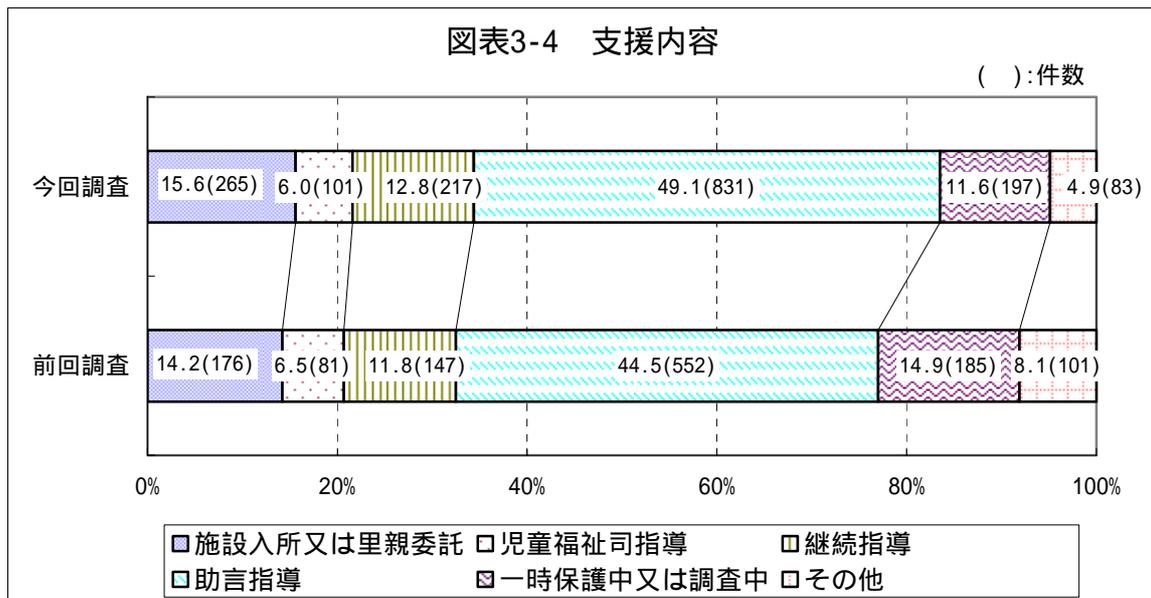
### 3 支援の内容

#### (1) 支援内容

保護者から分離をして施設入所等をする必要のあった事例は265件、15.6%であり、89件増加しました。

家庭での養育が不相当であり、保護者から分離をして施設入所や里親委託をする必要のあった「施設入所又は里親委託」の事例が、265件、15.6%ありました。前回調査の結果は、176件、14.2%であり、割合に大きな変化はないものの、施設入所等を必要とした子どもの実数でみると、89件の増加となっています。

施設入所等を行わず、在宅のまま保護者や子どもの指導及び支援等を行うものは合わせて67.9%で、そのうち、児童福祉司が家庭環境や家族関係の改善を図るため、地域の機関と連携を図り、行政処分として強制的な児童相談所への通所または家庭訪問を行う「児童福祉司指導」は6.0%で、残りの61.9%は、関係機関などと協力して支援を行う継続指導と助言指導です。



#### (2) 虐待の重症度別の支援内容

「生命の危機あり」で「施設入所又は里親委託」の割合が増加しました(38.9% 72.4%)。

「施設入所又は里親委託」の割合は、最も重い「生命の危機あり」の事例で一番高く、「重度虐待」、「中度虐待」と続いています。

虐待の重症度別に支援の内容をみると、「生命の危機あり」では、「施設入所又は里親委託」が最も多く72.4%、次いで「児童福祉司指導」10.4%となっています。前回調査

の結果と比べると、保護者から分離をした「施設入所又は里親委託」が38.9%から大幅に増加しており、子どもの生命の保護を最優先に考え、必要性が認められる場合は速やかに保護者からの分離を行うようになっていきます。

他方、「軽度虐待」や「虐待の危ぐあり」では4分の3強が児童相談所や関係機関の支援により、在宅のままでの生活が可能となっています。

図表3-5 虐待の重症度別 支援内容

(単位 上段:件数、下段:%)

区 分		全 体	施設入所 又は 里親委託	児童福祉司 指導	継続指導	助言指導	一時保護中 又は 調査中	その他
生命の危機あり	今回調査	29 (100.0)	21 (72.4)	3 (10.4)	2 (6.9)	1 (3.4)	1 (3.4)	1 (3.4)
	前回調査	36 (100.0)	14 (38.9)	3 (8.3)	1 (2.8)	8 (22.2)	8 (22.2)	2 (5.6)
重度虐待	今回調査	150 (100.0)	65 (43.3)	14 (9.3)	25 (16.7)	23 (15.3)	16 (10.7)	7 (4.7)
	前回調査	124 (100.0)	40 (32.3)	17 (13.7)	16 (12.9)	21 (16.9)	16 (12.9)	14 (11.3)
中度虐待	今回調査	430 (100.0)	93 (21.6)	37 (8.6)	94 (21.9)	132 (30.7)	53 (12.3)	21 (4.9)
	前回調査	392 (100.0)	70 (17.9)	30 (7.6)	56 (14.3)	135 (34.4)	56 (14.3)	45 (11.5)
軽度虐待	今回調査	676 (100.0)	62 (9.2)	41 (6.1)	74 (10.9)	403 (59.6)	65 (9.6)	31 (4.6)
	前回調査	397 (100.0)	36 (9.1)	26 (6.5)	63 (15.9)	193 (48.6)	59 (14.9)	20 (5.0)
虐待の危ぐあり	今回調査	386 (100.0)	24 (6.2)	6 (1.6)	19 (4.9)	265 (68.7)	55 (14.2)	17 (4.4)
	前回調査	260 (100.0)	12 (4.6)	4 (1.5)	9 (3.5)	182 (70.0)	39 (15.0)	14 (5.4)
不明等	今回調査	23 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (13.1)	7 (30.4)	7 (30.4)	6 (26.1)
	前回調査	33 (100.0)	4 (12.1)	1 (3.0)	2 (6.1)	13 (39.4)	7 (21.2)	6 (18.2)
全体	今回調査	1,694 (100.0)	265 (15.6)	101 (6.0)	217 (12.8)	831 (49.1)	197 (11.6)	83 (4.9)
	前回調査	1,242 (100.0)	176 (14.2)	81 (6.5)	147 (11.8)	552 (44.5)	185 (14.9)	101 (8.1)

#### 4 指導・支援に対する虐待者の対応

児童相談所の指導等に応じる虐待者の割合は38.4%です。

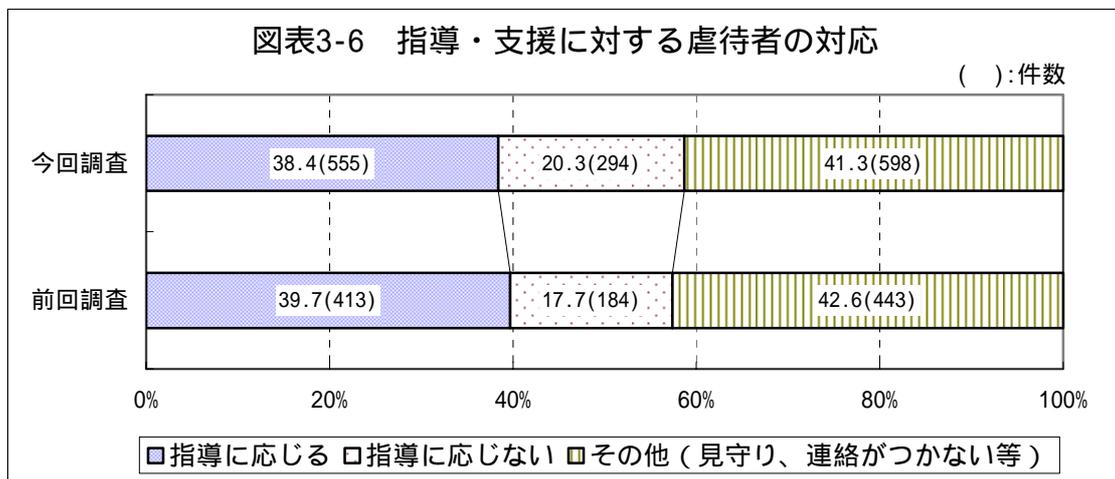
児童相談所では、虐待相談のあった家庭に対して、それぞれの相談の内容や家庭の事情に応じた指導や支援を行っており、保護者との分離を行った事例については、再統合に向けた家族関係の再構築や家庭環境の整備等に努力を続けています。

しかし、指導・支援に対する虐待者の対応等を見ると、前回調査と同様、指導等に応じるのは38.4%と4割弱にすぎない状況です。

児童虐待防止法では、「児童福祉司指導」などの措置を受けた場合には、虐待を行った者は、児童相談所の指導を受けなければならないことを規定しています。しかし、強制的に保護者と子どもとを分離したような場合、児童相談所と保護者とが対立関係におかれ、良好な関係を構築することが難しくなります。

そのような場合であっても、児童相談所は保護者に適切な指導・支援を受けさせる継続的な努力を行うことが重要です。状況に応じて、保健所、児童委員・主任児童委員、福祉事務所、医療機関、警察などに保護者の支援にあたってもらうなど、さまざまな関係機関と連携しながら、虐待した保護者や家庭を支援していく必要があります。

一方、33ページでみたように、虐待した実母や養・継母の4分の1近くが自ら支援を求めています。関係機関が連携して家庭の再構築を支えていくことが重要です。



## 5 虐待者への指導・支援の効果

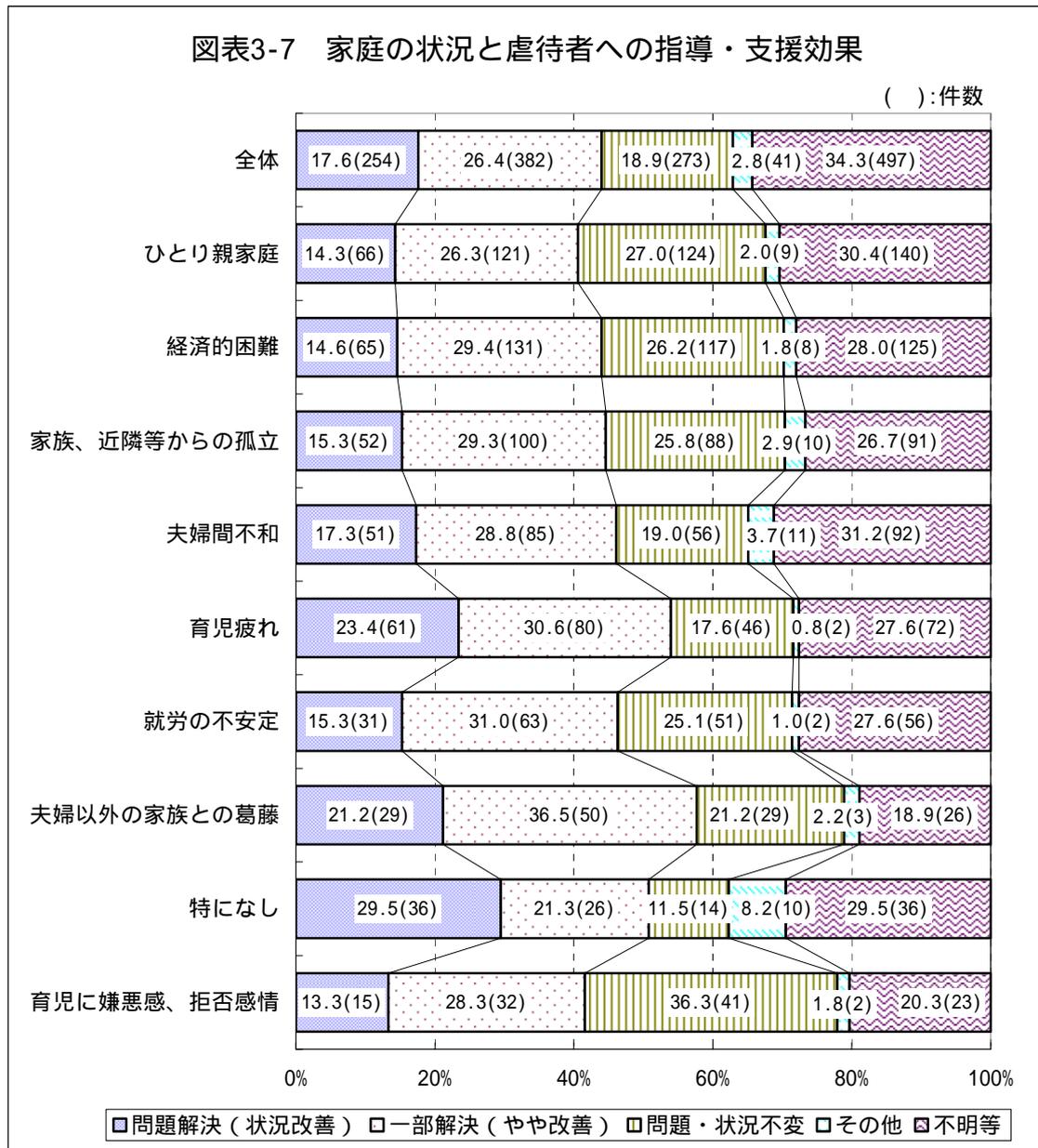
### (1) 家庭の状況と虐待者への指導・支援効果

指導・支援の結果、「問題解決(状況改善)」を図れた事例が17.6%、「一部解決(やや改善)」が26.4%となっています。

虐待者への指導・支援の結果、「問題解決(状況改善)」を図れたものが17.6%、「一部解決(やや改善)」が26.4%と4割以上に指導等の効果が表れています。

しかし一方で、「問題・状況不変」も18.9%あります。

家庭の状況別にみると、虐待の要因が「育児疲れ」や「夫婦以外の家族との葛藤」の事例に関しては、指導・支援による「問題解決(状況改善)」や「一部解決(やや改善)」という結果の割合が高くなっています。



## (2) 虐待者の虐待についての認識と指導・支援効果

**「虐待を認め支援を求めている」虐待者の約6割が「問題解決(状況改善)」又は「一部解決(やや改善)」に至っています。**

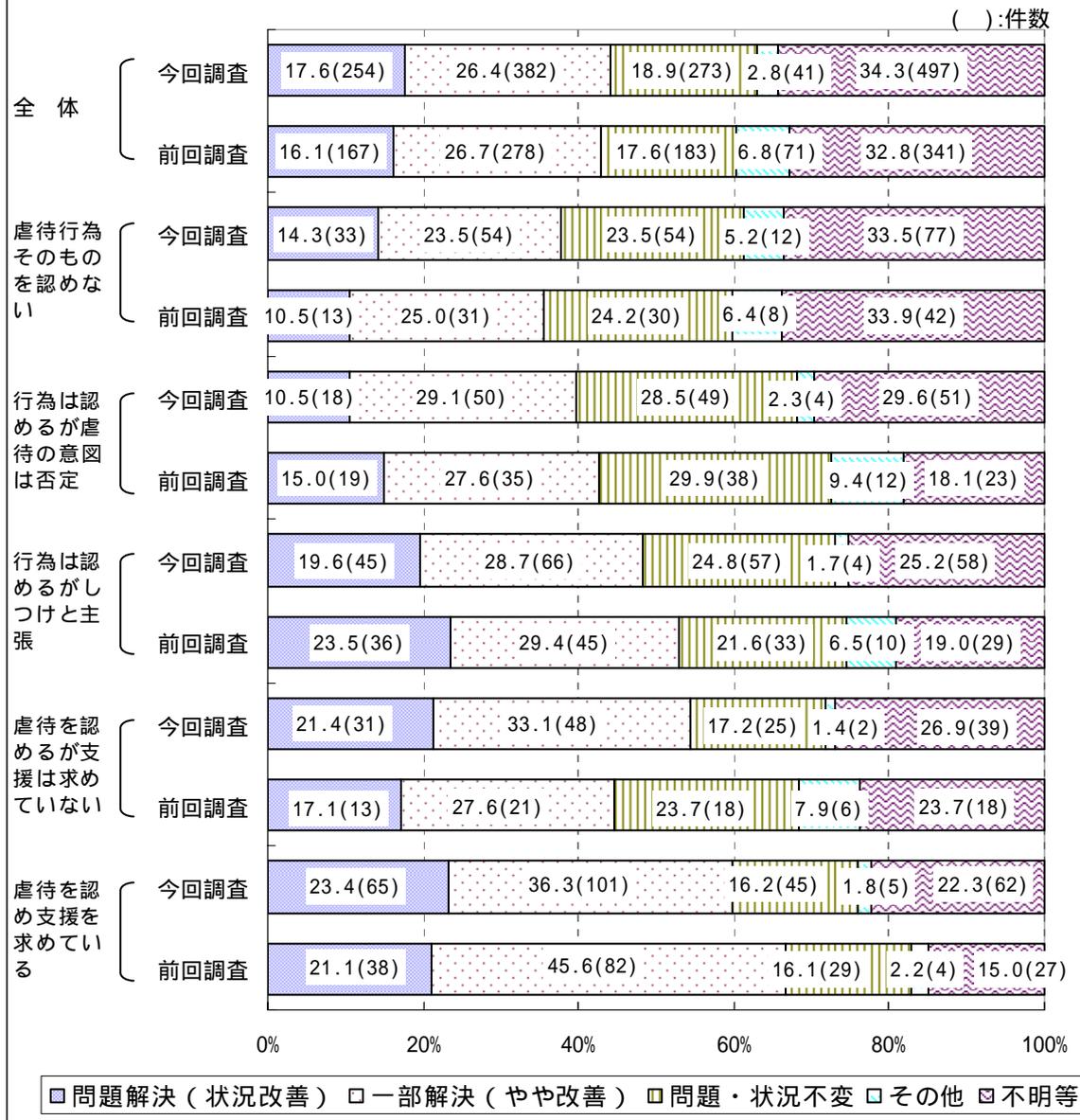
指導・支援の効果を見ると、前回調査と同様、虐待の行為そのものを認めていない場合よりも認めている場合、さらに、行為を認めている場合においても、虐待の意図を認めていない場合よりも認めている場合の方が、問題の解決、改善傾向が認められます。

「虐待行為そのものを認めない」「行為は認めるが言い逃れ等をする」場合は、「問題解決(状況改善)」や「一部解決(やや改善)」に至らない割合が高くなっています。これに対し、「虐待を認め支援を求めている」場合は、「問題解決(状況改善)」「一部解決(やや改善)」の割合が合わせて約6割に達します。

また、「行為を認めるがしつけと主張」している場合であっても、48.3%の者は改善の効果が現れています。当初は、行為を正当化していた虐待者も、時間をかけて話し合ううちに、虐待が子どもの成長や心身に深い傷を与える結果となっていることに気づくと、自らの行為を反省し、どのようにすれば、子どもとうまく関係がもてるか等について考え、支援を受け入れるようになります。

指導等の効果は、虐待者が虐待を認めるかどうかのカギとなることを今回調査の結果からも読み取ることができます。

図表3-8 虐待者の虐待についての認識と指導・支援効果

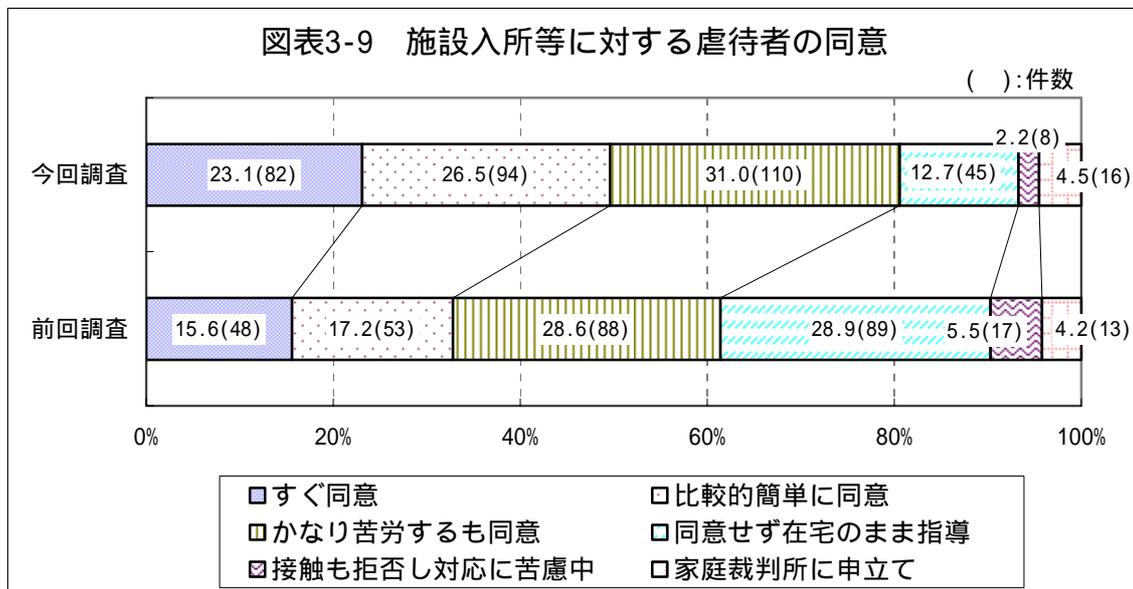


## 6 施設入所等に対する虐待者の同意

**保護者との分離の約8割を保護者の同意の下で行っています。**

児童相談所が、保護者から分離して施設入所又は里親委託が必要と判断した事例 355 件のうち、虐待者が分離に「すぐ同意」あるいは「比較的簡単に同意」したのは 176 件、49.6%でした。「かなり苦勞するも同意」までを加えると約8割の事例が保護者の同意の下で分離を行っています。

「比較的簡単に同意」「かなり苦勞するも同意」の事例数、割合とも前回調査よりも大きく増加しており、児童相談所が保護者の理解を得るために説明や説得を行った結果が表れています。「同意せず在宅のまま指導」が 45 件、12.7%ありますが、前回調査と比較して、大幅に少なくなっています。



## 第4章 実態調査分析を終えて

児童相談所に寄せられる虐待相談件数は、増加傾向を続けています。また、後を絶たない悲惨な虐待事件が報道される度に、児童相談所や学校などの関係機関の対応が適切であったのかと論議を呼ぶ状況が続いています。

都は、こうした虐待問題に対応するため、平成12年度に児童相談センターに虐待対策課を設置しました。平成15年4月からは、虐待対策を一層強化するため、虐待対策課に替えて全ての児童相談所に虐待対策班を配置する体制とし、虐待通告の受理、初期の状況確認、子どもの保護、保護者への働きかけ等、関係機関と連携して、虐待相談への迅速な対応に努めてきました。

この間、平成12年11月に児童虐待防止法が施行され、平成16年10月には同法が改正されました。法改正にあたっては、国の社会保障審議会児童部会などで、同法施行以来の虐待対策の状況を踏まえた広範な関係者による議論がなされ、その内容が改正法に反映されています。

同審議会児童部会がまとめた報告では、「今後の児童虐待防止対策のあり方」の基本的な視点を次のように整理しています。

「子どもの最善の利益」への配慮を基本理念とし、以下の視点を基本に据えて施策を展開することが必要

- 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援
- 待ちの支援から要支援家庭への積極的なアプローチによる支援へ
- 家族再統合や家庭の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援
- 虐待防止ネットワークの形成など市町村における取組の強化

また、同部会では、虐待への対応という観点だけでなく、広く要保護児童、要支援家庭に対する相談支援体制のあり方についても議論がなされ、今後の児童相談所と区市町村の役割等に関する報告としてまとめられました。

その結果、平成17年4月の児童福祉法の改正では、子どもの相談に応じることが区市町村の業務として法律上明確化され、住民に身近な区市町村において虐待の未然防止、早期発見を中心に積極的な取組が求められることになりました。同時に、都道府県（児童相談所）の役割は、専門的な知識や技術を必要とする事例への対応や区市町村への後方支援に重点化され、地域全体で子どもの問題に対する相談を受けていく体制の充実が図られることになりました。

今回の調査は、こうした法改正が進められる中、平成15年度に児童相談所が受理した虐待相談について、調査分析をしたものです。

各調査事項については、前回、平成12年度の虐待相談の実態分析として取りまとめた「児童虐待の実態」を踏まえることとし、前回調査と今回調査との3年間の推移を中心に比較検討し分析を行ってきました。以下、今回調査の分析を通して得られた結果をもとに、今後の取組の方向性について、3点述べることとします。

1 虐待の早期対応には、区市町村の「子ども家庭支援センター」が重要な役割を担っています。今後、早期に全区市町村に子ども家庭支援センターを、全区市に先駆型子ども家庭支援センターを設置することが必要です。

前回の報告書では、調査の分析結果をもとに、地域における子どもと家庭とを支援するネットワークの核として、区市町村における「子ども家庭支援センター」の設置とその機能を発揮する体制の必要性について述べました。

前回調査時の平成 13 年 3 月現在では、子ども家庭支援センターは 17 区市、17 か所の設置にとどまっていたからです。

その後、区市町村の取組が進み、今回調査を行った平成 15 年度においては、40 区市町に 49 か所（平成 16 年 3 月末現在）が設置されました。

その結果、今回調査では、子ども家庭支援センターが虐待の第一発見者、児童相談所への通告機関及び児童相談所における初期対応への協力機関などとして機能を発揮してきていることが明らかになりました。

例えば、第一発見者全体に占める子ども家庭支援センターの割合は、前回調査では 0.2%であったものが、今回調査では 2.2%へと増加し、児童相談所への通告機関としては、前回調査で 2.5%であったものが、10.7%へと大きく増加しています。

特に、第一発見者別にみると、発見事例の多い保育所が発見した虐待事例のうちの 22.7%が子ども家庭支援センターを通じて児童相談所に通告されています。同様に、第一発見者が児童館・学童クラブである事例の 32.1%、児童委員・主任児童委員の 11.6%、近隣知人の 9.3%、虐待者本人の 12.8%の事例が、子ども家庭支援センターを通じて児童相談所に通告されており、子ども家庭支援センターの機能や役割が、地域住民や関係機関に浸透し理解されてきている結果となっています。

子ども家庭支援センターは、平成 17 年 11 月末現在、52 区市町、59 か所にまで設置が進み、虐待防止などの機能を強化した先駆型子ども家庭支援センターも、21 区市 21 か所設置されています。また、平成 17 年度からは、町村部における児童相談体制を整備するため、新たに小規模型子ども家庭支援センター制度が創設されました。

都では、平成 18 年度までに全区市町村で子ども家庭支援センターを、平成 19 年度までに全区市で先駆型子ども家庭支援センターを設置するよう、区市町村の取組を支援しています。

区市町村が、今後、児童福祉法に規定された児童相談体制の役割を担っていくためには、子どもと家庭に関する総合相談の窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関、虐待の防止・見守りを行う子育て支援ネットワークの核として、子ども家庭支援センターの設置を一層進めるとともに、その機能の充実、強化を図っていくことが必要です。

2 虐待問題に対応するためには、子ども家庭支援センター、保育所・幼稚園、学校、児童館・学童クラブ、保健所、児童委員・主任児童委員などの地域の関係機関等が協力して、子どもと家庭を支援していく必要があります。

そのために、個人情報の保護と情報共有の観点から「要保護児童対策地域協議会」を早期に全区市町村で設置することが必要です。

また、虐待を防ぐためには、保護者の窮状や家庭の小さな変化等に早期に気付くことが必要です。日頃から、地域の中で子育て家庭へのさりげない声かけや社会とのつながりを作るための働きかけを行い、気軽に子育てについて相談できる環境を整えていくことが重要です。

児童相談所に相談があるまでの虐待の期間をみると、6か月未満の事例が前回調査では359件、28.9%でしたが、今回調査では685件、40.5%へと増加し、1年未満でも、39.4%から53.1%への増加となっています。また、虐待の重症度も、「軽度虐待」「虐待の危くあり」の事例が、あわせて52.9%から62.7%へと増加しており、虐待が早期に発見され、児童相談所に通告される事例が増加していることがわかります。

しかし、その一方で、虐待の期間が1年以上に及ぶ事例も479件、28.2%あり、虐待の重症度でも、「生命の危機あり」は前回調査の36件が29件に減少しているものの、「重度虐待」は124件が150件に増加するなど、深刻な虐待のある状況が続いているのも事実です。

虐待を受けている期間が長期にわたるほど、子どもの心身への影響は大きく、また、虐待が重症化する危険性が高くなります。そのため、虐待の早期発見の取組を強化していくことが、虐待問題に対応していくための基本です。

前回調査では、こうした早期発見のための取組を強化するために、子どもの状態を最もよく把握できる、保育所、幼稚園、学校等の重要性を述べ、こうした機関が虐待についての理解と知識を持ち、子どもや保護者の状態を的確に把握することの必要性について述べました。また、虐待防止に向けた地域における関係機関や施設のネットワークの構築についての必要性を述べました。

今回調査の分析結果をみると、学校が第一発見者である事例の割合が、前回調査の14.6%から19.1%へと増加しています。特に、中学生では30.8%から43.2%へ、高校生では15.9%から30.8%へと大きく増加しました。また、学校以外にも、保育所、保健所、医療機関、近隣知人等が第一発見者となる事例数が増えています。

その結果、虐待が早期に発見され、児童相談所に通告される事例が増加したと考えられます。

また、児童相談所への通告の増加は、中学生が長期間不登校のまま放置された結果、重篤な状態で発見された虐待事件（平成15年11月に表面化した、いわゆる「岸和田事件」）が大きくマスコミに取り上げられたことをきっかけに、関係者や都民の虐待問題

への関心が一層高まったことによるものと考えられます。

さらに、平成12年の児童虐待防止法制定を契機とした、子どもに関係するさまざまな関係機関や、児童委員・主任児童委員をはじめとした関係者による虐待の早期発見への取組、虐待に関する住民意識の変化も忘れてはいけません。

例えば、これまで、虐待問題は暴力による身体的虐待によるものにとらえられがちであったのに対し、ネグレクトや心理的虐待の定義が明確に示されることで、食事をとっていない、公園に子どもたちだけにいる、服装が汚れているなど、これまで見過ごされがちであった子どもたちの異変のサイン、虐待の兆候を早期にキャッチすることが可能になり、通告につながっていることなどがあげられます。

今後、社会全体で虐待問題に対する取組をより一層進めていくためには、事前の防止、地域での見守りから、要保護児童の発見、措置、措置継続中の支援、措置解除後のフォロー、家族再統合にいたるまで、子どもと家庭への支援を、児童相談所、区市町村をはじめ関係機関が、それぞれ自らの制度やサービスを充実させる努力と工夫を重ねながら、地域におけるネットワークを強化し連携していくことが、何よりも重要です。

また、ネットワークの強化のためには、個人情報保護を図りながら関係機関における情報の共有化を図ることが必要です。そのためには、今回の児童福祉法の改正で盛り込まれた「要保護児童対策地域協議会」を早期に全区市町村で設置することが必要です。

同時に、虐待を防止するために必要な視点は、子どもにのみ着目した支援を行うのではなく、家庭を包括的・一体的にとらえ、子どもと保護者とを総合的に支援することの重要性です。

今回の調査でも、前回調査と同様、虐待を受けた子どもについて、「虐待につながるような要因」としてどのようなものがあるか調査しましたが、「特になし」という子どもが、前回の約38%から約50%へと増加しています。前回の調査結果で指摘した、多くの虐待は、子どもの側の要因ではなく、保護者や家庭のさまざまな状況によって引き起こされており、虐待のリスクを子どもに見出すことは少ないと考えることが妥当であるという結果が、今回の調査でも認められました。

一方、虐待が行われた家庭の状況をみると、前回調査と同様に「ひとり親家庭」「経済的困難」「孤立」「夫婦間の不和」「育児疲れ」といった事項が多く、今回調査では各項目とも割合が増加しました。中でも「ひとり親家庭」の割合は23.8%から31.8%へと大幅に増加しています。

また、今回の調査では、前回の調査に比べ、心身の状況に特に問題のない保護者による虐待も増えているという結果が出ています。実父では、前回調査では70件、27.8%であったものが、今回調査では100件、32.1%へ、実母では、前回調査では101件、16.6%であったものが、今回調査230件、25.1%へと増加しています。「特に問題なし」と認められた虐待者による事例471件のうち、356件、75.6%は「軽度虐待」「虐待の危ぐあり」に区分される事例ですが、「生命の危機あり」「重度虐待」に区分される虐待事例もあわせて29件ありました。

このように、虐待は、家庭の状況に加え、虐待を行った保護者の心身の状況、就労状況など、多くの要因が複合的に絡み合って起こるととらえる必要があります。また、どんな家庭でも子育てに関する悩みを抱えています。

虐待防止の取組にあたっては、個々のケースごとに要因を分析し、虐待につながらないよう、早期に就業支援、子育て支援などの援助を行っていかねばなりません。

また、家庭を包括的・一体的に支える観点からは、保護者の窮状や家庭の小さな変化等に早期に気づき、早い段階で対応することができるよう、子ども家庭支援センターや児童委員・主任児童委員などの地域の関係機関等が連携して、子育て家庭へのさりげない声かけや子育てひろばへの参加など社会とのつながりを作っていくための積極的な働きかけを行っていくことが重要です。さらに、保育所や児童館などの児童相談機能を強化し、保護者等が気軽に子育てについて相談ができる環境を整えていくことも必要です。

### 3 心理的・医学的ケアを必要とする子どもや保護者への、専門的な支援体制の強化が必要です。

また、子どもと保護者との分離が必要な場合でも、保護者に内省や自覚を促し、家族が再び一緒に生活できるよう、地域全体で支援していく体制を整備することが大切です。

虐待を受けた子どもの精神状況を見ると、20.8%に情緒的・心理的問題が、15.0%に日常行動上の問題が、11.5%に社会的問題行動が見られ、虐待は子どもの心に深刻な影響をもたらしていることが分かります。

また、虐待が行われた比較的直後の心理診断で精神的な影響が見られない場合であっても、子どもの成長や発達過程において、時間が経過してから影響の表れる事例も報告されています。

こうした、虐待によって心身に深い傷をもった子どもたちをケアしていくためには、子どもたちの状況を的確に把握し、心の傷のケアはもとより、育ち直しを含めた、心理的・医学的な観点からの専門的支援が不可欠です。

また、虐待をした保護者に対しても、自らの行為の内省、これまでの養育の振り返りなど、家族関係の再構築に向けた心理的・医学的側面からの支援を行っていくことが必要です。

しかし、虐待を行った者のうち、虐待を認めない者が多い状況は変化しておらず、今回調査では、実父の57.7%、実母の39.7%と、前回調査の実父50.0%、実母35.3%に比較して増加しており、虐待者への対応が引き続き困難であるのが現状です。また、虐待者の心身の状況を見ると、「性格の偏り」22.3%、「人格障害またはその疑い」11.7%、「精神病またはその疑い」10.1%、「神経症またはその疑い」7.0%等、精神的な要因を背景に抱えている場合も少なくありません。

こうした子どもや保護者への支援を行っていくためには、困難ケースへの専門的な支援の役割を担う児童相談所が、心理的・医学的ケアなどの機能を強化し、家族全体を対象とした支援や家族療法を適切に行っていくよう、専門性を向上させていくことが必要です。同時に、地域の医療機関や保健所等との連携を強化し、地域の中で心理的・医学的支援を受けることができる体制を整備していかなければなりません。

保護者と子どもとを分離して敵対的な関係にある児童相談所と保護者のケアを行う機関を分けながらも、共通の方針の下に相互に役割分担を図りながら支援を行うことで、総合的な家族への支援、家庭環境の改善につなげるのが可能になるからです。

今回の調査では、児童相談所の指導・支援の結果、問題解決（状況改善）を図れた事例が17.6%、一部解決（やや改善）が26.4%と4割以上に指導等の効果が表れています。また、虐待を受けても、虐待を行った保護者との同居を希望する子どもの割合が、前回調査の22.7%から、今回調査では36.6%に増加しており、同居を拒否している子ども

の約4倍にのぼっています。

保護者と子どもとの分離は、子どもの健やかな成長の観点からは最善の選択ではありません。

分離が必要な場合でも、こうした子どもの気持ちを受け止め、保護者に内省と保護者としての自覚を促し、子どもとの接し方などを身に付けられるよう支援し、家族が再び一緒に生活できるよう、家族再統合に向けた支援を行っていくことが重要です。

そのためには、児童相談所を始め、地域の関係機関等が子どもと保護者の状況を的確に把握しながら、子どもと家庭とを地域全体で支援していく体制を整備することが必要です。

余 白

# 資料編

余 白

# 被 虐 待 児 調 査 票

児相	区市町村		調査票番号		氏名 (姓)		児童番号		きょうだいの ( ) 調査票の番号 ( )
----	------	--	-------	--	-----------	--	------	--	--------------------------

記入者氏名 ( )

<b>[ 被虐待児について ]</b>		
ア 性別	1 男 2 女	性別 【 】
年 齢	受理時の年齢 歳	年齢 【 】歳、不明
イ 在学状況等	1 家庭にいる乳幼児 2 保育所その他の保育施設 3 幼稚園 4 小学校 5 中学校 6 高校 7 その他 ( ) 8 不明	【 】
ウ 第一発見者及び 児相への通告者	1 児童委員・主任児童委員 2 福祉事務所 3 子ども家庭支援センター 4 子育て広場 5 警察 6 保健所 7 都道府県市区町村 8 家庭裁判所 9 保育所 10 幼稚園 11 児童館・学童保育 12 その他の児童福祉施設 13 学校 14 里親 15 虐待者本人 16 家族 17 親戚 18 近隣知人 19 児童本人 20 医療機関 21 電話相談 22 その他 ( ) 23 不明	第一発見者 【 】  児相への通告者 【 】
エ 受理後の初期対応	児童相談所が現認 【1 家庭訪問 2 保育園・幼稚園・学校等 3 その他( )】 4 関係機関を通じて確認 5 その他( )	【 】
オ エで4を選んだ 場合の関係機関	1 児童委員・主任児童委員 2 福祉事務所 3 子ども家庭支援センター 4 警察 5 保健所 6 保育所 7 幼稚園 8 児童館・学童保育 9 その他の 児童福祉施設 10 学校 11 医療機関 12 その他 ( )	【 】
カ 家族形態	1 実父母 2 実父・継養母 3 実母・継養父 4 継養里父母 5 実父のみ 6 継養里父のみ 7 実母のみ 8 継養里母のみ 9 父母いない 10 その他 ( ) 11 不明	【 】
キ 家族形態2	1 三世大家族 2 二世大家族 3 その他 ( ) 4 不明	【 】
ク きょうだい	<きょうだい(実及び義理あわせて)の数と順位>	【 】人中【 】番目
ケ きょうだいへの 虐待の有無	1 きょうだいはいない(一人っ子) 2 きょうだいはいるが本児のみ虐待さ れた 3 本児以外に他の子ども虐待された 4 不明	【 】
コ 虐待の種別	1 身体的虐待 2 養育の放棄及び怠慢(ネグレクト) 3 性的虐待 4 心理的虐待 <重複する場合は主たるものから順に記す>	【 】【 】  【 】【 】
サ 虐待の期間	1 1 カ月未満 2 1 カ月以上3 カ月未満 3 3 カ月以上6 カ月未満 4 6 カ月以上1 年未満 5 1 年以上3 年未満 6 3 年以上 7 不明	【 】
シ 過去の児童相談所で の相談歴	1 あり 2 なし	【 】
ス シで1を選んだ場合 の虐待相談歴、一時 保護歴、施設入所歴 の有無	あ 虐待相談歴 1 あり 2 なし い 一時保護歴 1 あり 2 なし う 施設入所歴 1 あり 2 なし	あ い う 【 】【 】【 】
セ シで1を選んだ場合 の児童相談所	1 自児童相談所 2 都他児童相談所( ) 児童相談所) 3 道府県市児童相談所( ) 道・府・県・市 児童相談所)	【 】
<b>[ 虐待者について ]</b> <虐待者が複数の場合は主なる者2 人について、主たる者をA に、従たる者をB に記す>		
ソ 虐待の期間(継続性)	1 頻発的 2 散発的 3 今回初めて 4 不明	【 】
タ 虐待の重症度	1 生命の危機あり 2 重度虐待 3 中度虐待 4 軽度虐待 5 虐待の危惧あり	【 】



# 被 虐 待 児 調 査 票

<b>ホ 虐待に起因すると 思われる被虐待児 の精神状況</b>	1 知的発達遅れ 2 不安、怯え 3 うつ状態 4 無感動や無反応 5 強い攻撃性 6 習癖異常(具体的 ) 7 食行動上の問題(むちゃ食い・拒食など) 8 非社会的問題行動(登校拒否・かん黙など) 9 反社会的問題行動(非行など) 10 性的問題行動(異性への極端な嫌悪感を含む) 11 その他日常生活に支障をきたすような精神状況、問題行動 (具体的に ) 12 特になし 13 不明 <主なもの5 つ以内>	【   】【   】 【   】【   】 【   】
<b>[ 児童相談所の対応 ] ( H1 6 . 5 . 1 現在 )</b>		
<b>マ 一時保護</b>	1 あり<日数   日> 2 なし	【   】 <日数【   】日>
<b>ミ 子どもの処遇</b>	1 在宅 2 施設入所等 3 未決定 4 その他(   )	【   】
<b>ム 処遇内容及び処遇 経過</b>	1 児童福祉司指導 2 訓戒誓約 3 助言指導 4 継続指導 5 他機関あつ せん(機関名   ) 6 児童委員指導 7 福祉事務所へ送致または通知 8 乳児院・児童養護施設 9 児童自立支援 施設 10 その他の施設(   ) 11 里親・保護受託者委託 12 親族引取り終結 13 一時保護中 14 在宅経過観察又は調査中 15 その他(   ) 16 虐待ではなかったと判断して終結	5 / 1 現在の処遇 【   】 過去の処遇経過 【   】 【   】 【   】
<b>メ ムで3 を選んだ場合 の理由</b>	1 該当者なし 2 虐待の事実がない 3 助言で改善 4 関係機関により見守り 5 その他(   )	【   】
<b>モ 虐待者の指導</b>	1 指導に応じる 2 指導に応じない 3 その他(   )	【   】
<b>ヤ 児童相談所では誰 が指導しているか</b>	1 児童福祉司が指導している 2 心理技術職が指導している 3 精神科医師等が指導している 4 その他(   ) <複数回答可>	【   】 【   】 【   】 【   】
<b>ユ 虐待者の指導方法</b>	1 訪問 2 通所 3 訪問・通所とも 4 他機関の指導 5 その他(   ) <複数回答可>	【   】 【   】 【   】
<b>ヨ ユで4 を選んだ場合 の機関名</b>	1 児童委員・主任児童委員 2 福祉事務所 3 保健所 4 医療機関 5 子どもの虐待防止センター 6 その他(   ) <複数回答可>	【   】 【   】 【   】 【   】 【   】
<b>ラ 虐待者の指導内容</b>	1 個別 2 グループ 3 個別、グループとも 4 その他(   )	【   】
<b>リ 指導対象</b>	1 親のみ 2 親子とも 3 家族 4 その他(   )	【   】
<b>ル 施設入所に対して</b>	1 すぐ同意 2 比較的簡単に同意 3 かなり苦勞するも同意 4 同意せず在宅のまま指導 5 同意せず家裁に申立て中 6 家裁に申し立て後やっと同意 7 家裁の審判中 8 同意はもちろん、接触も拒否、対応に苦慮中 9 入所の必要なしと判断 10 その他(   )	【   】
<b>レ 家裁申立て例の場合</b>	1 承認の審判あり 2 不承認の審判あり 3 申し立て後取り下げ(取り下げ理由   ) 4 申し立て中 5 その他(   ) <申し立てから審判確定までの月数   月>	法28条   【   】 法33条の6   【   】 親権者変更等   【   】 <【   】月>

## 被 虐 待 児 調 査 票

<b>Q 施設入所例の場合、入所後の経過</b>	1 児童・家庭とも安定、家庭引取となる 2 面会等安定した関わり、なお入所中 3 家庭に問題あり、なお入所中 4 強引に引き取る 5 入所中、面会なく全く無関心 6 引取拒否 7 保護者行方不明 8 その他( ) 9 不明	【   】
<b>A 在宅指導の場合、他機関との連携</b>	1 児童委員・主任児童委員 2 福祉事務所 3 子ども家庭支援センター 4 警察 5 保健所 6 家庭裁判所 7 保育所 8 幼稚園 9 児童館・学童保育 10 その他の児童福祉施設 11 学校・教育委員会 12 医療機関 13 子どもの虐待防止センター 14 その他( ) 15 特になし	【   】【   】【   】 【   】【   】【   】 【   】【   】【   】 【   】【   】【   】
<b>B 虐待者への指導経過</b>	1 問題解決(状況改善) 2 一部解決(やや改善) 3 問題・状況不変 4 その他( ) 5 不明	【   】
<b>C その後の児童の経過</b>	1 もともと安定 2 問題解決、安定 3 なお問題あり、指導中 4 不変 5 問題化 6 新たな問題発生 7 その他( ) 8 不明	【   】
<b>児童の意向(受けとめ方)]</b>		
<b>D 虐待の事実を認めているか</b>	1 虐待の事実を最初から認めている 2 最初は虐待の事実を否定していたが、接触しているうちに認めた 3 虐待の事実を認めない 4 幼いので意思は確認できない 5 その他( ) 6 不明	【   】
<b>E 虐待の被害を受けていると感じているか</b>	1 被害を受けていると感じている 2 被害を受けていると感じていない 3 幼いので意思を確認できない 4 その他( ) 5 不明	【   】
<b>F 一緒に生活することについて</b>	1 拒否している 2 希望している 3 虐待者とは別居したいが他の人( )と一緒に生活したい 4 意思表示なし 5 その他( ) 6 不明	【   】
<b>どういう問題があったか(他の機関と関係も含めて)</b>		
<b>G 受理時</b> .....		
<b>H 初期対応時</b> .....		
<b>I その後の処遇</b> .....		
<b>J 職員に対する暴力・脅迫等</b> .....		
<b>K 一時保護、措置に対する不服申し立て</b> .....		
<b>L アフターケア</b> .....		

## 被虐待児調査票記入要領

- 1 調査票番号は児童相談所ごとに、1番から番号を記入すること。きょうだいとして受けた場合はそのきょうだいも1ケースとしてとらえて番号をつけ、それぞれの調査票の( )内にその番号を記入すること。

例：兄の調査票

調査票番号	3	きょうだいの調査票の番号( 4 , )
-------	---	---------------------

弟の調査票

調査票番号	4	きょうだいの調査票の番号( 3 , )
-------	---	---------------------

- 2 氏名欄は姓のみとし、きょうだいケースの場合は姓のあとに名のイニシャルを記入する。  
例：新宿 太郎    新宿 T    (イニシャルが同一の場合は、名前を記入する。)  
      " 花子        " H
- 3 回答は該当する番号を右欄の【 】内に記入する。
- 4 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間に、児童虐待の主訴で新規に受理したものについて記入する。  
同一児童で助言終了後、再び相談があったケースは新たに調査票を作成し記入する。
- 5 原則として、ケース担当者が記入する。

[ 被虐待児について ]

- ア 年 齢                    受理時の満年齢とする。細かく月まで書く必要はない。例えば、6歳6ヶ月 6歳
- イ 在学状況等            家庭から障害児通園施設等に通園している場合は「その他」に記入し、棄児、置き去り児等で帰属が判らない場合は「不明」とする。
- ウ 第一発見者及び児相への通告者    第一発見者と通告者が同じ場合は、それぞれに同じ番号を記入する。「6」「7」の選択について、特別区保健所(保健相談所)と市町村部の東京都所管保健所は「6保健所」を選択。区市町村部の保健センター等は「7都道府県区市町村」を選択する。「21電話相談機関」は子どもの虐待110番等をいう。
- オ 関係機関                エで4を選んだ場合必ず記入する。複数の場合も考えられるが、主なもの一つを選択する。
- キ 家族形態2              ひとり親世帯(母子家庭、父子家庭)は「2二代帯家族」にする。
- ク きょうだい              一人っ子は1人中1番目とする。きょうだいは上から何番目とする。
- コ 虐待の種別              <主たるもの>とは子どもへの影響度を測って主かどうか判断する。
- サ 虐待の期間              明確でない場合でも、把握した情報をもとに推定できる場合は、具体的な期間を選択する。

- ス 一時保護歴 いかなる事由（相談主訴）であっても、保護、入所歴があれば「1あり」、  
施設入所歴 とする。  
セ 児童相談所 「3市」は政令指定市をさす。

[ 虐待者について ]

ソ 1 頻発的 4回以上虐待が繰り返されていて、それぞれの行為の間隔が1か月未満であるもの。

2 散発的 虐待は初めてではないが、3回以下のもの。ただし、4回以上であっても、虐待の期間が1か月以上間隔があいているもの。

タ 虐待の重症度

障害の程度の判定基準

1 生命の危機あり 身体的虐待等によって、生命の危険に関わる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。

2 重度虐待 今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重大な影響が生じているか、生じる可能性があるもの。

継続的に医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある）もの。

成長障害や発達遅滞が顕著であるもの。

生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない場合。

明らかな性行為がある場合。

家から出してもらえない、部屋に閉じこめられている場合。

3 中程度の虐待 継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。

今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって、身体的・情緒的にネグレクトしていたために、人格形成に問題が残りそうなもの。

現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧されるもの。

親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存など）があり、子どもの世話ができない場合。

乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている場合。

4 軽度の虐待 実際に子どもへの暴力があり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。

外傷が残るほどではない暴力行為があるもの。

子どもの健康問題を起こすほどではないが、ネグレクトの傾向がある場合。（例：子どもの世話が嫌で時々ミルクをあげないことがある。）

- 5 虐待の危惧あり 暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話したくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある場合。
- チ 虐待者 「2 継父、6 継母」：相手と結婚しているが養子縁組はしていない。  
「3 養父、7 養母」：相手と結婚しており、養子縁組をしている。
- ツ 虐待者の年齢 受理時の年齢とする。
- テ 虐待者の就労状況 受理時の状況とし、同じ仕事内容でも雇用先が転々としていれば、「2 転職が多い」とする。専業主婦でパート勤めの場合は「3 パート」とし、内職の場合は「5 家事専業」に含める。時々無職の場合は、無職の期間が長ければ「6 無職」とする。
- ト 職種 テで1を選んだ場合は必ず記入する。
- ニ 住居の状況 「5 社会福祉施設」は、母子生活支援施設、宿泊提供施設等をいう。
- ハ 被虐待体験種別 ノで7を選んだ場合は必ず記入する。
- チ～ト A（主たる者）、B（従たる者）ごとにそれぞれ記入する。
- ヌ～ハ " "

[ 虐待の要因、結果 ]

- ヒ 被虐待児の状況 「4 出生時の退院の遅れ」は概ね1か月以上、未熟児などで出生直後から保育器に入り、抱かれたり授乳されなかったなどの場合。  
「5 親との分離体験」は4の場合を除き、親戚や施設等に概ね3か月以上預けられていた等の体験をいう。  
「9 問題行動あり」は、盗み、家出、暴力など反社会的行為や引きこもり、登校拒否などの非社会的行為をいい、多動も含む。  
「10 性格的偏り」は、頑固、強情、虚言、こだわりなど子育てしにくい特徴をいう。
- フ 被虐待児の家庭状況 「6 反社会的行動」の例。犯罪歴がある、態度・言動が粗暴、反社会的行動を容認する気質、傾向が認められる場合等。
- ヘ 被虐待児の身体状況 「10 身体発達の遅れ」は低身長、低体重等をいう。

[ 児童相談所の対応 ]

- マ～ム 基本的に未記入はありえない。必ず記入すること。
- マ 一時保護 委託一時保護を含む。
- ム 処遇内容及び処遇経過 H16年5月1日現在の処遇までに、他の処遇を行っていた場合は、<過去の処遇経過>を記入する。現在の直前を左端に記入し、それ以前を右へ順に記入していく。「H16.5/1現在の処遇」と「過去の処遇経過の左端記入欄」とは一致しない。
- ムとミとの関係 ムで「1～7」を選択する場合、ミの選択は「1 在宅」となる。  
ムで「8～12」を選択する場合、ミの選択は「2 施設入所等」となる。  
ムで「13～15」を選択する場合、ミの選択は「3 未決定」となる。
- ヨ 機関名 ヌで4を選んだ場合必ず記入する。
- レ 家裁申立て例 記入欄の<親権変更等>には、監護権指定等を含む。

□ 施設入所後の経過 ミで「2施設入所等」を選んだ場合、基本的に記入する。

A 在宅の場合他 ミで「1在宅」を選んだ場合、基本的に記入する。  
機関との連携

[児童の意向(受けとめ方)]

F 被虐待児が虐待者と一緒に生活したいと思っているかどうかについて答えること。

虐待者(例えば実母)とは一緒に生活したくないと思っているが、虐待者ではないもの  
(例えば実父)と生活したいと思っている場合には、「3」とし( )内に(実父)  
と記入する。

G～Lには、特記事項等を記入する。

## 非行・虐待相談実態調査検討委員会設置要領

16福子計第149号

平成16年5月11日

### 1 設置目的

東京都における非行及び虐待の実態を明らかにする調査を実施するため、非行・虐待相談実態調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 検討事項

- (1) 調査内容、調査手法に関すること。
- (2) 調査報告書の編集方針に関すること。
- (3) その他調査のための重要事項に関すること。

### 3 委員会

#### (1) 構成員

委員会の構成員は、別表1に定める者により構成する。

#### (2) 組織運営

- ア 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- イ 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- ウ 委員長は、少子社会対策部長を、副委員長は、児童相談センター次長をもって充てる。
- エ 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- オ 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、または他の方法により意見を聞くことができる。

### 4 作業部会

調査資料の検証、分析、報告書の編集等を行うため、委員会に次の作業部会を置く。

#### (1) 非行相談実態調査作業部会（以下「非行部会」という。）

##### ア 構成員

非行部会の構成員は、別表2-1（省略）に定める者により構成する。

##### イ 組織運営

- (ア) 非行部会に部会長1名、副部会長1名を置く。
- (イ) 部会長は、部会を招集し、これを主宰する。
- (ウ) 部会長は、少子社会対策部副参事（非行児童支援担当）を、副部会長は、八王子児童相談所長をもって充てる。
- (エ) 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- (オ) 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、または他の方法により意見を聞くことができる。

#### (2) 虐待相談実態調査作業部会（以下「虐待部会」という。）

##### ア 構成員

虐待部会の構成員は、別表2 - 2に定める者により構成する。

#### イ 組織運営

- (ア) 虐待部会に部会長1名、副部会長1名を置く。
- (イ) 部会長は、部会を招集し、これを主宰する。
- (ウ) 部会長は、少子社会対策部副参事（虐待対策・養育家庭担当）を、副部会長は、立川児童相談所長をもって充てる。
- (エ) 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- (オ) 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、または他の方法により意見を聞くことができる。

#### 5 庶務

- (1) 委員会の庶務は、少子社会対策部計画課児童相談所運営係に置く。
- (2) 非行部会の庶務は、少子社会対策部計画課非行児童支援担当係長に置く。
- (3) 虐待部会の庶務は、児童相談センター事業課児童相談所調整係に置く。

#### 6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成16年5月11日から施行し、委員会の目的達成をもって廃止する。

別表1 非行・虐待相談実態調査検討委員会構成員名簿

区分	所属職名	氏名
委員長	子ども家庭部長	白石 弥生子 (～平成16年7月)
	少子社会対策部長	朝比奈 照雄 (～平成17年7月)
	少子社会対策部長	都留 佳苗 (平成17年7月～)
副委員長	児童相談センター次長	鈴木 昭 (～平成17年3月)
	児童相談センター次長	梶原 洋 (平成17年4月～)
委員	子ども家庭部計画課長	松岡 玉記 (～平成16年7月)
	少子社会対策部計画課長	中山 政昭 (平成16年8月～)
委員	副参事(児童相談所改革担当)	古谷 ひろみ (～平成17年7月)
	副参事(児童相談所改革担当)	松原 かおり (平成17年7月～)
委員	副参事(非行児童支援担当)	手島 浩二
委員	副参事(虐待対策・養育家庭担当)	石川 守 (～平成17年7月)
	副参事(虐待対策・養育家庭担当)	山川 浩子 (平成17年7月～)
委員	児童相談センター事業課長	田城 利明 (～平成17年7月)
委員	児童相談センター相談処遇課長	番場 豊 (～平成17年3月)
委員	児童相談センター参事	犬塚 峰子
委員	児童相談センター治療指導課医長	伊東 ゆたか (～平成17年3月)
	児童相談センター相談処遇課医長	伊東 ゆたか (平成17年4月～)
委員	立川児童相談所長	豊岡 敬
委員	杉並児童相談所長	壽原 重熙 (～平成16年7月)
委員	墨田児童相談所長	銀林 純子
委員	八王子児童相談所長	加藤 芳三 (～平成17年3月)
委員	足立児童相談所長	田口 正治

平成16年8月に「子ども家庭部」から「少子社会対策部」に組織改正

別表 2 - 2 虐待相談実態調査作業部会構成員名簿

区分	所属職名	氏名
部会長	少子社会対策部副参事(虐待対策・養育家庭担当)	石川 守(～平成17年7月)
	少子社会対策部副参事(虐待対策・養育家庭担当)	山川 浩子(平成17年7月～)
副部会長	立川児童相談所長	豊岡 敬
部会員	少子社会対策部副参事(児童相談所改革担当)	古谷 ひろみ(～平成17年7月)
	少子社会対策部副参事(児童相談所改革担当)	松原 かおり(平成17年7月～)
部会員	児童相談センター相談処遇課長	番場 豊(～平成17年3月)
部会員	児童相談センター治療指導課医長	伊東 ゆたか(～平成17年3月)
	児童相談センター相談処遇課医長	伊東 ゆたか(平成17年4月～)
部会員	杉並児童相談所長	壽原 重熙(～平成16年7月)
部会員	世田谷児童相談所長	木村 桂子(平成16年7月～)
部会員	少子社会対策部計画課児童相談所運営係長	浦 和実
部会員	児童相談センター事業課児童相談所調整係主任	猪俣 武久
部会員	児童相談センター相談処遇課児童福祉担当係長	上田 修一
部会員	品川児童相談所児童福祉係長	片倉 昭子
部会員	立川児童相談所心理指導係長	尾崎 裕
部会員	小平児童相談所児童福祉係次席	藤沢 浩
部会員	足立児童相談所相談係長	高砂 和子(～平成17年3月)
部会員	多摩児童相談所児童福祉係長	瀧澤 俊雄
部会員	少子社会対策部計画課児童相談所運営係	平田 正太

平成16年8月に「子ども家庭部」から「少子社会対策部」に組織改正

アドバイザー

東京都児童福祉専門員・明治学院大学社会学部長 松原 康雄

余 白